

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議

ねんじほうこく
年次報告

ねんど
<2015年度>

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議

かわさきしちょう ふくだ のりひこ さま
川崎市長 福田 紀彦 様

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議

い いん ちよう せぬー じよあきむ
委員長 セヌー ジョアキム

ふくいんちよう おるそん ちゃーるず
副委員長 オルソン チャールズ

ねん だかわさき し がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ほうこく
2015年度川崎市外国人市民代表者会議の報告

だい き かわさき し がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねん じめ ねん がつ にち ねん がつじゅうよつか かい しよう
第10期川崎市外国人市民代表者会議の2年次目は、2015年4月26日～2016年2月14日まで4回(8
か かいぎ りんじかいぎ おーぶんかいぎ くわ ごうけいここのか かいぎについて しゅうりよう
日)の会議と、臨時会議であるオープン会議を加えた合計9日の会議日程を終了しました。

ちようさしんぎ けつか ほうこく
ここに調査審議の結果をまとめ、報告いたします。

だい き だいひょうしゃかいぎ ねん じめ さくねんどおこな こくさいこうりゅうらうんじへ ふいーるどわーく ふ かえ
第10期代表者会議2年次目は、昨年度行った国際交流ラウンジへのフィールドワークの振り返
りをするるとともに、ぼご ぼぶんか こうこうしんがく くやくしよさーびす そうだんまどぐち じょうほうでんたつ ぎようせい しみん
のコミュニケーション環境づくり、短期滞在者の支援、提言の評価等を主なテーマに調査審議し
ました。

また、11月に開催したオープン会議では、「外国人支援と多文化共生のための地域の拠点づくり」
をテーマに、てーま しょうぐるーぶ わ かくて わーくしよっぶ じっし だいひょうしゃ さんかしゃ せつきよくてき
小グループに分かれてワークショップを実施し、代表者と参加者による積極的な
いけんこうかん おこな ていげん と む しみん かつ こめんてーたー かつら きちよう ごいけん
意見交換を行い、提言の取りまとめに向けて、市民の方やコメンテーターの方からも貴重な御意見
をいただきました。

さらに、ちようさしんぎがい しみんまつ どう いべんと さんか さまざま しみん こうりゅう ふか
調査審議以外にも、市民祭り等のイベントに参加して様々な市民との交流を深めるなど、
はばひろ かつどう
幅広く活動してきました。

かわさきし がいこくじんしみんじんこう ねん がつまつじつげんざい こくせき ちいき にん ぜんしみん し
川崎市の外国人市民人口は、2015年12月末日現在、125の国籍・地域の32,975人、全市民に占める
わりあい こ だい き だいひょうしゃかいぎ しない ぜんがいこくじんしみん だいひょう
割合は2.2%を超えています。第10期代表者会議では、それぞれが市内の全外国人市民の代表で
あることを常に意識しながら会議に臨んできました。

かわさきし だれ こころゆた く しゃかい じつげん かわさきし
川崎市では、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる社会を実現していくため、「川崎市
たぶんかきょうせいしゃかいすいしんしん さくてい さまざま しさく おこな わたし がいこくじんしみん ちいきしゃかい
多文化共生社会推進指針」を策定し、様々な施策を行っています。私たち外国人市民も地域社会を
こうせい いちいん たぶんかきょうせい こうけん おも
構成する一員として多文化共生のまちづくりにさらに貢献していきたいと思ひます。

さいご にほんじん がいこくじん あんしん せいかつ とも い ちいきしゃかい けいせい
最後になりましたが、日本人も外国人も安心して生活できる、共に生きる地域社会の形成をめざし
て、ぜんこく さきが じょうれい がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ せっち しちようおよ しぎかないら
全国に先駆けて条例による外国人市民代表者会議を設置して下さった市長及び市議会並びに
しみん みなさま こころ かんしゃ もう あ かいぎ さぼーと かんけいしゃ みなさま
市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。さらに、会議をサポートして下さっている関係者の皆様
あつ れい もう あ
に厚くお礼を申し上げます。

目次

ねんどかわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ほうこく 2015年度川崎市外国人市民代表者会議の報告	1
もくじ 目次	2
かわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だい きだいひょうしゃめいぼ 川崎市外国人市民代表者会議 第10期代表者名簿	4

I 会議の報告

だい きだいひょうしゃ 第10期代表者	5
------------------------	---

1 かいぎかいさいがいよう 会議開催概要	6
--------------------------------	---

2 ちょうさしんぎ ないよう 調査審議の内容	8
----------------------------------	---

【1】 かいぎ うんえい 会議の運営	8
------------------------------	---

1 ねんかんについでしとう けつてい 年間日程等の決定	8
--------------------------------	---

2 せいふくいんちょうぶかいちょうかいぎ かいさい 正副委員長部会長会議の開催	9
--	---

【2】 ちょうさしんぎ だ いけん 調査審議で出された意見	10
---	----

1 ふくしきょういくぶかい 福祉教育部会	10
-------------------------	----

2 しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会	11
-------------------------	----

3 かんけいしゃ しゅつせき 関係者の出席	14
--------------------------	----

【3】 おーぶんかいぎ オープン会議	15
------------------------------	----

1 しゅし もくてき 趣旨・目的	15
---------------------	----

2 かいさいがいよう 開催概要	15
--------------------	----

3 わーくしょっぷ ワークショップ	16
----------------------	----

4 おーぶんかいぎさんかしゃあんけーと オープン会議参加者アンケート	21
---------------------------------------	----

II 提言

第10期川崎市外国人市民代表者会議の提言について	25
提言	26

III 各種活動状況

1 市長、市議会への報告	51
2 オープン会議の企画・運営	52
3 ニュースレターの編集	53
4 インターナショナルフェスティバルinカワサキ、かわさき市民祭りへの参加	55
5 自主勉強会	57
6 代表者の活動状況	58
7 専門調査員の活動状況	59

IV 資料

1 外国人住民人口統計	63
2 提出資料一覧	66
3 提言の取組状況	68
4 外国人市民代表者会議のしくみ	119
5 条例・要綱・要領	121

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だい 10 きだひょうしゃめいぼ
川崎市外国人市民代表者会議 第10期代表者名簿

委員長・副委員長

名 前	国籍・地域	居住区	実行委員等
委員長 セヌー ジョアキム	ベナン	たかつく 高津区	おーぶんかいぎじつこういんちよう オープン会議実行委員長
副委員長 オルソン チャールズ	米国	たかつく 高津区	おーぶんかいぎふくじつこういんちよう オープン会議副実行委員長

福祉教育部会

(部会長の他は五十音順)

名 前	国籍・地域	居住区	実行委員等
園田 泉 ベアトリス	ブラジル	みやまえく 宮前区	ぶかいちよう おーぶんかいぎ 部会長、オープン会議
河本 ファビオ 良則	ブラジル	かわさきく 川崎区	おーぶんかいぎ オープン会議、かわさき市民祭り しゅみんまつ じつこういんかいいん 実行委員会委員
金 スノグ	朝鮮	かわさきく 川崎区	にゅーずれたー ニューズレター
ケゼン グア エドワード	ケニア	なかはらく 中原区	しゅみんまつ 市民祭り
鈴木 イエレナ	ロシア	みやまえく 宮前区	しゅみんまつ 市民祭り
崔 想	韓国	なかはらく 中原区	おーぶんかいぎ オープン会議
仲田 シリワン	タイ	たかつく 高津区	しゅみんまつ 市民祭り
バルトコバ オクサナ	ウクライナ	かわさきく 川崎区	しゅみんまつ 市民祭り
ヒラチャン アスカ	ネパール	たかつく 高津区	しゅみんまつ じつこういんちよう 市民祭り実行委員長
ヘイ ジャ フィ	マレーシア	かわさきく 川崎区	しゅみんまつ かわさきせいじんしきまかくじつししいんかい 市民祭り、川崎市成人式企画実施委員会
牟 鳳菊	台湾	みやまえく 宮前区	しゅみんまつ 市民祭り
劉 健全	中国	なかはらく 中原区	おーぶんかいぎ オープン会議

社会生活部会

(部会長の他は五十音順)

名 前	国籍・地域	居住区	実行委員等
任 家林	中国	かわさきく 川崎区	ぶかいちよう にゅーずれたー 部会長、ニューズレター
ヴィラマー ジェリー	フィリピン	あさおく 麻生区	にゅーずれたー ニューズレター
王 夕心	中国	みやまえく 宮前区	しゅみんまつ 市民祭り
グエン ゴク パオ リン	ベトナム	たかつく 高津区	にゅーずれたー ニューズレター
孔 敏淑	韓国	たかつく 高津区	にゅーずれたー ニューズレター
シフケン ブランドン	米国	あさおく 麻生区	おーぶんかいぎ オープン会議
シャルマ ガジエンダー (~2014年8月)	インド	さいわいく 幸区	おーぶんかいぎ オープン会議
タカハシ ライゼール ラモス	フィリピン	かわさきく 川崎区	おーぶんかいぎ オープン会議
張 氷青	中国	たまく 多摩区	おーぶんかいぎ オープン会議
ディットマー ダニエラ	ドイツ	たまく 多摩区	にゅーずれたーへんしゅいんちよう ニューズレター編集委員長
董 増恆 (2014年10月~)	台湾	たかつく 高津区	しゅみんまつ 市民祭り
河 相宇	韓国	たかつく 高津区	おーぶんかいぎ オープン会議
葉 元聡	中国	たまく 多摩区	おーぶんかいぎ オープン会議

I かい ぎ 会議ほうこくの報告

だい き だいひょうしゃ
 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 第10期代表者 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊



だいひょうしゃかいぎ かいじょう ねん がつ にち くに きつえい
 代表者会議の会場において（2016年2月14日（日）撮影）

だいひょうしゃかいぎ みつ きーわーど
 ＊ ＊ ＊ 代表者会議の3つのキーワード ＊ ＊ ＊

ようきゅう さんか
要求から参加へ

ようきゅう
 要求するだけではなく
 せっきょくてき しせい さんか
 積極的に市政参加・
 しゃかい さんか
 社会参加をしていく。

こべつ ぶん へん
個別と普遍

こべつ ちが なか
 個別の違いの中から
 だれ なっとく
 誰をも納得させる
 ぶんてき さが
 普遍的なものを探す。

そうごりかい きょうせい
相互理解と共生

がいこくじん にほんじん
 外国人も日本人も
 たが りかい つと
 お互いの理解に努め、
 きょうせい はか
 共生を図る。

がいこくじん す にほんじん す
 「外国人の住みやすいまちは、日本人も住みやすい」

1 会議開催概要

※ 時間はいずれも14:00～17:00

会 期	開催日 ／場所	議 事 概 要	代表者	傍聴者
第1 回	第1日 2015年 4月26日 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> 市の審議会等委員について 実行委員会について 行事への参加について(かわさき市民祭り、 インターナショナル・フェスティバルinカワサキ) 臨時会の企画案について 福祉教育部会:「母語・母文化」「高校進学」 「フィールドワークの振り返り」 社会生活部会:「区役所サービス」「相談窓口」「情報伝達」 	24人	12人
	第2日 2015年 5月24日 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> 臨時会の企画案について 提言の評価について 福祉教育部会:「フィールドワーク」「高校進学」他 社会生活部会「行政と市民のコミュニケーション環境づくり」 「短期滞在者の支援」他 実行委員会報告(ニューズレター、市民祭り) 	26人	2人
第2 回	第1日 2015年 6月21日 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> 市民祭りへの参加について 提言の評価について 福祉教育部会:審議の振り返り、提言の希望 社会生活部会:審議の振り返り、今後の進め方 実行委員会報告(オープン会議、市民祭り、ニューズレター) 	21人	3人
	第2日 2015年 9月13日 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> 提言について オープン会議について 福祉教育部会:提言の絞り込み、提言に向けた準備 社会生活部会:審議の振り返り、提言の絞り込み 実行委員会報告(オープン会議、市民祭り、ニューズレター) 	23人	16人

かい き 期		かいさい び 開催日 ／場所	ぎ じ がい よう 議 事 概 要	だいひょうしゃ 代表者	ぼうちやしや 傍聴者
第 3 回	だい にち 第1日	ねん 2015年 が につ にち 10月18日 こくさいこうりゅう 国際交流 せんたー センター	ぜんたいしんぎ こくさいこうりゅうらうんじ かしょう せっち ・全体審議:「国際交流ラウンジ(仮称)の設置」 かんけいしや せつめい しつぎおうとう (関係者による説明と質疑応答) おーぶんかいぎ ・オープン会議について ふくしきょういくぶかい ていげん む じゅんび ・福祉教育部会:提言に向けた準備 しゃかいせいかつぶかい しんぎ ふ かえ ていげん しほ こみ ・社会生活部会:審議の振り返り、提言の絞り込み じっこういんかいほうこく おーぶんかいぎ しみんまつ にゅーずれたー ・実行委員会報告(オープン会議、市民祭り、ニューズレター)	にん 23人	にん 12人
	つうさん 通算⑤	ねん 2015年 が につ にち 11月15日 こくさいこうりゅう 国際交流 せんたー センター	おーぶんかいぎ ・オープン会議 だい ぶ だい きしんぎてーま しょうかい 第1部 第10期審議テーマの紹介 だい ぶ わーくしょっぷ ぜんたいかいぐるーぶはつびょう 第2部 ワークショップ・全体会グループ発表 てーま がいこくじんしえん たぶんかきょうせい テーマ「外国人支援と多文化共生のための 地域の拠点づくり」	さんかしゃ 参加者 やく 約120人	
第 3 回	だい にち 第2日	ねん 2015年 が つむいか 12月6日 こくさいこうりゅう 国際交流 せんたー センター	ねんどおーぶんかいぎ ・2015年度オープン会議について ぜんたいしんぎ こくさいこうりゅうらうんじ かしょう せっち ・全体審議:「国際交流ラウンジ(仮称)の設置」 ふくしきょういくぶかい ていげん む じゅんび ・福祉教育部会:提言に向けた準備 しゃかいせいかつぶかい ていげん む じゅんび ・社会生活部会:提言に向けた準備 じっこういんかいほうこく にゅーずれたー しみんまつ ・実行委員会報告(ニューズレター、市民祭り)	にん 21人	にん 4人
	つうさん 通算⑦	ねん 2016年 が につ にち 1月17日 こくさいこうりゅう 国際交流 せんたー センター	ねんど ねんじほうこく ・2015年度の年次報告について ぜんたい ていげん らうんじ せっち ・全体での提言(ラウンジの設置について) ふくしきょういくぶかい ていげん む じゅんび ・福祉教育部会:提言に向けた準備 しゃかいせいかつぶかい ていげん む じゅんび ・社会生活部会:提言に向けた準備 ていげん とりくみじょうきょう ・提言の取組状況について	にん 24人	にん 3人
第 4 回	だい にち 第1日	ねん 2016年 が につ にち 1月17日 こくさいこうりゅう 国際交流 せんたー センター	ふくしきょういくぶかい ていげん む さいしゅうかくにん ・福祉教育部会:提言に向けた最終確認 しゃかいせいかつぶかい ていげん む さいしゅうかくにん ・社会生活部会:提言に向けた最終確認 だい き だいひょうしゃかいぎ ていげん ・第10期代表者会議の提言について ねんど ねんじほうこく ・2015年度の年次報告について	にん 24人	にん 8人
	だい にち 第2日	ねん 2016年 が つじゅうつか 2月14日 こくさいこうりゅう 国際交流 せんたー センター			

2 ちょうさしんぎ ないよう 調査審議の内容

【1】かいぎ うんえい 会議の運営

1 ねんかんにっていとう けつてい 年間日程等の決定

だい かいだい にちかいぎ ねんど しんぎすけじゅー ーのおよ りんじかい おーぶんかいぎ かいさい
第1回第1日会議で、2015年度の審議スケジュール及び臨時会（オープン会議）の開催を
けつてい
決定しました。また、その他の行事として、「かわさきしみんまつ」と「いんたーなしょなる・
ふえすていばる かわさき さんか
フェスティバルinカワサキ」に参加することとしました。

りんじかい ぎょうじ きかく じゅんび だいひょうしゃ じしゅてき おこな りんじかい ぎょうじ
臨時会や行事の企画・準備は、代表者が自主的に行うため、臨時会と行事のそれぞれに
じっこういんかい せっち かいぎ こうほう もくてき しみん きども きよく はっこう
実行委員会を設置しました。また、会議の広報を目的に市民・こども局が発行する
に ゆーずれたー へんしゅう きょうりよく へんしゅういんかい もう だいひょうしゃ ぜんいん
ニューズレターの編集に協力するための編集委員会を設けました。代表者は全員がいず
れかのいんかい さんか
委員会の委員に参加するようにしました。

かくいんかい だいひょうしゃかいぎ かいさい まえ じかんたい りよう あつ きょうぎ
各委員会は、代表者会議が開催される前の時間帯を利用して集まり、それぞれ協議した
ないよう かいぎ ほうこく だいひょうしゃかいぎ ぜんたい と く
内容を会議で報告し、代表者会議全体で取り組むこととしました。

かくいんかい かつどう かくしゅかつどうじょうきょう 2 3 4 さんしょう
(各委員会の活動については、Ⅲ 各種活動状況 2 3 4 を参照)



ぜんたいかい ようす
全体会の様子

2 正副委員長部会長会議の開催

代表者会議の円滑な運営を図るため、事前に正副委員長部会長会議を開催し、次回会議の進行、部会の審議内容・資料等について確認しました。

<開催経過と主な議題>

かい 回	かいさいび 開催日	ぎ 議 題
1	ねん 2015年 がつふつか もく 4月2日(木)	ねんかんしんぎすけじゅーるおよぎょうじさんか 年間審議スケジュール及び行事への参加について だいかいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ すす かた 第1回第1日会議次第、部会審議の進め方について りんじかい きかくあん し しんぎかいとういいん 臨時会の企画案について、市の審議会等委員について
2	がつ にち きん 5月15日(金)	だいかいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ すす かた 第1回第2日会議次第、部会審議の進め方について りんじかい きかくあん ていげん ひょうか 臨時会の企画案について、提言の評価について
3	がつこのか か 6月9日(火)	だいかいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ すす かた しみんまつさんか 第2回第1日会議次第、部会審議の進め方について、市民祭りへの参加 りんじかい きかくあん ていげん ひょうか について、臨時会の企画案について、提言の評価について、 かくじっこういいんかい 各実行委員会について
4	がつ にち か 8月25日(火)	だいかいだい にちかいぎしだい ていげん おーぶんかいぎ ぶかいしんぎ 第2回第2日会議次第、提言について、オープン会議について、部会審議 すす かた かくじっこういいんかい の進め方について、各実行委員会について
5	がつつたち もく 10月1日(木)	だいかいだい にちかいぎしだい ぜんたい ていげん おーぶんかいぎ 第3回第1日会議次第、全体での提言について、オープン会議について、 ぶかいしんぎ すす かた かくじっこういいんかい 部会審議の進め方について、各実行委員会について
6	がつにじゅうよつか か 11月24日(火)	だいかいだい にちかいぎしだい おーぶんかいぎ ぜんたい ていげん 第3回第2日会議次第、オープン会議について、全体での提言について、 ぶかいしんぎ すす かた かくじっこういいんかい 部会審議の進め方について、各実行委員会について
7	ねん 2016年 がついつか か 1月5日(火)	だいかいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ すす かた 第4回第1日会議次第、部会審議の進め方について ねんじほうこくしょ こうせい ていげん し とりくみじょうきょう 年次報告書の構成について、提言への市の取組状況について
8	がつじゅうよつか にち 2月14日(日)	だいかいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ すす かた ねんど ねんじ 第4回第2日会議次第、部会審議の進め方について、2015年度の年次 ほうこくしょ だいかいだいひょうしやかいぎ ていげん 報告書について、第10期代表者会議の提言について



ふくしきょういくぶかい
福祉教育部会



しゃかいせいかつぶかい
社会生活部会

【2】 調査審議で出された意見

1 福祉教育部会

(1) 母語・母文化について

- ① 日本で育っていくうえでは日本語が必要である。
- ② もっと海外の文化を紹介するような機会があるとよい。
- ③ 子どもに母語を学ばせることを強制できないが、母語や母文化に関心をもつようになる環境を作ることが重要である。

(2) 高校進学について

- ① 外国人だけではなく、日本人の帰国子女の場合も同様の問題がある。
- ② 学力レベルや日本語能力は在学中にカバーできるようになるかもしれない。
→受験の段階で可能性を消してしまってもよいのか。
- ③ 日本で生まれ育った子どもよりも、小学校高学年や中学生のときに日本に来た子どもにとってより深刻な問題となっている。
- ④ 在県枠がある学校はサポート体制も充実している。
- ⑤ 日本では高校を卒業していないと仕事（アルバイトも）に就くことは難しい。
- ⑥ 経済的に余裕がない家庭では、公立高校に通うしかない。（私立には通えない。）
- ⑦ 在県枠について、設置する学校を増やしてほしい。各学校の定員数を増やしてほしい。3年以内という条件を延ばしてほしい。
- ⑧ 在県枠の学校・定員を増やせばよいというわけではない。
→入学後のサポート体制を整える必要がある。
- ⑨ 在県枠の提言について、川崎市立の高校については強く要望したい。神奈川県立の高校については川崎市を通じて県に働きかける。

(3) フィールドワーク（国際交流ラウンジ（横浜市）「つづきMYプラザ」視察）の振り返り

- ① 駅に近くてアクセスがよかった。
- ② 信頼できる大人がいるということが魅力的で、居心地のよい、落ち着く場所であ

った。

- ③ 資料や情報が充実していた。(スタッフがメンテナンスをしっかりとしている。)
- ④ 10代の子どもたちがお金を使わずに過ごせ、利用できるのがよい。
- ⑤ 川崎市で実現するためには、運営体制など課題を考^{かんが}える必要がある。

(4) 子育て広場について

- ① 関心のある人^{ひと}が集まるようになってきた。
- ② 子育て広場のような場所^{ばしょ}はやはり必要^{ひつよう}である。

(5) 外国語版母子健康手帳について

- ① 認知度が低いので、もっと有効^{ゆうこう}に活用^{かつよう}すべきである。
- ② 提言^{ていげん}にしなくても、改善^{かいぜん}が望める^{のぞ}のではないか。

(6) 保育園について

- ① 待機児童^{たいきじどう}がゼロになったのであれば、改善^{かいぜん}の取り組み^{とく}は継続^{けいぞく}してもらい、提言^{ていげん}にしなくてもよいのではないか。
- ② 入所基準^{にゅうしょきじゆん}の見直し^{みなお}を提言^{ていげん}にしたい。(とくに「内定者^{ないていしゃ}」について)
→不平等^{ふびやうどう}だということに対する不満^{たい}だけでは提言^{ていげん}にならない。
→パブリックコメント^{ぱぶりっくこめんと}を実施^{じっし}したうえで決定^{けつてい}されたものに対して、代表者会議^{たいだいひやうしゃかいぎ}として
提言^{ていげん}することの説得^{せつとくてき}的な理由^{りゆう}はあるのか？

(7) 子育てガイドブックについて

- ① 川崎区^{かわさきく}では3年に1回、予算^{ねん}を多言語版^{かい}に使用^{よきん}している。
- ② 各区^{かく}で多言語^{たげんご}の子育てガイドブック^{こそだ がいどぶっく}を作成^{さくせい}してほしい。
→川崎区^{かわさきく}の方法^{ほうほう}を他の区^{ほか}でも取り入れ^とてほしい。
- ③ ガイドブック^{がいどぶっく}の内容^{ないよう}は統一^{とういつ}しなくてよい。

2 社会生活部会^{しゃかいせいかつぶかい}

(1) 区役所サービス(ワンストップ窓口)について

- ① すべての書類^{しょるい}を用意^{ようい}した手続き^{てつづ}のための窓口^{まどぐち}があるとよい。
→1人の職員^{ひとり}がすべての業務知識^{しょくむちしき}を身につける^みことは難^{むずか}しい。

② どの窓口に行けばよいかわかるための案内窓口があるとよい。

→外国人だけでなく、初めて川崎に住む日本人にとってもよいのではないか。

→国（入管など）の手続きを市の窓口で案内するのは難しい。

→手続き案内リスト（TO DO リスト）があるとよい。

③ 「国際交流ラウンジ」ができることにより、区役所サービスが改善することは可能である。

(2) 相談窓口について

① どこで誰に聞けばよいかわからない時に、相談窓口があるとよい。

② 24時間対応可能な相談窓口があるとよい。

→問題を抱えているのは日本人も同じで、外国人だけ優遇できないことや、コストの面から難しい。

(3) 情報伝達について

① インターネットの情報を充実させることが必要である。

② 区によって情報伝達が異なっているのではないか。

→第9期の提言で、共通する情報はウェルカムセットで渡すことが全区で統一された。

→手続きの書類は各区で違いはない。

③ 行政サービスコーナーや土曜開庁などについての情報伝達が十分でなく、あまり知られていない。

④ 積極的に自分たちで情報を取りに行くことも必要である。

⑤ コミュニティを作り、コミュニティの仲間から情報を入手することが有効である。

⑥ 行政と利用者をコーディネートする場所があるとよい。

⑦ 生きた情報がある場所があるとよい。

⑧ 「国際交流ラウンジ」ができることにより改善できることもあるが、ラウンジだけではカバーできない情報伝達の課題もある。

(4) 行政と市民のコミュニケーション環境づくり

① コミュニティサイトを活用したコミュニケーション（市から市民/市民から市/市民

と市民)の改善が必要である。

② 運営が大変(メンテナンス/悪意のある人への対応/情報の正確性の確認など)である。

③ コミュニティを知ってもらいきっかけをどうするのか。

→行政がコミュニティの情報を発信するのはハードルが高い。

④ 民間のネットワーク(地域ポータルサイト)を利用したらどうか。

⑤ ウェルカムセットにコミュニティグループについての情報を追加できないか。

(5) 短期滞在者への支援

① 家電や家具のリサイクルが活用できるとよい。

→市が、粗大ごみで出された家具のリサイクル品を、抽選で市民に提供している。

→いない物、欲しい物の情報交換ができるコミュニティがあるとよい。

→市で、リサイクルの情報(中古品を取り扱う店の情報やバザーの情報等)が発信されるとよい。

(6) 介護分野の就職支援

① 海外から人を入れるより、日本にいる就労に制限のない在留資格を持つ外国人を
活用すべきである。

② 仕事の内容を知ってもらうために、介護の仕事を体験する制度があるとよい。

③ 民間や行政を含めて、就職の情報が集まるわかりやすい窓口が必要である。

④ 介護分野の就職支援は、「情報伝達」の問題ではないか。

(7) 居住支援

① 入居差別の経験がある。/紹介される物件が少ない。

→民間の事業者(大家)の判断だから仕方ないのではないか。

② 外国人だから不安という民間事業者(大家)の気持ちをどう解消させるか。

→民間事業者(大家)をサポートするような体制が必要である。

→外国人に対して、日本での生活ルールについてのセミナーを開催したらどうか。

③ 民間事業者(大家)からの視点で、言葉の問題、保証人の問題をどうクリアにする
かが重要である。

3 かんけいしゃ しゅつせき
関係者の出席

ぜんたいかい だい かいだい にち
全体会 第3回第1日 (2015年10月18日)

<small>こうえきざいだんほうじんかわさきしこくさいこうりゅうきょうかい</small> 公益財団法人川崎市国際交流協会	<small>たぶん かきょうせいか</small> 多文化共生課	<small>わたなべ しゅうじ かしょう</small> 渡部 修治 課長
<small>こうえきざいだんほうじんかわさきしこくさいこうりゅうきょうかい</small> 公益財団法人川崎市国際交流協会	<small>こうりゅうじぎょうか</small> 交流事業課	<small>なかむら たかあき かしょう</small> 中村 高明 課長

【3】オープン会議

日 時 2015年11月15日（日） 14:00～17:00

場 所 国際交流センター 1階 ホール

参加者 約120人

第1部 第10期審議テーマの紹介

第2部 ワークショップ・全体会グループ発表

テーマ「外国人支援と多文化共生のための地域の拠点づくり

—『国際交流ラウンジ（仮）』の設置をめざして—

1 趣旨・目的

- (1) 第10期代表者会議で審議しているテーマについて、専門家の話や代表者以外の方の意見を聞き、審議の参考にする。
- (2) 外国人をめぐる状況について、広く現状を把握する機会とする。
- (3) 代表者会議のPR、外国人市民同士及び外国人市民と日本人市民の交流と出会いの場とする。

2 開催概要

- (1) 第1部 開会、主催者及び川崎市あいさつ、代表者の自己紹介、代表者会議の説明、審議テーマの紹介とワークショップの説明 園田 泉 ペアトリス/任 家林



- (2) 第2部 ワークショップ 全体発表

第10期で審議しているテーマ「外国人支援と多文化共生のための地域の拠点づくり—『国際交流ラウンジ（仮）』の設置をめざして—」について、ワークショップ形式を用い、6つ（A～F）の小グループに分かれ、代表者と参加者の意見交換を行った。その後、各グループが発表を行い、コメントーターからの意見をいただいた。

□ コメントーター

中野 裕二 さん（駒澤大学教授）
原 千代子 さん（川崎市ふれあい館館長）



(3) 交流パーティー

会議終了後、代表者と会議に参加した市民が自由に懇談するための時間を設けました。参加者同士とても有意義な交流ができました。

3 ワークショップ

「外国人支援と多文化共生のための地域の拠点づくり

—『国際交流ラウンジ（仮）』の設置をめざして—」

(1) 全体会でのグループ発表の要旨

【Aグループ】

- ① 多文化共生のために、異文化交流のイベントを定期的に関催したらよい。
- ② 交流の場として、行きやすい場所、できれば駅に近い場所がよい。
- ③ 各区に一つずつ置けるとよいのではないかな。
- ④ 外国人のためだけでなく、日本人と外国人が平等に利用しやすいラウンジであってほしい。

- ⑤ 日本人と外国人の国際協力につながるレベルまで貢献できるとよい。
- ⑥ 多文化共生の機能を生かし、外国人も日本の風習や文化をもっと勉強するなど、日本社会に合わせるための努力をすべきではないか。
- ⑦ 日本語を話すことができない外国人が病院に行く場合など、相談窓口がラウンジにあるとよい。
- ⑧ 話を聞いて終わるのではなく、問題解決につながる場所であってほしい。

【Bグループ】

- ① 初めて外国人が日本に来たときに、受け取る情報が不足しており、また、受け渡した方も不十分であるので、何とか解決したい。
- ② 外国人登録窓口がなくなったことで、何もわからずどこへ行っていいかわからない外国人が情報を得ることが難しくなった。
- ③ 在住だけでなく在勤の外国人にも、川崎市の防災情報を発信してほしい。さらに、ほかの地域の防災情報の交流拠点にもなればよい。
- ④ 外国人自らが情報の発信者になったり、自立して地域に貢献できる拠点になるとよい。
- ⑤ 各市民館等で行っている多文化共生事業などで外国人の人材が不足している声もあるので、外国人の人材を募集するような機能を持たせられるとよい。
- ⑥ 友達も知り合いもないので、誰かと話ができるような居場所がほしい。
- ⑦ 外国暮らしが長く、日本に帰ってきて日本の生活に疎外感を覚えているような日本人にとっても、外国で暮らした経験を生かせるような場所(居場所)があるとよいと思う。
- ⑧ 誰もが気軽に行けて、いろいろな話ができる場所が欲しい。

【Cグループ】

- ① 日本人、外国人だけでなく、老人も大人も子どもたちもすべての人が活用できる拠点にならなくてはいけないのではないか。
- ② 安心、安全に生活するための、社会貢献できるような拠点になる必要があるのではないか。
- ③ 東日本大震災もあり、地域の安全安心という観点での情報提供、情報発信をスムーズにできるところが欲しい。
- ④ 居場所づくりの面では、子どもたちが学校が終わってから勉強する場所、友達と遊ぶ場所、また、子どもたちだけでなく、地域の高齢者も含めた居場所になればよい。

- ⑤ 場所は近くにあって方がよいという意見もあったが、既存の施設、既存の建物を活用していてもよいのではないか。

【D グループ】

- ① 居場所づくりの面で、日本人との交流のニーズが高いことがわかった。
- ② 場所は、アクセスがしやすいこと、利便性が重要である。
- ③ 子育て中の家族のニーズが高く、子どもの遊び場となるような居場所があったらうれしい。
- ④ 国際交流センターのような既存の施設をどんどん活用し、イベントを増やすなどして、認知度を高めることも重要である。
- ⑤ 外国人の中にも、日本人に外国語を教えるなどのボランティア活動をしたい方がたくさんいるので、多文化共生という相互関係が成り立つのではないかと思う。
- ⑥ 新米の母親向けのガイドブックがあったらよい。多言語で展開していくことが重要である。
- ⑦ 信頼関係が生まれるコミュニティが欲しい。
- ⑧ 母国語が違う人と出会う機会が欲しい。
- ⑨ コミュニケーションを取れる場所、きっかけが大事である。

【E グループ】

- ① 主にSNSを使った情報発信ができるとよいのではないか。
- ② 短期滞在者の場合、生活情報をどこでもらえるかということ議論した。
- ③ 日本に住んでいる外国人が、緊急時にすぐに対応できるような窓口にしてもよいのではないか。たとえば、医療支援の窓口として活躍してもよいのではないか。
- ④ 外国人と日本人が利用できる施設がよい。
- ⑤ 子育てのグループ、言語のグループなど、さまざまなコミュニティのネットワークができるとよい。
- ⑥ 子育てに関する窓口のような機能があるとよい。
- ⑦ 日本で生まれた外国の子どもたちのアイデンティティも重要で、母国をはじめいろいろな文化を学べる場所があればよい。
- ⑧ 実際にその場所へ行かなくても、電話をかけて、いろいろな相談ができたり、助けられるような機能もあってもよいのではないか。電話での、言語のサポートにも対応できるとよい。
- ⑨ アクセスのよい場所であることがもっとも重要である。

【Fグループ】

- ① 保険、年金などの複雑な制度を外国人が理解するのは難しいので、ボランティアの通訳などによる相談窓口を作る必要があるのではないかと。
- ② 保育園や子どもの教育などについて相談できる場所があるとよい。
- ③ 中心になるラウンジを1か所設け、あとは簡単に基本的な機能をもつ地域に密着したサブ的なものを置けば、費用の面で抑えられるのではないかと。
- ④ 働いている人も多いので、平日の夜間なども相談できるとよい。
- ⑤ 情報提供の部分では、チラシではなかなか情報が届きにくいので、SNSなどを積極的に取り入れる必要があるのではないかと。
- ⑥ 同じ国籍の人ばかり集まると日本人との触れ合いがなくなるので、いろいろな国籍の人を混ぜて、組み合わせたコミュニティづくりができるとよい。

(2) コメンテーターから

<中野教授>

- ① 市の審議会である人権施策推進協議会の外国人市民施策部会においても、現在、多文化共生社会推進指針を推進するための地域の拠点づくりが必要ではないかということ議論しているところである。今日の皆さんの意見を参考にさせていただき、審議に反映できればと思う。
- ② あまりたくさん機能を持たせると実現が難しくなると思う。直接やる機能と、他と連携する機能というのを、きちんと分ける必要があるのではないかと。
- ③ Fグループで出た、全てのラウンジが同一の、均一の機能を果たす必要はないかも知れないという意見は、非常に重要だと思う。実現化するためにも、同じものを作るのは難しいかも知れないが、一つ作って、そこが拠点となっていくというような意見は非常に参考になった。
- ④ 提言をまとめるにあたっては、何も特別なことを言っているわけではないという意義づけが必要なのではないかと思う。交流ラウンジは、全ての人に適用される政策や制度を全ての人々がアクセスできるようにするために必要なものである。身体的な特徴だとか、何らかの困難を抱えているなど、アクセスするのに、ちょっと努力がいる人たちがいると、そのような人を支援する施設も必要である。だから、外国人市民のための施設だけが必要なわけではなく、様々な支援をする施設が必要で、皆さんの提案もその中の一つとして理解できる。



- ⑤ 提言の意義づけとしては、人権の観点からも考える必要がある。アクセスするのに努力が必要な人は、アクセスできなくても仕方ないというような政策の作り方や実施の仕方というのは、人権保障の観点から問題があり、それを放置する社会というのは、そのような人たちを排除する社会である。普遍的な制度や政策は、当然それをアクセスできるような仕組みとセットで考える必要がある。
- ⑥ 川崎市は今年「国際施策推進プラン」を策定したが、国際交流ラウンジも、川崎市の国際施策の中で位置づけられると実施しやすくなるのではないかと。

<原館長>

- ① 参加者の皆さんがこのように集まって熱心な討論をし、川崎市で外国人が住みやすいまちづくりをめざしてという熱意が、今抱えている問題を変えていくのではないかと思う。
- ② ふれあい館は、アクセスの問題もあり、利用率が低いことが課題だと思っている。また、条例上は日本人と外国人の交流施設ということとなっており、多文化共生という点で、ふれあい館としても、日本人を含めた交流が必要ではないかというのは現代の課題として認識している。また、施設の機能として、子どもの子育てから、小学生、中学生の教育問題、成人教育、大人向けの外国人の識字学級、高齢者の相談もある。国際交流ラウンジの中に必要なのは、子育て、小学生・中学生の居場所、青少年の居場所など、今社会的な問題になっていると思うが、成人、高齢者など含めて総合的な窓口が必要ではないかということ、参加者の皆さんの話の中から感じた。
- ③ 保育園の入所手続き、予防接種、就学手続きなど、手続き支援と一緒にやってくれるような場所が必要だと思う。多言語情報のチラシは区役所にたくさんあるが、非漢字圏の人にとっては手続きがとても大変である。ふれあい館では、地域向けに細々とやっているが、駅近くの場所で、そういう相談が必要ではないかと思う。
- ④ 川崎区の翻訳・通訳バンク事業については、ふれあい館の識字学級で学んだ方たちがボランティアとしてやってくれている。手続き支援などに行くときは交通費もかかるので、有償ボランティア制度にすることが重要ではないかと思う。
- ⑤ 保険や年金の問題はとても難しく、総合相談の窓口になるためには、行政機構も知りながら、外国人とのコーディネート機能をもつことがラウンジに求められているのではないかと思う。
- ⑥ ラウンジの名称についてだが、多文化共生というときには、外国人の問題だけでなく、日本人のいろいろな痛みをもっている人たち、たとえば高齢者や障害の

ある人たちの問題でもあると思う。そのような意味で、「多文化共生ラウンジ」、あるいは「ふれあい交流ラウンジ」といった名称がよいかも知れない。皆さんで意見を述べ合いながら検討してほしい。

4 オープン会議参加者アンケート

(1) ワークショップについて

- ① 多くの外国人が関心のあるテーマを議論できてとてもよかった。
- ② お互いの意見交換ができて楽しかった。
- ③ とても興味深い内容だった。また、情報の重要性がわかった。
- ④ 地域の国際子育て広場でボランティアをしている。他の地域の方々と交流でき有意義な時間をもててよかった。
- ⑤ 外国人の方が、いろいろな悩みを抱えていることがわかった。
- ⑥ 様々な国籍や年代の方と意見を交わすことができ、勉強になった。
- ⑦ 提言が一つでも実現することを願っている。いろいろと参考になった。
- ⑧ たくさんの声を聴くことができ、周りの社会のことを知った。
- ⑨ 外国人の方が、どのような悩みを持っているかを知ることができた。自分にできることがあれば、積極的にボランティア活動に参加したい。住みやすい川崎になればいいと思う。

(2) その他

- ① 情報弱者といわれるマイノリティにこそ、必要な情報を届ける方法について考えたい。
- ② 各区に、コミュニティの場所をつくってほしいと思う。
- ③ ネットワークやコミュニケーションできる場をもっと作ってほしい。
- ④ ラウンジが川崎市全体にないことを知らなかった。外国人が住みやすいまちになるには、もう少し数が必要だと思う。
- ⑤ 多文化共生社会は、実際にとっても難しいと思うが、川崎市の取組は進んでいるので、今後を期待している。
- ⑥ 国際交流ラウンジも必要だが、区役所内部に相談コーナーを設置できるとよい。
- ⑦ 川崎市には人権オンブズパーソン制度があり、女性と子どもに限定しているが、課題の多い外国人をなぜ対象としないのか。
- ⑧ 代表者会議では、町内会の役員の人などにもゲストとして出席し、日本の事情も語ってもらったほうがよいのではないか。

- ⑨ 市の情報の多言語化をできるだけ進めることが重要である。
- ⑩ 川崎市国際交流センターはけっこうやっているが、自分たちの取組だけでなく、他団体の情報もすくい上げて紹介していくことが必要だと思う。



Kawasaki City Representative Assembly for Foreign Residents

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議

ねん ど お ー ぶ ん か い ぎ

2015年度 オープン会議

*** 2015年11月15日 (日) 14:00~17:00 ***

*** 川崎市国際交流センター 1F ホール ***

し かい
司 会

ちえ さん / てい と ま こ だ に え ら
崔 想 / ディットマー ダニエラ

■ 開会 14:00~14:10

しゅざいしゃ かわさきし
主催者/川崎市あいさつ

■ 第10期代表者の自己紹介/代表者会議の説明 14:10~14:30

■ 審議テーマの紹介とワークショップの説明 14:30~14:55

そのだ いすみ べあとリス / れん じゃりん
園田 泉 ベアトリス / 任 家林

《 休 憩 (10分) 》

■ ワークショップ 15:05~16:05

「外国人支援と多文化共生のための地域の拠点づくり

——『国際交流ラウンジ (仮)』の設置を目指して」

《 休 憩 (10分) 》

■ 全体発表 16:15~16:55

こめんてーたー
□ コメンテーター

なかの ゆうじ こまざわだいがくきょうじゅ
中野 裕二 (駒澤大学教授)

はら ちよこ かわさきし かんかんちやう
原 千代子 (川崎市ふれあい館館長)

■ 閉会 16:55

こうりゆうぱーてい
交流パーティー (~18:00)

の もの かし ようじ し かん かた うけつけ もうじこ
飲み物やお菓子を用意しています。お時間のある方は受付でお申込みください。

II ^{てい}提 ^{げん}言

かわさきしちょう ふくだ のりひこ さま
川崎市長 福田 紀彦 様

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議
い いん ちょう せぬー じょあきむ
委員長 セヌー ジョアキム
ふくい いんちょう おるそん ちゃーるず
副委員長 オルソン チャールズ

だい き かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ていげん
第10期川崎市外国人市民代表者会議の提言について

だい き かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねんかん ちょうさしんぎ もと ちいき きよてん
第10期川崎市外国人市民代表者会議は、2年間にわたる調査審議に基づき、「地域の拠点
づくり」、「子育て支援」、「高校進学」、「入居差別」、「やさしい日本語」の5つのテーマに
ていげん
ついて提言をまとめました。

わたし だいひょうしゃ ふくしきょういくぶかい しゃかいせいかつぶかい わ きまざま もんだい しんぎ
私たち代表者は、福祉教育部会と社会生活部会に分かれて様々な問題について審議を
おこな ないよう ぜんたいかい かくにん かんけいしゃ はなし き おーぶんかいぎ
行い、その内容を全体会で確認してきました。また、関係者の話を聞いたり、オープン会議
さんかしゃ おお いげん しんぎ ふか こんかい ていげん
で参加者から多くの意見をいただいたりしながら審議を深め、今回の提言となりました。

ちいき きよてん
「地域の拠点づくり」については、がいこくじんしえん じょうほうていきょう じょうほうはっしん そうだん まどぐち
及び外国人同士あるいは日本人も含めたネットワークづくりなどの多文化共生の推進を
およ がいこくじんどうし にほんじん ふく ねっ と わーく たぶんかきょうせい すいしん
目的とし、中間支援組織の役割を担う地域拠点の必要性という観点から提言をまとめまし
かんでん ていげん
た。

ふくしきょういくぶかい ていげん こそだ しえん がいこくごばん ほ しけんこうてい
福祉教育部会が提言としてまとめた「子育て支援」については、外国語版の母子健康手帳
こそだ がい ど ぶっく こうほう しゅうちおよ こそだ がい ど ぶっく たげんごか すいしん こうこう
と子育てガイドブックの広報・周知及び子育てガイドブックの多言語化の推進、また「高校
しんがく がいこく がいこく こ にゅうしせいど にゅうがくご しえん かんてん
進学」については、外国につながる子どもたちの入試制度や入学後の支援という観点から
ていげん
提言をまとめました。

しゃかいせいかつぶかい ていげん にゅうきよさべつ そうだんまどぐち せっち じゅうたく
社会生活部会が提言としてまとめた「入居差別」については、相談窓口の設置、住宅に
かんれん じょうれい せいど ふきゅう りようそくしん とりくみ にほんご
関連する条例や制度の普及・利用促進の取組を、また、「やさしい日本語」については、「や
さいしん かいぜん
さしい日本語」に関するガイドラインの作成、ホームページにおける情報の充実や改善と
かんてん ていげん
いう観点から提言をまとめました。

しちょう かんけいきかん みなさま ていげん しゅし りかい しせい
市長をはじめ関係機関の皆様には、それぞれの提言の趣旨についてご理解いただき、市政
はんえい ねが
に反映していただきますようお願いいたします。

わたし だい き だいひょうしゃ こんご しせい みまも がいこくじんしみん みずか ちから はつき ちいき
私たち第10期代表者も今後の市政を見守りつつ、外国人市民が自らの力を発揮し地域
しゃかい こうけん せつきよくてき ちいき かつどう と く
社会に貢献できるように、これからも積極的に地域での活動に取り組んでいきます。

【1】外国人支援（情報提供・情報発信、相談窓口）と多文化共生の推進（異文化交流、

国際理解の促進、居場所やネットワークづくり）を目的とし、市民と行政、また市民同士をつなぐ中間支援組織の役割をはたす地域の拠点づくりを推進する。

1 「多文化共生ラウンジ（仮）」を市内の複数か所に設置する。

2 川崎市国際交流協会は、行政とも協力しながら各拠点同士の相互連携やネットワークづくりにおいて主導的な役割を担うよう努める。

【背景・理由】

これまで代表者会議では、外国人市民が生活のなかで困っていることを解消するとともに、外国人市民にとっても、日本人市民にとっても住みやすいまちとなることを目指してさまざまな要望を市に対して提言してきました。その結果、川崎市住宅基本条例の制定（1996年度提言→2000年制定）や川崎市居住支援制度の創設（1997年度提言→2000年創設）、外国人市民情報コーナーの設置（1996年度提言→1998年度設置）、転入者へのウェルカムセットの提供（2013年度提言）などの提言が実現し、一定の取組が進んだ部分もあります。

その一方で、残念ながら取組が不十分あるいはその成果・効果を私たち外国人市民が実感できていないといったものも多くあります。たとえば、「どこに行けば情報がもらえるのか」「どんな制度や情報があるのかわからない」「必要な情報が必要な人の元へ届いていない」「母語（あるいは外国語）で気軽に相談や話ができる場所が欲しい」といった声は、依然として多くの外国人市民から聞かれるもので、それらは外国人市民への情報提供・情報発信と相談窓口といったテーマとして代表者会議でも期が変わるたびに繰り返し審議されています。また、外国人市民の増加と多様化が進む中で今日その重要性が増している異文化交流や国際理解の促進、外国人同士の、また日本人も含めたネットワークづくりといった多文化共生に関わるテーマも、私たちがさらなる施策と取組の必要性を感じているものです。

私たちはこれらのテーマについて取組の改善や充実を進めて欲しいと思っておりますが、これまでと同じ提言を繰り返しても私たちが望むような改善は難しいのではないかと感じております。その理由として、これまでのようにそれぞれのテーマを個別の提言として要望

しても、①いわゆる縦割り行政のために全庁的あるいは複数の関係部署にまたがる取組が難しいこと、②職員の異動などもあるため継続的・発展的な取組がなかなか難しいこと、③行政と市民との距離が遠いため、せっかく制度や情報がある場合でもそれが市民にまで届いておらず、有効に活用されていないこと、などがこれまでの私たちの審議の中で指摘されてきました。

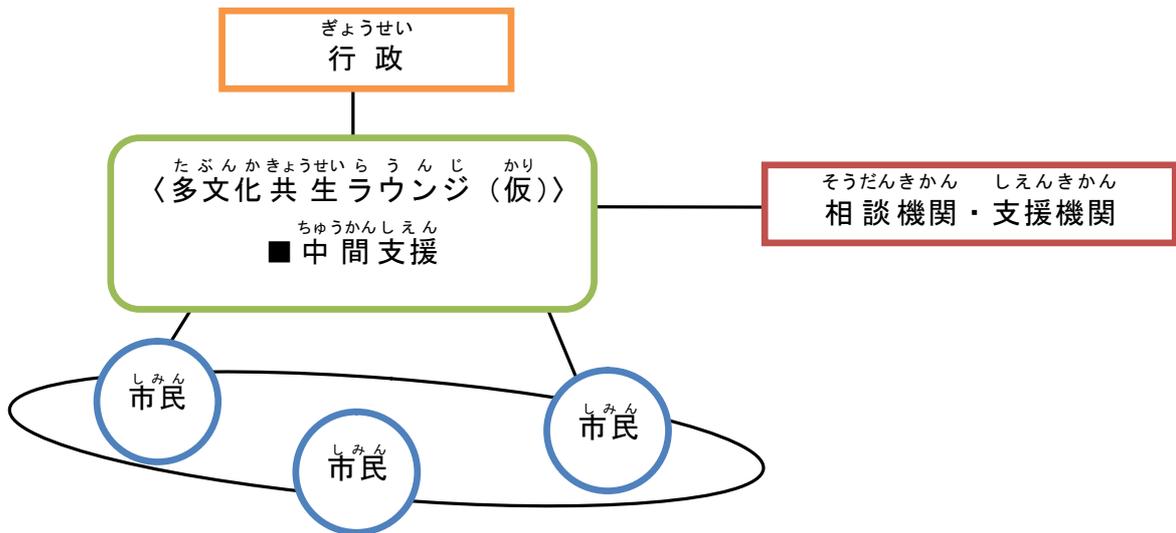
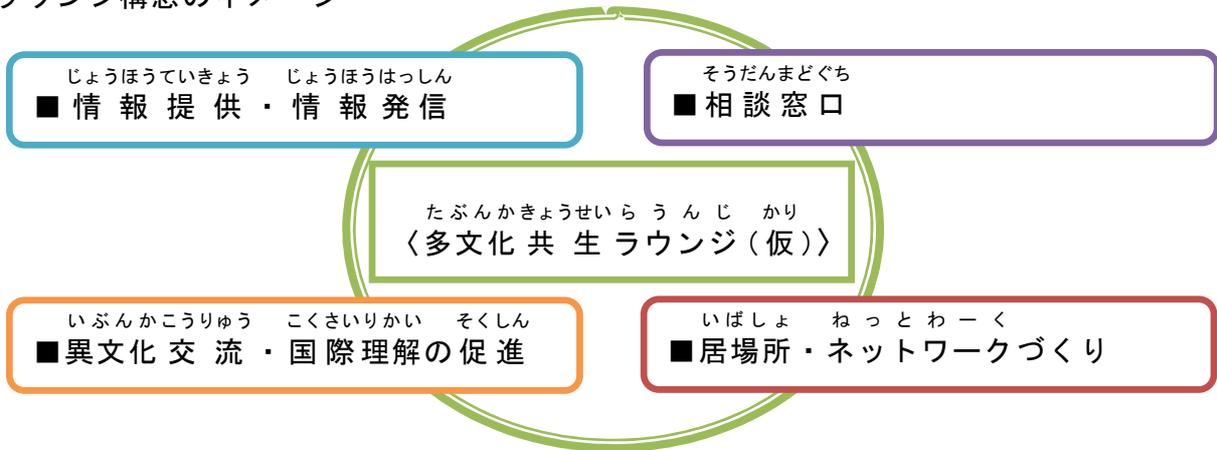
以上のような課題の解決策を探るために、今回、私たちはフィールドワークとして横浜市都筑区にある「つづき MYプラザ」という国際交流ラウンジへ行き、活動の様子を見たり、話を聞いたりしてきました。「つづき MYプラザ」は、①国際交流／外国人支援、と②青少年活動拠点、という2つの事業を柱としてさまざまな活動を展開しており、外国人向けの情報（紙の資料だけではなく、人づてに得られる口コミや経験豊富なスタッフからのアドバイスなど）が充実しているだけでなく、気軽に相談や話ができたり、外国人や日本人との交流もできたりするなど、こんな場所があったらいいのになど私たちが思い描いていたようなそんな理想的な場所でした。そして、代表者の多くがこのような素晴らしい「場所／居場所」をぜひ川崎市にも欲しいという感想をもちました。

私たちは、このフィールドワークで得たヒントをもとにラウンジの構想についてアイデアを出し合い、審議を重ねてきました。川崎市ふれあい館への視察からも多くのヒントを得ましたし、また、提言をまとめるにあたっては川崎市国際交流協会にも参考人として会議に出席してもらいヒアリングと意見交換を行いました。さらに、オープン会議でも「外国人支援と多文化共生のための地域の拠点づくり」というテーマでワークショップを行い、多くの外国人、日本人の参加者の方からたくさんのご意見をうかがいました。

以上の活動と審議の成果として、私たちは次のように市長に提言したいと思います。

1 「多文化共生ラウンジ（仮）」を市内の複数か所に設置

ラウンジ構想のイメージ



ラウンジ構想の概要——コンセプト、現状と主な課題、求められる役割

【コンセプト】

- 地域の身近なところにあり、困ったときに気軽に相談できる場所、心にゆとりができる場所。
- 何かあったときに、どうすればよいかわからないときに、最初の窓口となる場所。
- 外国人と日本人がともに地域の中で交流し、多様な文化に触れ、その豊かさを感じられる場所。

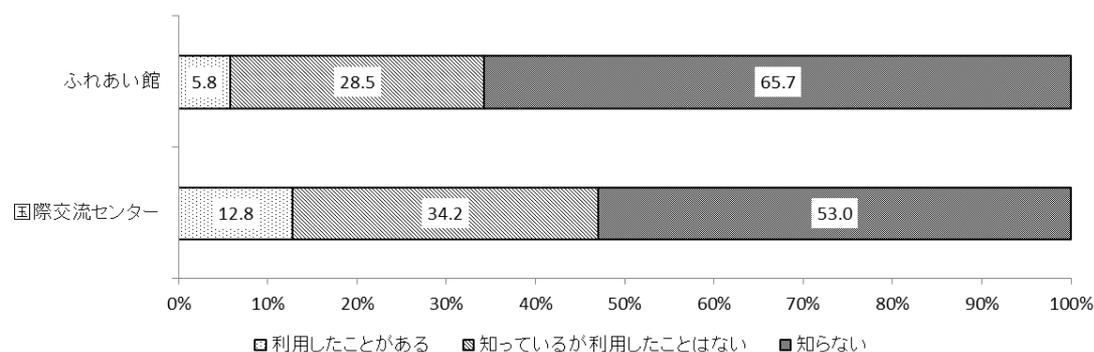
【現状と主な課題】

- (1) 区役所や市民館などには外国人市民情報コーナーが設置されていますが、区ごとのバラつきもあり、定期的なメンテナンスが行われていないところもあります。
- (2) 外国人市民が必要としている情報は、行政情報だけではありません。生活の中で役立つ情報や知恵などの「生きた情報」も必要としています。
- (3) 現在、市内で利用できる相談窓口は国際交流センター、川崎区役所、麻生区役所の3か所です。時間や曜日によって対応できる言語が決まっているのは仕方がないことだと思いますが、自分の母語あるいは英語などで相談ができる窓口が市内に3か所しかないというのはやはり少ないと感じます。
- (4) 一口に「相談」といっても相談したいことが明確になっている場合もあれば、とにかく困っていて何をどうすればよいのかわからないという場合も少なくありません。そのようなときには、まずは自分の母語で話を聞いてもらいたい、あるいは日本語でもよいので信頼できる人に話を聞いてもらいたいということがあります。
- (5) 外国人市民の中には知り合いや頼れる人が近くにおらず、地域の中で孤立し、寂しい思いをしている人も多くいます。
- (6) 安心できる「居場所」は誰にとっても必要ですが、私たちはとくに青少年のための「居場所」の必要性を感じています。小学生には「わくわくプラザ」がありますが、青少年が放課後にお金を使わなくても自由に時間を過ごせる「居場所」が不足していると思います。
- (7) 区役所サービスの改善や充実は、引き続き推進していただきたいと思っておりますが、一方でとくに日本語でのコミュニケーションに不安を抱える外国人市民にとっては区役所へ行くこと自体が高いハードルだと感じる人もいます。
- (8) 現状の問題・課題を解決するためには、必ずしも新たな施策や取組が必要というわけではありません。すでにある制度や情報が知られていない、利用されていないということも課題のひとつだと思います。ただし、制度や情報が実際に利用・活用されるためには、行政からの情報発信だけではなく、市民と行政をつなぐ中間支援組織の役割を担う存在が必要だと考えます。
- (9) 多文化共生社会が目指すのは、多様な文化をもつ市民がともに生活することにより豊かな地域社会を形成することですが、一方で文化的な多様性はともすれば摩擦を生じ

させ、差別意識や偏見を生み出す要因となってしまう場合もあります。そのような差別意識や偏見を生み出さないようにするために、実際に多様な文化に触れ、その豊かさを肌で感じる事が大切だと思います。

(10) 川崎市にも、ふれあい館や国際交流センターといった外国人支援や多文化共生のための取組を行っている場所があります。しかしながら、『外国人市民意識実態調査(2014年実施)』ではその認知・利用度は残念ながら低く、十分に活用されていないという実態がうかがえます。その要因としては、南北に長いという川崎市の地理的特徴と駅から遠いためアクセスが悪いという立地の問題が大きく影響していると考えられます。また、北部にはふれあい館や国際交流センターのような拠点となる場所がありません。

ふれあい館と国際交流センターの認知・利用度



出所：外国人市民意識実態調査(2014年実施)より

【求められる役割】

(1) 情報提供・情報発信

- 情報の収集と発信
- 生活に役立つ「生きた情報」の提供

(2) 相談窓口

- 多言語に対応した相談窓口
- 傾聴活動

(3) 異文化交流・国際理解の促進

- 多様な文化に触れ、その豊かさを肌で感じる事ができる機会と場所の提供

(4) 居場所・ネットワークづくり

- 誰もが安心して利用でき、自分らしくいられる「居場所」づくり
- ネットワークづくりやコミュニティ支援

(5) 中間支援

- 市民と行政、市民同士、適切な相談機関・支援機関とをつなぐ中間支援

ラウンジ構想におけるポイント

(1) 「場所／居場所」と中間支援

ひとつの拠点となる「場所／居場所」を設置することのメリットは、そこが外国人市民にとってのスタートポイントとなるだけでなく、さまざまな活動を行ったり、支援やリソースが集まったりする「場所」にもなることだと考えます。たとえば、多言語情報が欲しくてラウンジへ行ったら、スタッフが話しかけてくれていろいろな相談に乗ってもらえる。そのうち困っていることがなくてもラウンジに通うようになり、さらにラウンジで活動しているグループに参加するようになる。そして今度は、自分がボランティアとして活動するようになる、といったように、拠点となる「場所／居場所」があればそこがきっかけとなって、さまざまな支援や活動へとつながることができるようになると思います。

ただし、一方でラウンジだけですべての問題・課題を解決できるとは思っていません。ラウンジには中間支援組織として行政の窓口や適切な相談機関・支援機関へとつなぐ役割を担って欲しいと考えています。

(2) ラウンジ同士の相互連携

すべてのラウンジが、すべての役割を同じようなレベルで果たすことは難しいと考えています。コンセプトを共有していれば、ラウンジごとの特色や強み・弱みがあってもよいと思います。その代わりに、地域の身近なところにラウンジがあるということと、それぞれのラウンジの弱みを補い合うためのラウンジ同士の相互連携のネットワークがあることが重要だと考えます。

(3) 設置について

ラウンジの設置にあたっては、市内の全域をカバーできるように、そして身近な地域で利用できるようにラウンジを複数の場所に設置することが必要だと思います。また、アクセスの問題も重要です。普段は仕事や学校などで忙しくなかなか時間がとれない人で

も、駅の近くにラウンジがあれば、通勤・通学時や仕事・学校が終わってからなど、限られた時間のなかでも利用することができますので、アクセスの面にも配慮していただきたいと思ひます。横浜市の場合には国際交流ラウンジは市内に 11 か所あり、広範な地域をカバーしています。また、ほとんどのラウンジが駅から徒歩5分以内（一番遠くて徒歩10分）の場所にあるというのも大きな魅力のひとつだと思ひます。

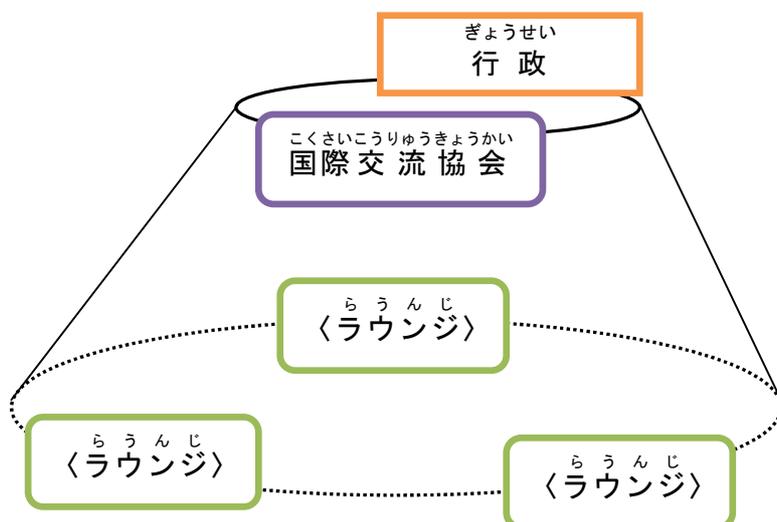
また、ラウンジの設置は必ずしも新しく施設をつくって欲しいという要望ではありませんし、一度にたくさんのラウンジを設置して欲しいというものでもありません。公的なものだけでなく、民間運営のものまで視野に入れた既存の施設の有効活用も含めて、まずはできるところから、できる範囲でラウンジを設置し、少しずつでもよいので増やして欲しいと思ひます。

(4) 運営について

ラウンジでは、広く外国人市民のニーズに柔軟に答えることが求められます。そのためには、外国人支援や多文化共生の推進に理解のある人が運営に携わって欲しいと思ひています。国際交流協会やNPO法人、市民活動団体等のノウハウや地域の実情に精通した組織や団体に運営を担ってもらいたいと思ひます。

2 ラウンジ同士の相互連携やネットワークづくり

すでに述べたとおり、すべてのラウンジにすべての役割を同じレベルで求めることは難しいと思ひます。ですから、ラウンジ同士の相互連携や情報の交換・共有はとても重要です。川崎市国際交流協会には、行政とも協力しながらラウンジ同士の相互連携やネットワークづくりにおいて主導的な役割を担って欲しいと思ひます。



今回、私たちは「多文化共生ラウンジ（仮）」の設置を提言することとしましたが、このような問題意識とアイデアは私たち代表者だけが持っているものではありません。2015年10月に改定された「川崎市多文化共生社会推進指針」でも、新たに設けられた重点課題において「指針に基づく施策をより推進するため、国際交流センターのさらなる活用とともに、川崎市の地理的特性を考慮した施策推進の地域拠点が求められています」とあり、多文化共生施策を推進するための地域拠点の必要性がうたわれています。また、私たちが希望しているラウンジは外国人市民のためだけのものではありません。ラウンジの目的のひとつは「多文化共生の推進」で、当然、ラウンジは日本人にとっても役に立つ意味のあるものであって欲しいと考えています。オープン会議のワークショップでは、多くの日本人の参加者からもラウンジの設置を望む声がありました。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックもありますし、今後はますます多くの外国人が川崎を訪れることになると思います。2015年10月に策定された「川崎市国際施策推進プラン」でも基本目標のひとつに「多様性が市民の生活を豊かにしていくことを誰もが認識しているまち」とあり、外国人市民への支援と多文化共生の取組を一層推進することが掲げられています。川崎市が目指す「国内外から行ってみたい！ 住んでみたい！ 働いてみたい！ そして市民が住みつづけたい！」と思う真の「グローバル都市」を実現するためにも、ぜひ外国人支援と多文化共生を推進するための地域の拠点として「多文化共生ラウンジ（仮）」の設置をお願いしたいと思います。

【2】外国人市民が安心して日本で子育てができるよう、出産・子育てに関する多言語情報の提供を促進する。

- 1 外国語版母子健康手帳の窓口での提供および広報・周知を促進する。
- 2 各区が作成している子育てガイドブックの多言語化を推進するとともに、それが有効に活用されるよう外国人市民への提供に努める。

【背景・理由】

保護者にとって、妊娠、出産、子育てはたくさんの幸せや喜びを感じられるのですが、一方でそれらは多くの不安をともなうものであり、安心して出産、子育てができる環境は誰にとっても重要なものです。また、とりわけ外国人の場合には、言葉や文化、習慣の違いなどから妊娠、出産、子育てに際して感じる不安はいっそう大きなものとなります。安心して子育てをするためには、正確な情報を得ること、予防接種や健診、児童手当などの利用可能な制度やサービスを確実に利用すること、必要に応じて適切な支援を受けること、そして、保護者が孤立することがないように同じ悩みや不安を抱える保護者がいることを知り、悩みや不安、情報を共有することが不可欠です。また、これらはたんに保護者にとって重要であるだけでなく、当然、子どもたちが安全・安心に成長するためにも重要なものです。

川崎市では、2015年1月1日時点で両親がともに外国籍である外国籍の子どもは0歳から4歳で1,329人、5歳から9歳で821人にのぼっており、今後ますます増加することが予想されます¹。また、『外国人市民意識実態調査（2014年実施）』では、50.7パーセントと約半数にのぼる外国籍の保護者の子どもが日本国籍を持っていることがわかりました。つまり、単純に考えれば0歳から9歳の子どもを持つ外国籍の保護者の数は、6,000人を超えると推測されます。

配偶者が日本人である場合、たしかに両親がともに外国人である場合よりも子育てに関する情報へアクセスすることは容易かもしれません。しかしながら、『外国人市民意識実態調査報告書』（2015）では、情報の収集をパートナーに過度に依存してしまうことの

¹ 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_03000062.html）より。

マイナス面が指摘されており、子育てに関しても配偶者頼みになってしまわないよう、外国人であっても子育てに関する情報を自分自身で理解し、主体的に関わることが望まれます。また、同報告書では、子育てにおける困った経験は配偶者が日本国籍かどうかにかかわらず経験されており、外国籍の保護者に対するきめ細かい情報提供の必要性も指摘されています。

以上のことから、私たちは次のことを市長に提言します。

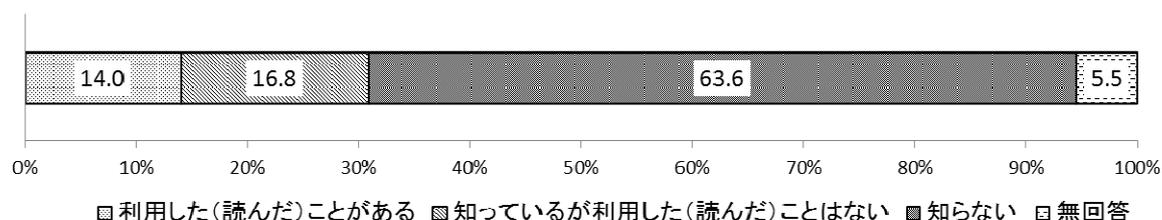
1 外国語版母子健康手帳

母子健康手帳は、妊娠や出産の経過から、出生後の子どもの健康状態、発育、発達、予防接種などの記録をするもので、また、妊娠・出産・子育てのためのアドバイスや注意についても書かれており、子どもと母親の双方にとってとても重要なものです。しかしながら、母子健康手帳は日本特有のもので、外国人にとっては必ずしも馴染みのあるものではありません。

現在、母子健康手帳には、株式会社母子保健事業団が作成した外国語版母子健康手帳（8言語：英語、ハンガール、中国語、タイ語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、スペイン語）があり、川崎市でも母子健康手帳を交付する際に希望者には窓口で副読本として配布しているそうです。

しかしながら、『外国人市民意識実態調査（2014年実施）』では、外国語版母子健康手帳について「利用した（読んだ）ことがある」人は14.0パーセント、「知っているが利用した（読んだ）ことはない」人は22.0パーセントで、半数を超える63.6パーセントの人が「知らない」という結果でした。

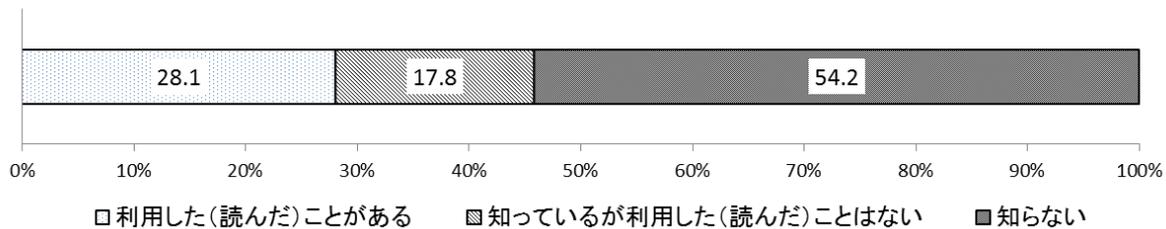
外国語版母子健康手帳の認知・利用度



出所：外国人市民意識実態調査（2014年実施）より

さらに、18歳以下の同居する子どもがいる人に限っても、「利用した（読んだ）ことがある」人は28.1パーセント、「知っているが利用した（読んだ）ことはない」人は17.8パーセントで、やはり半数を超える54.2パーセントの人が「知らない」という結果でした。

外国語版母子健康手帳の認知・利用度（18歳以下の同居する子どもがいる人）



出所：外国人市民意識実態調査（2014年実施）より

もちろん、日本語が読めるので、多言語版は必要ないという外国人市民もいますので、外国人だからといって必ずしも全員に配布する必要はありません。ただし、窓口で対応した際に日本語でコミュニケーションがとれても、読み書きが苦手な外国人や外国語での情報があると助かるという人も多いです。ですから、日本語でコミュニケーションがとれる場合でも、多言語版が必要かどうかの声を積極的に行うようにしていただくことを希望します。せっかく外国語版があるのですから、それが有効に活用されるように窓口での提供と広報・周知を促進していただきたいと思います。

2 外国語版子育てガイドブック

川崎市では子育てに関する情報をまとめた子育てガイドブックを各区で独自に作成しています。私たちは会議で各区の子育てガイドブックを資料として提供してもらいましたが、どのガイドブックもそれぞれの区の実情にあわせた情報が豊富にあり、とても充実した内容となっているという印象を受けました。ただし、残念ながら外国人向けには、ルビ付きの日本語や英語の情報が数ページあるだけという場合が多く、またそのような配慮がないものもありました。そのようななかで、川崎区では「さんぼみち」が6言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）で作成されており、私たちとしてもとても優れた取組として評価するとともに外国人市民への配慮に感謝したいと思っています。

います。このような多言語版が作成できた理由を確認したところ、川崎区では毎年計上している予算のうち3年に1回分を多言語版の作成に充てているということでした。川崎区以外の各区でも、子育てガイドブックのための予算は毎年計上しているということでしたので、川崎区と同じように何年かに1回の予算を多言語版の作成に充てることで他の区でも多言語版の子育てガイドブックを作成することはできるのではないのでしょうか。日本語の子育てガイドブックはどの区のものもとても充実した内容となっていますので、子育てに関する情報が日本語の苦手な外国人市民にも届くように、ぜひ川崎区以外の各区でも子育てガイドブックの多言語化を推進していただくとともに、それらが実際に活用されるように外国人市民への提供、広報・周知にも努めていただきたいと思います。

【3】外国につながる子どもたちが、言語の壁によって高等学校への進学を諦めることが
ないよう、入試制度および入学後の支援を充実させる。

(2009年度提言の再提言)

- 1 川崎市立の高等学校において、外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試
制度を導入する。
- 2 神奈川県立の高等学校において現在実施されている在県外国人等特別募集²枠
(在県枠)について、学校数と定員数を増やすとともに、3年以内³という条件を緩和す
るよう働きかける。また、とくに川崎市内の県立高校において在県枠が設置されるよ
う働きかける。
- 3 受験時における配慮だけではなく、学校生活にスムーズに適応できるよう日本語
指導をはじめとする入学後の受け入れ体制についても整備、充実させる。

【背景・理由】

2014年3月時点での高等学校等⁴の進学率は98.4パーセント⁵となっており、高等学校を
卒業することは、日本で自分の将来を展望し、希望を叶えるための事実上の最低条件と
なっています。しかしながら、外国籍生徒の場合、正確な統計がないためにその実数を把握
することはできませんが、進学率は全体値を大きく下回り、5割程度ともいわれています⁶。
また、在籍率は進学率よりもさらに低く、神奈川県に住む16歳から18歳の外国人のうち

- 1 外国籍の子どもおよび日本国籍を持つ国際結婚家庭の子どもや外国で成長した子どもなど。
- 2 在県外国人特別募集制度とは、外国籍の人、日本国籍を取得して間もない人が公立高校を受験
する際に、日本人の受験者とは別の定員枠で受験できる制度。受験科目は国語、英語、数学の
ほか面接がある。問題は一般募集と同じだが、問題文にルビが振ってある。
- 3 受験資格として、外国籍または日本国籍を取得して3年以内で、小学校入学前の在留期間を
除く日本での在留期間が通算3年以内の人が対象となっている。
- 4 高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科および高等専門学校へ
進んだ者。
- 5 平成26年度学校基本調査
(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2014/12/19/1354124_2_1.pdf)
- 6 一般財団法人自治体国際化協会「高校・大学教育における現状を知る」
(http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/learn/enter_education.html)

高等学校に在籍しているのは30パーセント程度であるという推計結果もあります⁷。

学校教育法では、第50条において「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」とありますが、「学校」はたんに勉強するところというだけではありません。学校は子どもたちにとっては「居場所」としても重要な意味をもっており、それゆえ、子どもたちの社会的な受け皿としての役割を期待されている部分もあると考えます。私たちは、義務教育を修了したとはいえ、16歳から18歳の若者が社会的な居場所をもたず、社会から孤立し、ドロップアウトしてしまうことはやはり望ましくないと考えます。そのような意味でも、高等学校への進学を希望しながらも言葉の壁によって進学を諦めなければならないという状況は、子どもたちのためにも、社会にとっても見過ごされてはならないと思います。

大人に限らず、子どもにとっても日本語を習得することは日本で安全・安心な生活を送る上で重要なことです。しかしながら、言語の習得には時間が必要です。一概にはいえませんが、一般的に日常会話等で用いられる生活言語は1年から2年程度で習得することができるといわれています。それに対して、教科学習に必要な学習言語⁸の習得には、5年から7年、場合によっては10年以上かかることもあるといわれています。日常会話がある程度できても、学習言語が身につくまでにはさらなる時間が必要です。文章題や応用問題を理解したり、また、国語や社会などの日本の文化や歴史と深く結びついた教科を理解するためには一定レベルの学習言語の習得が必要不可欠なのです。

学習言語が不十分であるために、学習意欲がなかなか結果に結びつかずに歯がゆい思いを抱えている子どもたちも多くいます。そして、生活言語と学習言語についての知識がないと、思うように成績が伸びないことを本人の努力不足としてとらえてしまい、子どもたちを傷つけてしまうこともあります。また、日本語が不自由な場合、母国等で学習した内容を日本語に変換できず、本来もっている能力や学力を十分に発揮できないといったことも起きます。しかし、高校に進学し、引き続き日本語を勉強する機会をもてたことで、本来もっている能力や学力を発揮できるようになり、最終的には日本人の学生と一緒に同じ

7 神奈川県教育局資料と在留外国人統計をもとに算出（宮島喬（2013）、「外国の子どもにもみる三重の剥奪状態」『大原社会問題研究所雑誌』657号，p. 16.）。

8 学習に必要な抽象的な言語やさまざまな用語。

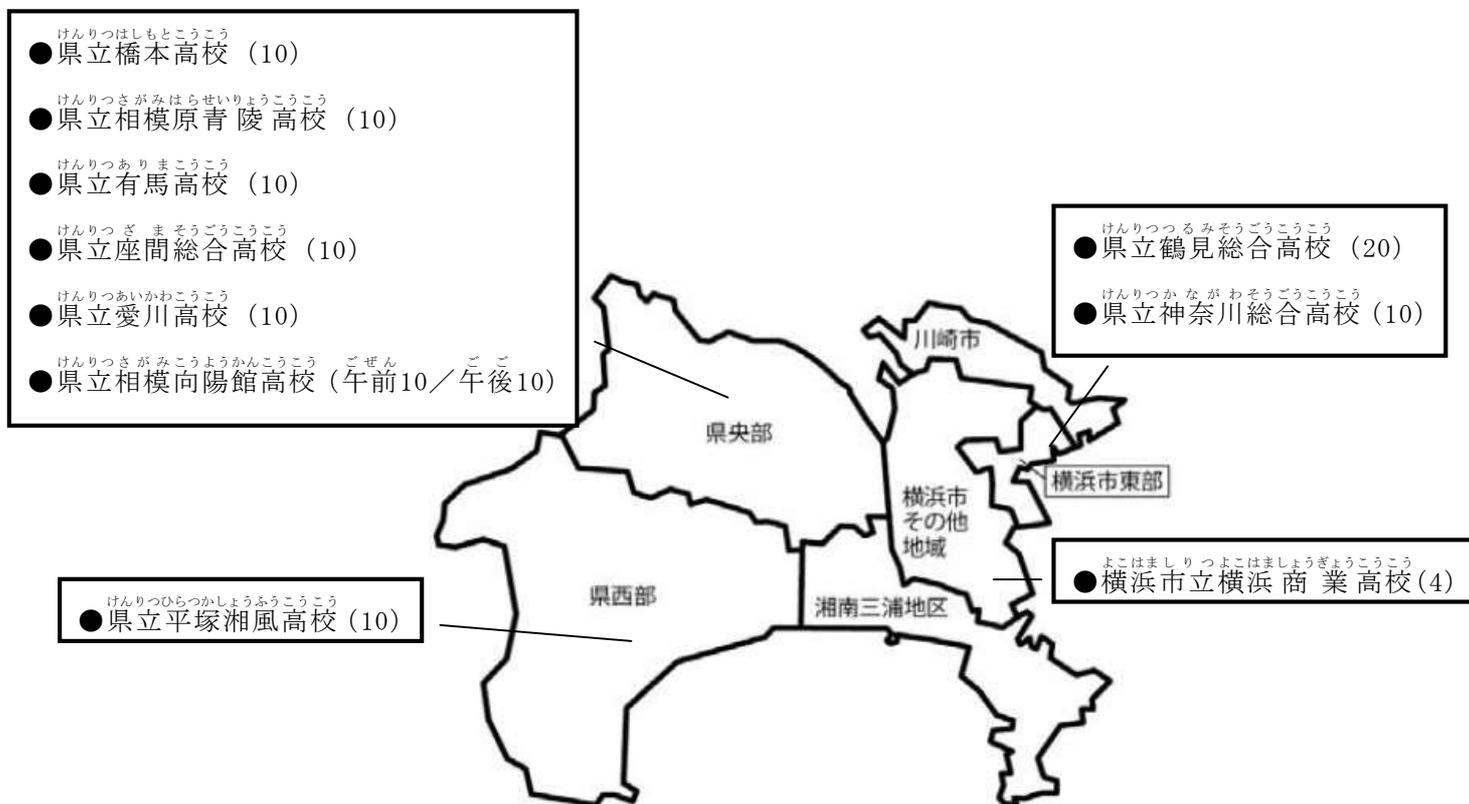
授業を受けられるようになったという子どもたちも多くいます。言葉の壁を乗り越えるには、本人の意欲や努力だけではなく、時間が必要です。高校進学というひとつの節目にあたり、子どもたちが言葉の壁によってその選択を諦めることがないように、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

以上のことから、私たちは次のことを市長に提言します。

1 川崎市立高校における特別な入試制度の導入

神奈川県では、一部の県立高等学校（および横浜市立横浜商業高等学校）において在県外国人特別募集を行っており、条件を満たした外国につながる子どもたちに特別枠を設けています。しかし、川崎市内の県立高等学校では在県枠は実施されていません。一般市民（生活者）の感覚としては、公立か私立かという違いに比べ、県立か市立かという違いはそれほど大きなものではなく、自分の身近な地域に特別な入試制度のある公立の学校が欲しいという思いがあります。

在県枠設置校の所在地（2015年度） ※カッコ内は定員数



これまで、県立高等学校の設置義務は第一義的には都道府県にありましたが、2001年に

「公立高等学校の適正配置及び教員定数の標準等に関する法律」が改正されてからは、住民に身近なサービスを行っている市町村がその行政能力に応じてこれまで以上に積極的な役割を担っていくことが求められるようになっていきます。在県枠に関しては、予てから設置校の地域的な偏りとニーズとのミスマッチが指摘されており、とくに川崎市と横浜市東部における在県枠定員の大幅な不足が緊急かつ重大な問題としてあげられています⁹。また、2015年に改定された「川崎市多文化共生社会推進指針」でも、川崎市域の県立高等学校における在県枠の充実について県に働きかけるとともに川崎市立の高等学校でも在県枠の創設についても検討するよう求められています¹⁰。代表者会議としては、2009年度に特別な入試制度の導入を「検討」してもらおうようすでに提言していますが、今回はこれまでの検討をふまえて実際の導入へ向けた具体的な取組へとさらなる一歩を踏み出していきたいと思えます。

2 在県枠の拡充と改善

在県枠は、1995年に導入されて以来、教育から忘れ去られやすい子どもたちに目を向けた制度として、多くの子どもたちの学びを支えてきました。私たちは、同制度に体现された神奈川県外国人教育の基本姿勢を大いに評価していますが、一方でぜひ改善していただきたい課題もあります。具体的には、まずは在県枠を設置する学校および各学校における定員数を増やして欲しいと考えています。在県枠を設置している学校は依然として限られており、定員数についても増加傾向にあるとはいえ、ニーズに対してはまだまだ不足しています。また、先述したように地域的な偏りは大きな課題であり、改善にあたってはとくに川崎市内の県立高等学校における在県枠の設置を強く希望いたします。そして、3年以内¹¹という条件についてもぜひ緩和していただきたいと思えます。すでに述べたように、学習言語の習得には5年から7年、場合によっては10年以上かかるといわれており、3年以内という条件は明らかに厳しすぎます。以上は、2009年度の代表者会議の提言および第

9 多文化共生教育ネットワークかながわ／かながわ国際交流財団（2010），『外国につながりをもつ子どもの教育に関する調査プロジェクト』，p. 26.)

10 『川崎市多文化共生社会推進指針—共に生きる地域社会をめざして—』，p. 22.

11 受験資格として、外国籍または日本国籍を取得して3年以内で、小学校入学前の在留期間を除く日本での在留期間が通算3年以内の人が対象となっている。（再掲）

8期の外国籍県民かながわ会議でも同様の趣旨の提言が出されていますが、私たちとしても改めて神奈川県に対し、在県枠の拡充と改善を働きかけていただくことを要望いたします。

3 受け入れ体制の整備と充実

言葉の壁に悩む外国につながる子どもたちのために特別な入試制度を充実させることも大切ですが、たんに高等学校へ進学できればよいというわけではありません。特別な入試制度という受験時の配慮は、あくまでもその後の可能性をつぶさないためのものであり、子どもたちは在学中に引き続き日本語の習得に努めることで、言葉の壁を乗り越えていくことが必要だと考えます。そのためには、学校としてもたんに特別な枠を設置し、受け入れるというだけではなく、受け入れにあたっては同時に日本語指導をはじめとしたさまざまな受け入れ、サポート体制を整えていくことも重要です。取組を進めるうえでは、ぜひこのような点についても配慮をお願いしたいと思います。

【4】入居差別を解消するための取組を推進する。

(1996、1997年度提言の再提言)

- 1 入居差別解消に向けた取組を進めるための相談窓口を設置する。
- 2 川崎市住宅基本条例を不動産会社や家主だけでなく、外国人市民へも周知する。
- 3 川崎市居住支援制度の利用促進のための取組を行う。

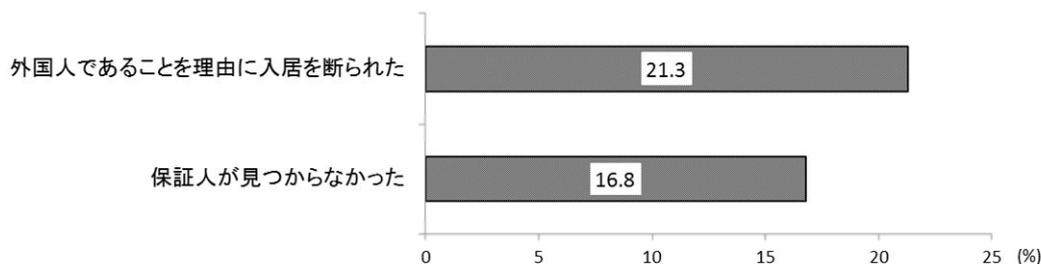
【背景・理由】

1 相談窓口の設置

これまで川崎市外国人市民代表者会議では、外国人市民に対する入居差別の解消や、民間賃貸住宅の安定した居住の確保について、繰り返し審議してきました。市は1996年の提言を受けて、外国人市民に対する入居差別の解消のための取組として、川崎市住宅基本条例（以下、条例）を2000年4月に制定しました。その条例では第14条第1項において、「何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居の機会の制約、居住の安定が損なわれることはあってはならない。」と定めています。

しかしながら、外国人市民に対する民間賃貸住宅への入居差別はなくなっていない現状があります。このことについて、私たちは実際に外国人支援団体の方から家主や不動産会社からの差別についての話を聞きました。また、『外国人市民意識実態調査（2014年実施）』においても21.3パーセントの外国人市民が「外国人であることを理由に入居を断られた」と答えており、外国人市民にとって入居差別が依然として根深く残る問題となっていることが明らかになりました。

住宅をさがす際の経験



出所：外国人市民意識実態調査（2014年実施）より

また、市には条例で前記のとおり定めているにも関わらず、入居差別を受けた際に相談ができる明確な相談窓口がありません。条例では「市長は（中略）入居の機会の制約又は居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聴き、必要な協力又は改善を求めるものとする」と定めていますが、相談窓口がない状況では外国人市民は、入居差別を受けたとしても、その声を市に届けることができないため、市も条例で定められた取組をすることが難しいと思います。入居差別を解消するためには、そのような扱いを受けた人たちの声に耳を傾ける必要があり、入居差別について、相談しやすい体制を整えることが重要です。

以上のことから、市は入居差別の解消に向けた取組を進めるために、入居差別を受けた際の相談窓口を設置してください。そして、相談窓口が効果的に活用されるよう相談窓口があることを外国人市民に対して広く周知し、相談しやすい体制を整えてください。また、相談を受けた際には相談を受けるだけでなく、条例で定めているように、関係部署と連携して不動産会社や家主等の関係者から事情を聞き、協力や改善を求めることで、入居差別解消に向けた取組を進めていただきたいと思います。

2 川崎市住宅基本条例の周知

入居差別の解消を図るためには、不動産会社や家主に条例の主旨を理解していただく必要があります。単なる偏見や誤った理解から入居差別をすることのないよう、不動産会社や家主に改めて条例を積極的に周知してください。条例の内容を知っていれば、住宅を探す際に入居差別のような扱いを受けたとしても、不動産会社や家主に対して抗議することができるので、外国人市民へ周知することも重要です。

以上のことから、条例の内容を広く周知するために、たとえばポスターの掲示や不動産会社にパンフレットを置いてもらう等、広報に努めてください。また広報をする際には、資料の多言語化や、やさしい日本語を用いるなど、日本語が得意でない外国人市民への配慮をお願いいたします。

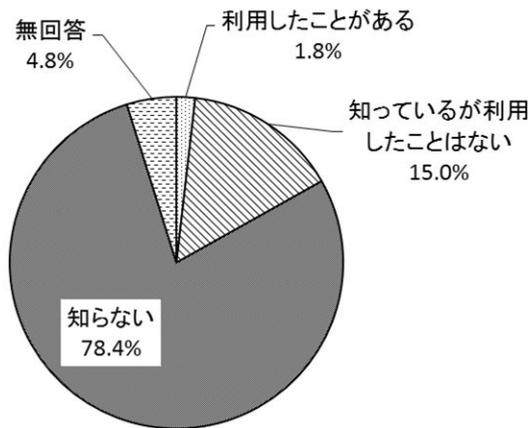
3 川崎市居住支援制度の利用促進

市は1997年の提言を受けて、民間賃貸住宅への安定した居住の確保のための取組として川崎市居住支援制度（以下、居住支援制度）を創設しました。この居住支援制度は、物件

を紹介する制度ではありませんが、保証人の代わりに、家賃の滞納や退去時の原状回復費などの金銭的な保証をしたり、トラブル発生時の通訳派遣等の支援を行うもので、保証人を見つけることができずに困っている外国人市民にとって大いに役立つ制度だと思えます。

しかしながら、『外国人市民意識実態調査（2014年実施）』では、78.4パーセントの人が居住支援制度を「知らない」と答えており、認知・利用状況がとても低いということが明らかになりました。

川崎市居住支援制度の認知・利用状況



出所：外国人市民意識実態調査（2014年実施）より

外国人市民にとって役立つ制度であったとしても、認知されず、利用されなければ意味のないものとなってしまいます。市は、居住支援制度が有効に活用されるように広報・周知を促進していただきたいと思えます。ただ、転入手続きで区役所窓口を訪れたときに居住支援制度について知ったとしても、既に住居が決まっているため、この制度を利用することはできません。居住支援制度が有効に活用されるためには、事前にその制度を知ることが必要です。そのために、たとえばインターネットの利用や物件を扱う不動産会社にパンフレットを置いてもらう等、手法を検討し、広報・周知に努めていただきたいと思えます。

これらの取組は、外国人市民だけでなく、民間賃貸住宅への入居が困難とされている高齢者や障害者等にとっても必要だと考えます。川崎市に住む誰もが入居差別を受けることがなく、安定した居住を確保できるよう積極的な取組を期待しています。

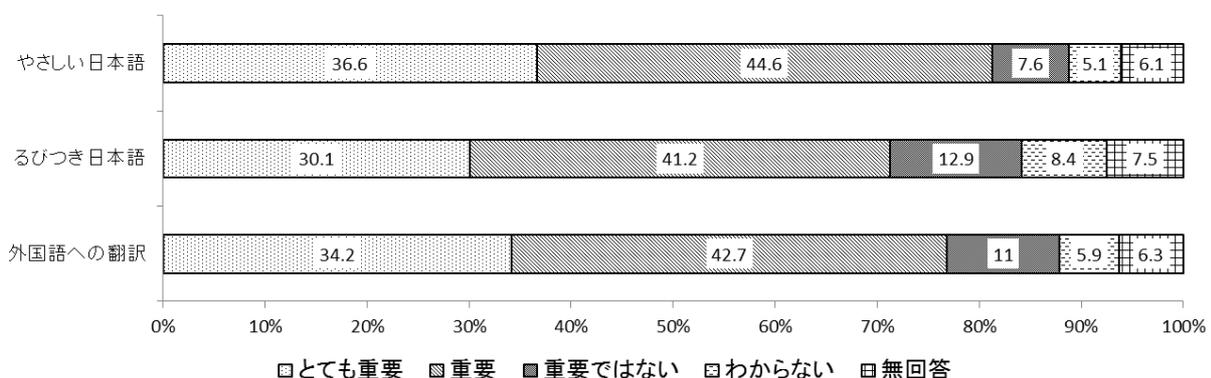
【5】「やさしい日本語」による情報提供を充実させる。

- 1 「やさしい日本語」に関するガイドラインを作成する。
- 2 市ホームページにおける「やさしい日本語」による情報を増やすとともに、それらを集約し、外国人市民が利用しやすいものとなるようホームページを改善する。

【背景・理由】

私たちは外国人市民への情報提供のあり方について審議してきました。外国人市民にとって一番望ましいのは、自分の母語で情報が得られることです。とはいえ、すべての情報を自分の母語で入手することは実際には難しいと考えています。また、『外国人市民意識実態調査（2014年実施）』では、外国人市民への情報提供について、「外国語への翻訳」と同程度に「やさしい日本語」のニーズがあることがわかりました。

外国人市民への情報提供の方法とニーズ



出所：外国人市民意識実態調査（2014年実施）より

「やさしい日本語」とは、阪神淡路大震災を契機としてその重要性が認識されるようになったものであり、普段使われている日本語を分かりやすくした簡単な日本語のことで、外国人だけでなく、子どもや高齢者、障害者にもわかりやすい言葉とされています。もちろん、外国人市民のなかには来日して間もない人など、日本語がまだ不自由なために外国語に翻訳された情報が必要な人もいます。ですから、外国語への多言語翻訳は今後も推進していただきたいと思っております。その一方で、ある程度日本語が理解できる外国人市民であれ

ば必ずしも外国語に翻訳したものでなくてもよい場合もあります。とくに新しい情報やたくさんの情報をすぐに多言語化することは難しいと思いますので、そのようなときにはまずは「やさしい日本語」で情報提供をしてもらえると大変助かります。また、外国人市民にとっては行政の文書はとても難しく、読むことができたとしても内容までは深く理解できないことも多くあります。このような場合でも、「やさしい日本語」の取組は、内容をシンプルでわかりやすくするという取組でもありますので、外国人市民をはじめとした多くの一般市民にとっても有効なものです。

以上のことから、私たちは次のことを市長に提言します。

1 やさしい日本語に関するガイドラインの作成

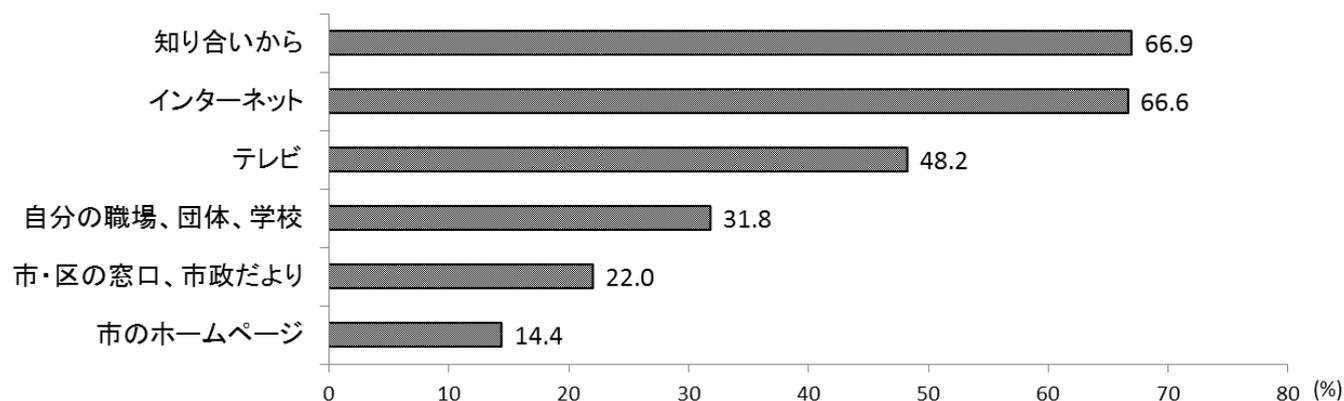
川崎市でも「やさしい日本語」の取組がないわけではありません。しかし、私たちが確認したところ、まだまだ「やさしい日本語」に関しての理解が不足していると思われることや「やさしい日本語」に関しての市としての一定のルールがないことがわかりました。たとえば、市が作成している「やさしい日本語」の情報をしてみると、漢字を単にひらがなにしているだけの情報を見かけることがあります。しかし、漢字をひらがなに直すだけでは、日本語が得意でない外国人市民には意味が伝わりません。「土足厳禁」を「どそくげんきん」としても、外国人市民にとって分かりやすい表現とは言えず、「くつをぬいでください」とした方が内容を正確に伝えることができますと思います。また、初めて出てきたときにだけルビが振ってある場合やカタカナにはルビが振っていない場合などもありました。他都市では「やさしい日本語」に関する手引き等を作成している自治体もあります。川崎市でもぜひ「やさしい日本語」のガイドラインを作成し、ガイドラインにもとづいて外国人市民の立場に立った分かりやすい表現や言い回しになるよう全庁的な取組をお願いいたします。

2 市ホームページの改善と充実

ガイドラインにもとづいた全庁的な取組を行う中で、とくに市のホームページについては、すぐに改善をしてほしいと思います。昨年度の調査でも、日常生活に必要な情報の入手経路をたずねたところ、「インターネット」という回答は66.6パーセントで「知り合いから」の66.9パーセントと並んで多くの外国人市民にとっての情報入手手段となってい

ることがわかりました。「市のホームページ」と回答した人は14.4パーセントに留まっていますが、インターネット自体は多くの人が利用しているため、市のホームページを改善し、充実させることが外国人市民への情報提供の大きな改善につながると考えます。

日常生活に必要な情報の入手経路（主なもの）



出所：外国人市民意識実態調査（2014年実施）より

現在、川崎市のホームページには『外国人の方へ～やさしい日本語～』というページがありますが、掲載している内容が少なく、各所管課が任意で情報を作成しているため表記の仕方も統一されていません。また、中には「やさしい日本語」で作られた情報が「やさしい日本語ページ」ではなく、所管課のページにだけ掲載されているものもありました。「やさしい日本語」で情報を作成し、ホームページで公開したとしても、「やさしい日本語ページ」に掲載されていなければ、日本語が得意でない外国人は、その情報にたどりつくことはできないでしょう。

以上のことから、市ホームページ内の「やさしい日本語」に関しては、具体的に次の3つのことを改善していただきたいと思えます。1つ目は、ガイドラインにもとづいて「やさしい日本語ページ」に掲載する情報を充実させることです。現在、掲載している情報だけでは、外国人市民が不自由なく生活するための情報が十分に揃っているとはいえず、表記の仕方もバラバラで分かりにくいと感じます。より多くの情報を「やさしい日本語」で作成していただくとともに、今ある情報はガイドラインをもとに改善し、情報の充実を図ってください。

2つ目は、「やさしい日本語」の情報を「やさしい日本語ページ」に集約することです。先にも述べたとおり、「やさしい日本語」で作成されているにもかかわらず、「やさしい日本語ページ」に掲載されていない情報も多くあります。「やさしい日本語」で作られた情報は必ず「やさしい日本語ページ」にも掲載することを徹底していただくことで、「やさしい日本語ページ」を開けば、生活に必要な情報がすべて得られるよう改善をさせていただきたいです。

3つ目は、「やさしい日本語ページ」を外国人市民に利用しやすいように視覚的に分かりやすくすることです。現状では、トップページから「やさしい日本語ページ」を開くためのリンクを見つけることが難しく、また「やさしい日本語ページ」は文字だけで構成されており、外国人市民にとっては分かりにくい作りとなっています。他都市では、「やさしい日本語ページ」を多言語のページと同じように独立させたり、多言語ページと同じ並びにタブを置いたりして探しやすくしたりしている自治体もあります。また、「やさしい日本語ページ」にイラストや絵を使って、視覚的に分かりやすいものとなるよう工夫している自治体もあります。情報の充実と集約をはかるとともに「やさしい日本語ページ」が効果的に利用されるような工夫についてもぜひ検討していただきたいと思います。

「やさしい日本語」による情報提供の充実は、翻訳に比べると、すぐに始めることができる取組です。また、外国人市民だけでなく、小さな子どもや高齢者、障害者への情報提供の改善を期待することができます。生活に必要な情報が、不利益なく、あらゆる市民のもとに届くよう、率先した取組をお願いします。

かくしゅかつどうじょうきょう
Ⅲ 各種活動状況

1 市長・市議会への報告

川崎市外国人市民代表者会議条例第11条第1項「委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。」及び第2項「市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。」に基づき、市長、市議会に2014年度の代表者会議の報告をしました。

1 市長への報告

2015年4月20日 第10期のセヌー ジョアキム委員長、オルソン チャールズ副委員長、任 家林社会生活部会長、ケゼングア エドワード福祉教育部会長代理が福田 紀彦市長へ2014年度年次報告書を提出し、1年間の活動の内容について報告しました。

市長からは、「提言を真摯に受け止め、提言だけでなく、会議で出た意見など、できるところから始めたい。代表者の皆さんには、川崎の良さをPRしていただき、もっと住みやすいまちになるよう広めていってほしい。」とのコメントがありました。



2 市議会への報告

2015年6月1日 市民・こども局長（市長代理）が市議会正副議長へ2014年度の年次報告書を提出し、6月5日 市議会市民委員会において市民・こども局人権・男女共同参画室外国人市民施策担当が年次報告の概要を説明しました。

また7月21日には、セヌー ジョアキム委員長、オルソン チャールズ副委員長が市民委員会に参考人として出席し、年次報告書をもとに、2014年度の活動について説明しました。この参考人招致は、市民委員会が代表者会議からの意見を聞き、審議等の参考とするために毎年行われてきたものです。

市民委員会の委員長から、「代表者会議のメンバーの方々の努力に改めて敬意を表したいと思います。」とのコメントをいただきました。

2 オープン会議の企画・運営

オープン会議は、代表者会議の臨時会議として、代表者以外の外国人市民や日本人市民の方々からのいろいろな意見や専門家の話を聴いて審議に活かすことを目的に開催しました。会議のプログラムや広報、当日の進行などは、実行委員会で話し合っただけで企画案を作り、全体会議に諮り、代表者全員が役割を分担して実施しました。

1 実行委員

セヌー ジョアキム (実行委員長)、オルソン チャールズ (副実行委員長)、張 氷青、劉 健全、河 相宇、シフケン ブランドン、園田 泉 ベアトリス、崔 想、葉 元聡、タカハシ ライゼール ラモス

2 実行委員会の開催

開催日 2015年 5/24 (日) 6/21 (日) 9/13 (日) 10/18 (日) 12/6 (日)

各回の会議の前に行いました。オープン会議の内容、目的、広報の方法、当日のプログラム、役割分担などについて話し合いました。

3 会議の広報

今年もオープン会議を広報するため、市内の日本語教室(各区市民館)を訪問し、会議への参加を呼びかけました。

また、「かわさきFM」の川崎市広報ラジオ番組では7言語による放送を行いました。

4 当日の主な役割分担

全体責任者	セヌー ジョアキム、オルソン チャールズ
全体会司会	崔 想、ディットマー ダニエラ
会場担当	張 氷青、劉 健全
受付担当	園田 泉 ベアトリス、タカハシ ライゼール ラモス、河 相宇
交流パーティー担当	シフケン ブランドン、葉 元聡

5 代表者の感想

- ① 参加された市民(外国人も日本人も)の生の声が聞けてよかった。
- ② ワークショップの試みは成功したと思う。このような形式を今後も続けられたらよい。
- ③ 事前の勉強会があったので、大変役に立った。
- ④ 各グループの発表の時間が足りなかった。
- ⑤ コメンテーターの意見がとても有意義なものであった。

3 ニューズレターの編集

ニューズレターは、代表者会議をより広く外国人市民及び日本人市民に知ってもらうこと、代表者会議を接点とした外国人市民と日本人市民の交流の機会とすることを基本方針として、編集委員会で毎号の編集内容を話し合い、市が発行しています。

1 編集委員

ディットマー ダニエラ（委員長）、金 スンオグ、孔 敏淑、グエン ゴク バオ リン、
ヴィラマー ジェリー、任 家林

2 編集委員会の開催

かい 回	ねんがっぴ 年月日	ないよう 内容
だい かい 第1回	ねん がっ につ につ 2015年5月24日（日）	へんしゅういんちよう せんしゅつ ねんかんけいかく にゅーずれたーさくせいけいかくあん 編集委員長の選出、年間計画、ニューズレター作成計画案 No.54 の記事内容の確認・記事担当者の決定
だい かい 第2回	がっ につ につ 6月21日（日）	かくにん きじないよう かくにん たんとうしゃ けつてい No.54 の確認、No.55 の記事内容の確認と担当者の決定
だい かい 第3回	がっ につ につ 9月13日（日）	かくにん No.55 の確認
だい かい 第4回	がっ につ につ 10月18日（日）	きじないよう かくにん たんとうしゃ けつてい No.56 の記事内容の確認と担当者の決定
だい かい 第5回	がっむいか につ 12月6日（日）	れいあうと けつてい No.56 のレイアウトの決定

3 今年度発行のニューズレターと主な内容

No.54 8月21日発行

- 1ページ：2014年度の活動内容を市長・市議会に報告、2015年度の代表者会議の日程
- 2ページ：第11期代表者の募集案内、オープン会議のお知らせ
- 3ページ：部会の報告、＜情報コーナー＞「災害のときの便利ノート」
- 4ページ：世界のお祭り「オクトーバーフェスト」、国勢調査のお知らせ

No.55 1月29日発行

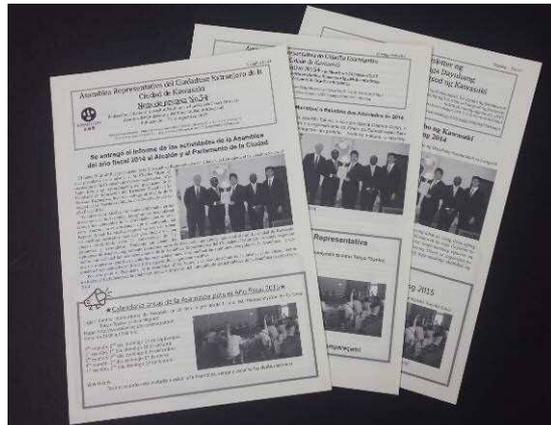
- 1ページ：「インターナショナル・フェスティバルinカワサキ」「市民祭り」に参加しました
- 2ページ：オープン会議を開催しました
- 3ページ：部会の報告、2015年度の代表者会議の日程
- 4ページ：知っていますか？ 住まいさがしの情報

かわさきこくさいかんきょうぎじゅつてん
川崎国際環境技術展2016

- 1ページ： 第10期外国人市民代表者会議 提言
 2ページ： 第10期外国人市民代表者会議 提言
 3ページ： 代表者会議を振り返って
 4ページ： 委員長からのあいさつ、編集後記

発行部数：日本語 3,000部、韓国・朝鮮語、中国語、英語、スペイン語、ポルトガル語、
 タガログ語 各700部

配布先：区役所・支所、市民館、図書館、行政サービスコーナー、国際交流センター、
 市立保育園、市立小・中・高等学校、市内県立高等学校・大学・朝鮮学校等、
 日本語教室等外国人に関わる団体、留学生寮、エスニックメディア、他都市の
 外国人市民施策担当部局など。なお、代表者会議のホームページにも掲載。



4 翻訳チェック担当者

- | | | | |
|--------|-------------|--------|---------------|
| 中国語 | ： 任 家林 | 英 語 | ： デイットマー ダニエラ |
| 韓国・朝鮮語 | ： 孔 敏淑 | ポルトガル語 | ： 園田 泉ベアトリス |
| スペイン語 | ： 園田 泉ベアトリス | タガログ語 | ： ヴィラマー ジェリー |

5 まとめ

今年度のニューズレターでは、「災害のときの便利ノート」や「住まいさがしの情報」など代表者がぜひ多くの人に知ってもらいたいという情報を取り上げるよう努めました。また、No. 54に掲載した「オクトーバーフェスト」についての記事は、とても好評でした。今年度は、第11期代表者の募集や提言などを掲載する関係であまり紙面に余裕がありませんでしたが、そのような中でも工夫して魅力的なニューズレターづくりができたのではないかと思います。

4 インターナショナル・フェスティバルinカワサキ、 かわさき市民祭りへの参加

代表者会議では、国際交流センターにおける審議にとどまらず、各種行事に参加することにより、積極的に市民との交流を深めました。

1 参加行事

- ① インターナショナル・フェスティバルinカワサキ
- ② かわさき市民祭り

2 実行委員

上記の2つの行事の参加・実施について、市民祭り実行委員会を設置して準備をしました。

ヒラチャン アスカ (実行委員長)、王 夕心、河本 ファビオ 良則、鈴木 イエレナ、ケゼングア エドワード、童 埜恆、仲田 シリワン、バルトコバ オクサナ、牟 鳳菊、ヘイ ジャ フィ

3 実行委員会の開催

開催日	5/24 (日)	6/21 (日)	9/13 (日)
	10/18 (日)	12/6 (日)	代表者会議の前に開催しました。

4 インターナショナル・フェスティバルinカワサキ

「インターナショナル・フェスティバルinカワサキ」は川崎市内の国際交流に取り組んでいる団体等が、日頃の活動の成果を発表し、各種イベント等の開催を通じて、地球市民として様々な立場の人がふれあいを深めることにより、相互理解と友好親善を促進するために開催されたものです。代表者会議も活動の広報をするため、実行委員会で企画を立てて参加しました。

(1) インターナショナル・フェスティバルinカワサキの参加概要

日時 2015年7月5日 (日) 10:00~16:30

場所 川崎市国際交流センター

内容

- ① 代表者会議の活動広報
- ② パネル展示



③ ニューズレター

④ オープン会議チラシ

(2) 代表者の感想

- ① 会場が代表者会議を行う場所なので、代表者会議の良いPRにもなる。
- ② 代表者と市民の交流や相互理解を深められるので、来年も参加した方がよい。
- ③ 参加者、特に子どもたちが喜んでいて良かった。
- ④ 来場者の興味を引くような企画で、異文化と触れる機会を与えられるとよい。
- ⑤ 子ども向けの楽しいコンテンツを増やした方がよい。

5 かわさき市民祭り

外国人市民と日本人市民の交流を深め、各国の紹介と代表者会議の広報を行うことを目的に、今年度もかわさき市民祭りに参加しました。

(1) 第38回 かわさき市民祭り 参加概要

日時 2015年11月1日（日）

場所 川崎区富士見公園一帯（あそびの広場）

内容 テントでのイベント（世界のお茶提供、代表者会議のパネル展示、魚釣りゲーム、世界のクイズ、国旗を描こう、代表者会議資料の配布等）、パレードへの参加

【テント】



【パレード】



(2) 代表者の感想

- ① 多くの代表者が参加したので、パレードで沿道の人たちにアピールできた。
- ② 準備が大変だったと思うが、お茶もゲームも大人気でとても良かった。
- ③ 大勢の市民の皆さんが見に来て驚いた。
- ④ 友人や家族も参加し、人が多くて良かった。
- ⑤ せっかくの展示が、テントの後方だとあまり目立たない。前の方は良く見えたと思う。
- ⑥ 展示するだけではなく、来場者にもっと積極的に活動をアピールすべき。
- ⑦ ゲームをやるのなら、いくつかの国や文化の紹介などを取り入れた企画も面白い。
- ⑧ 代表者会議の広報の目的、代表者メンバーのコミュニケーションの活性化やチームワークが高まると思うので、今後も市民祭りに参加した方がよい。

5 自主勉強会

1 第1回自主勉強会

- (1) 日時 2015年10月11日(日) 午後2時～5時
- (2) 参加人数 10人
- (3) 内容：オープン会議について

2 第2回自主勉強会

- (1) 日時 2015年11月8日(日) 午後1時～4時
- (2) 参加人数 18人
- (3) 内容：オープン会議について

6 代表者の活動状況

キーワードの1つである「要求から参加へ」のもと、代表者は会議での調査審議のほか、代表者会議の代表者という立場で行政の各種委員等の活動を行ったり、個人として学校、市民館等の講師をするなど、積極的に社会参加をしています。

【代表者会議代表者としての活動】

委員会等	事務局・主催者	代表者名
川崎市青少年問題協議会	市民・子ども局 青少年育成課	張 氷青
川崎市成人式企画実施委員会	市民・子ども局 青少年育成課	ヘイ ジャ フィ
第38回かわさき市民祭り実行委員会	経済労働局 商業観光課	河本 ファビオ 良則
川崎市国際交流センター活用推進委員会	(公財)川崎市国際交流協会	園田 泉 ベアトリス
外国人が見た「かわさき」フォトコンテスト	(公財)川崎市国際交流協会	オルソン チャールズ
外国人日本語スピーチコンテスト審査員	(公財)川崎市国際交流協会	セヌー ジョアキム

【個人としての活動】

1 日本語指導等協力者など（学校等での日本語講師や英語講師など）

代表者名	活動場所
オルソン チャールズ	まなびの森保育園（小杉）
孔 敏淑	川崎市内の市立小学校
園田 泉 ベアトリス	高津小学校、南野川小学校
仲田 シリワン	戸手小学校、高津小学校、東高津小学校
牟 鳳菊	川崎市内の市立小学校（長沢小学校他）、玉川聖学院、平和館

2 その他公的施設・機関

代表者名	活動内容	実施団体・主催者
グエン ゴク バオリン	高津日本語教室	高津市民館
孔 敏淑	やさしい日本語研修のアシスタント	幸 市民館
園田 泉 ベアトリス	外国人支援	つづきMYプラザ
	子ども家庭支援通訳	子ども家庭センター
仲田 シリワン	外国人子育てひろば、世界ひろば	多摩市民館
	インターナショナル・フェスタ from あさお	多文化共生ネットワーク from あさお、麻生市民館

だいひょうしゃめい 代表者名	かつどうないよう 活動内容	じっしだんたい しゅさいしゃ 実施団体・主催者
む ふうく 牟 鳳菊	きんじよこくさいこうりゆう ご近所国際交流	みやまえしみんかん しみんじしゅがっきゅう 宮前市民館 (市民自主学級)
	かいがい こそだ こうざ しみんこうし 「海外の子育て」講座の市民講師	みやまえしみんかん かいだい ちいききょういくがっきゅう 宮前市民館 (家庭・地域教育学級)
	こくさい さろんみやまえ 国際おしゃべりサロン宮前	みやまえしみんかん 宮前市民館
おるそん ちゃーるず オルソン チャールズ こん びんすく 孔 敏淑 なかだ しりわん 仲田 シリワン	ぼうさい かんしん たか がいこくじんしみん 防災に関心の高い外国人市民のための けんしゅうかい 研修会	かわさきしこくさいこうりゆうきょうかい 川崎市国際交流協会

*この報告は本人の申し出により作成しました。

7 せんもんちようさいん かつどうじようきょう 専門調査員の活動状況

かわさきしがいこくじんしみんしさくせんもんちようさいん だいひょうしゃかいぎ せいふくいんちようぶかいちようかいぎ しゅつせき
川崎市外国人市民施策専門調査員として代表者会議、正副委員長部長会長会議に出席し
たほか、次のような活動を行いました。

1 じょうほうしゅうしゅう ちようさ 情報収集、調査

- ① 市長報告同席 (2015年4月20日)
- ② DST作品上映会参加 (2015年5月17日)
- ③ 外国につながりを持つ子どもの高校進学を考えるフォーラム参加 (2015年6月7日)
- ④ 神奈川人権センター「人権学校講座 (神奈川朝鮮学校訪問)」参加 (2015年6月18日)
- ⑤ 宮前市民館識字学級訪問 (2015年7月3日)
- ⑥ 神奈川県主催「対話の広場」参加 (2015年11月12日)
- ⑦ 外国人集住都市会議参加 (2015年12月17日)

2 こうほう けいはつ こうりゆうかつどう 広報・啓発・交流活動

- ① 川崎市外国人市民代表者会議ニューズレター No. 54、55、56 編集
- ② 川崎市外国人市民代表者会議ホームページ(日本語版・英語版) 随時情報更新
- ③ 川崎市ホームページ 外国人市民施策担当のページ 随時情報更新
- ④ 川崎区区民会議川崎市外国人市民意識実態調査 (2014) 結果報告 (2015年5月26日)
- ⑤ 幸市民館識字ボランティア入門研修講師 (2015年10月21日)
- ⑥ かわさき市民祭り参加 (2015年11月1日)

3 しりょう ほうこくしよさくせい 資料・報告書作成

- ① 川崎市外国人市民代表者会議議事録
- ② 2015年度川崎市外国人市民意識実態調査 (インタビュー調査) 報告書
- ③ 母語・母文化について (2015年4月26日)

- ④ 高校進学について (2015年4月26日)
- ⑤ フィールドワークのメモ (2015年4月26日)
- ⑥ 臨時会の企画案について (2015年5月24日、6月21日)
- ⑦ 提言の評価について (2015年5月24日、6月21日)
- ⑧ これまでの振り返り (2015年5月24日、6月21日)
- ⑨ 提言について (2015年9月13日)
- ⑩ オープン会議について (2015年9月13日、10月18日)
- ⑪ 審議テーマ一覧 (2015年9月13日)
- ⑫ 川崎市国際交流協会／川崎市国際交流センターについて (2015年10月18日)
- ⑬ 川崎市国際交流協会への質問 (2015年10月18日)
- ⑭ 子育て支援 提言案 (2015年10月18日、12月6日、2016年1月17日)
- ⑮ 高校進学 提言案 (2015年10月18日、12月6日、2016年1月17日)
- ⑯ オープン会議資料 (2015年11月15日)
- ⑰ 全体での提言 提言案 (2015年12月6日、2016年1月17日)
- ⑱ ニュースレター編集委員会資料 随時
- ⑲ 臨時会実行委員会資料 随時

4 庁内会議等への出席

- ① 川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会 (2015年6月15日、8月10日、9月9日、11月25日、2016年2月15日、3月24日)
- ② 川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会 (2015年12月24日、2016年2月16日)
- ③ 川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会有識者意見聴取 (2015年12月15日、2016年1月31日)
- ④ 川崎市外国人市民意識実態調査(インタビュー調査)打合せ(2015年4月23日、5月26日、10月9日、2016年1月26日、3月15日)

5 まとめと課題

今期で代表者会議は第10期という大きな節目をむかえました。専門調査員としては、これまで代表者会議が果たしてきた役割には大きな意義があると改めて感じる一方で、現在の代表者会議にはこれまで積み残されてきた課題が数多くあるようにも感じています。たとえば、第9期から引き継がれた審議テーマであった過去の提言の検証・評価は、結局、今期でも具体的な解決策までたどり着くことはできませんでした。会議としては年輪を重ね、着実に蓄積が増えていますが、一方で代表者は2年ごとに新しい顔ぶれに変わるため、やはり大きな問題についてじっくりと時間をかけて審議を深めていくことが

できないという難しさがありません。また、期が変わる度に似たようなテーマが繰り返し
審議されるとい問題も依然として残っていますが、代表者が新しく入れ替わる以上は
避けられない問題でもあると思います。このような課題を改善するためには、ルーティーン
となりつつあるこれまでの運営方法（部会の設置や設置時期、審議テーマの選び方など）
についても見直す必要があるのではないかと思います。実際、代表者の中からはさまざま
な提案も出ており、事務局にもこれらの提案を受け止め可能な限り柔軟に対応してい
く姿勢が求められていると思います。

そのような課題がある一方で、今年度はいくつかの重要な成果もありました。たとえば、
昨年度実施された外国人市民意識実態調査の調査結果は、審議に大いに役立ちました。ま
た、オープン会議でワークショップを採用したことも大きな試みでした。ワークショップ
を行うにあたっては、昨年度と同様に自主勉強会を行いました。準備の甲斐もあり、
当日は多くの参加者に充実した時間を過ごしてもらえたのではないかと思います。

専門調査員としては、今後も引き続き代表者との「対話」を大切にしながら、一緒に課題
に向き合い、よりよい解決策を模索していきたいと思っています。

せんもんちょうさいん たかはし せいいち
専門調査員 高橋 誠一

IV 資^し料^{りょう}

1

がいこくじんじゅうみんじんこうとうけい
外国人住民人口統計かわさきし がいこくじんじゅうみんじんこうとうけい
川崎市の国籍・地域別外国人住民人口の推移
すい い かくつきまつじつげんざい にん
(各月末日現在・人)

ねんつき 年月	2005.3	2006.3	2007.3	2008.3	2009.3	2010.3	2011.3	2012.3	2013.3	2014.3	2015.3	2015.12
こくせきちいき 国籍・地域※	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H27)
ちゅうごく 中国	6,774	7,391	8,192	9,202	10,003	10,423	10,611	10,486	9,716	9,956	10,787	11,322
かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	9,152	9,118	9,239	9,450	9,539	9,290	9,066	8,654	8,060	7,922	7,812	7,822
ふいりびん フィリピン	3,319	3,494	3,722	3,863	3,939	3,891	3,836	3,852	3,564	3,653	3,771	3,849
べとなむ ベトナム	274	339	435	553	584	617	649	695	773	936	1,294	1,733
たいわん 台湾	—	—	—	—	—	—	—	—	429	590	745	863
いんど インド	674	797	870	982	1,178	1,192	1,155	1,038	962	807	774	814
べいこく 米国	727	764	782	754	821	797	779	746	682	650	733	758
ぶらじる ブラジル	1,377	1,393	1,384	1,365	1,409	1,188	1,123	930	774	756	712	726
ねばーる ネパール	128	142	142	180	307	325	326	360	357	418	531	692
たい タイ	514	551	564	586	637	589	568	535	491	515	542	574
べるー ペルー	603	616	598	618	608	586	567	553	492	487	487	465
いんどねしあ インドネシア	245	280	302	329	305	308	280	286	231	240	279	319
えいこく 英国	313	342	333	325	330	322	326	284	239	255	271	290
まれーしあ マレーシア	199	183	176	174	196	204	200	232	186	178	176	167
ふらんす フランス	121	127	127	154	163	156	161	148	146	157	169	170
すりらんか スリランカ	195	189	197	200	204	209	215	190	174	165	168	171
かなだ カナダ	241	227	229	219	206	201	178	162	143	137	156	167
どいつ ドイツ	101	116	122	131	152	130	130	124	97	97	130	137
ばんぐらでしゅ バングラデシュ	172	175	191	182	183	182	182	157	128	129	135	150
おーすとらりあ オーストラリア	237	246	204	196	180	177	154	127	115	110	117	130
もんごる モンゴル	17	26	32	44	58	67	58	56	60	71	103	116
た その他	1,441	1,309	1,459	1,507	1,581	1,760	1,582	1,506	1,303	1,342	1,438	1,540
がいこくじんそうすう 外国人総数	26,824	27,825	29,300	31,014	32,583	32,614	32,146	31,121	29,122	29,571	31,330	32,975
がいこくじんひりつ 外国人比率	2.05%	2.10%	2.18%	2.25%	2.33%	2.32%	2.25%	2.17%	2.02%	2.03%	2.13%	2.23%

ほうむしょう ざいりゅうがいこくじんとうけい もと ひょうき
※ 法務省の在留外国人統計に基づく表記

かわさきし がいこくじんじゅうみんじんこう こくせき ちいきべつ
川崎市の外国人住民人口 (国籍・地域別)

ねん がつまつじつげんざい
2015年12月末日現在

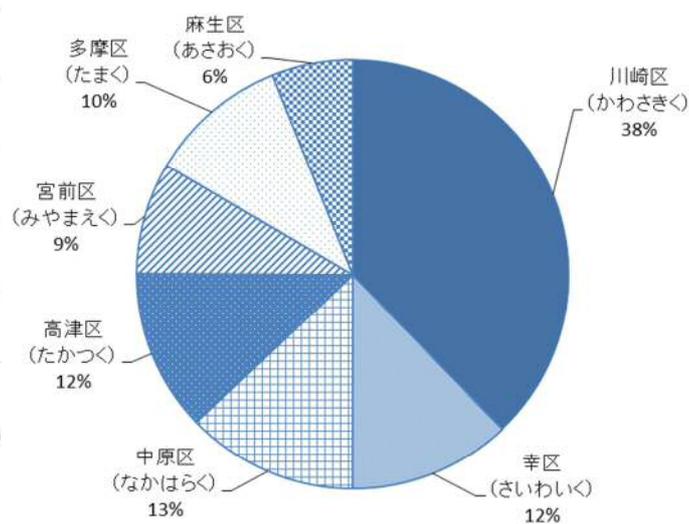
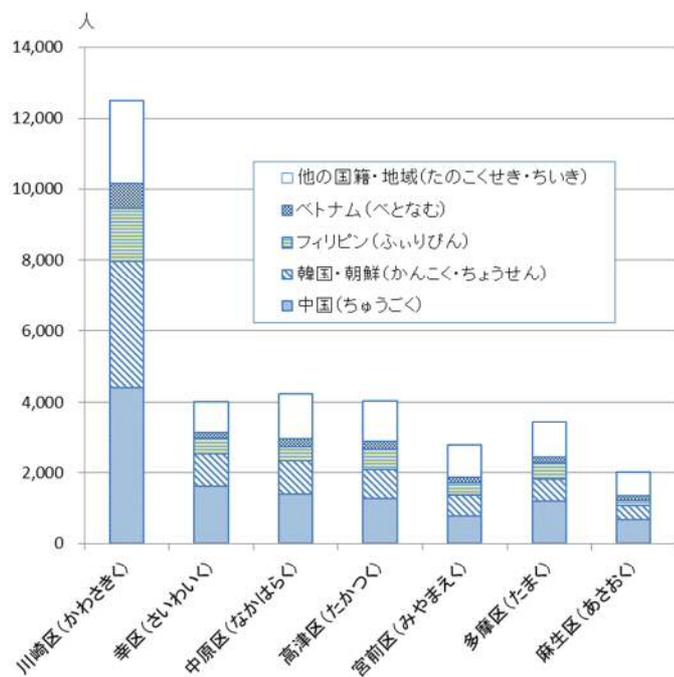
No.	こくせき ちいき 国籍/地域	にん 人	No.	こくせき ちいき 国籍/地域	にん 人	No.	こくせき ちいき 国籍/地域	にん 人
1	ちゆうごく 中国	11,322	44	あいるらんど アイルランド	20	87	いすらえる イスラエル	
2	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	7,822	45	こーとじほわーる コートジボワール	17	88	らとびあ ラトビア	
3	ふいりびん フィリピン	3,849	46	おらんだ オランダ	17	89	もるとば モルドバ	
4	べとなむ ベトナム	1,733	47	せねがる セネガル	15	90	あるじえりあ アルジェリア	
5	たいわん 台湾	863	48	うずべきすたん ウズベキスタン	15	91	ぶるきなふあそ ブルキナファソ	
6	いんど インド	814	49	はんがりー ハンガリー	14	92	じぶち ジブチ	
7	べいこく 米国	758	50	らおす ラオス	14	93	どみにかきょうわこく ドミニカ共和国	
8	ぶらじる ブラジル	726	51	もろっこ モロッコ	14	94	えちおびあ エチオピア	
9	ねばーる ネパール	692	52	おーすとリア オーストリア	13	95	よるだん ヨルダン	
10	たい タイ	574	53	けにあ ケニア	13	96	れぼのん レバノン	
11	べるー ペルー	465	54	ふいんらんど フィンランド	12	97	みくろねしあ ミクロネシア	
12	いんどねしあ インドネシア	319	55	ぶるがりあ ブルガリア	11	98	たんざにあ タンザニア	
13	えいこく 英国	290	56	さうじあらびあ サウジアラビア	11	99	あふがにすたん アフガニスタン	
14	すりらんか スリランカ	171	57	しりあ シリア	11	100	あるめにあ アルメニア	
15	ふらんす フランス	170	58	べるぎー ベルギー	10	101	ばはま バハマ	
16	かなだ カナダ	167	59	ちえこ チェコ	10	102	べなん ベナン	
17	まれーしあ マレーシア	167	60	えじぶと エジプト	10	103	ちゆうおうあふりか 中央アフリカ	5
18	ばんぐらでしゅ バングラデシュ	150	61	ちゆにじあ チュニジア	9	104	こんごきょうわこく コンゴ共和国	
19	どいつ ドイツ	137	62	じやまいか ジャマイカ	8	105	えるさるばどる エルサルバドル	人
20	おーすとらりあ オーストラリア	130	63	ぽるとがる ポルトガル	8	106	がぼん ガボン	
21	もんごる モンゴル	116	64	みなみあふりかきょうわこく 南アフリカ共和国	8	107	がんにあ ガンビア	未
22	ろしあ ロシア	109	65	ちり チリ	7	108	がいあな ガイアナ	
23	みやんまー ミャンマー	108	66	こんごみんしゆきょうわこく コンゴ民主共和国	7	109	いらく イラク	満
24	いらん イラン	87	67	でんまーく デンマーク	7	110	りべりあ リベリア	
25	ばきすたん パキスタン	77	68	かざふすたん カザフスタン	7	111	まだがすかる マダガスカル	
26	ぼりびあ ボリビア	51	69	べねすえら ベネズエラ	7	112	まり マリ	
27	がーな ガーナ	50	70	えくあどる エクアドル	6	113	もーりしやす モーリシャス	
28	すべいん スペイン	49	71	きるぎす キルギス	6	114	にからぐあ ニカラグア	
29	いたりあ イタリア	48	72	べらるーし ベラルーシ	5	115	ばらお パラオ	
30	あるぜんちん アルゼンチン	47	73	こすたりか コスタリカ	5	116	ばなま パナマ	
31	しんがぼーる シンガポール	45	74	きゅーば キューバ	5	117	さもあ サモア	
32	かんぼじあ カンボジア	42	75	ふいじー フィジー	5	118	するばきあ スロバキア	
33	ないじえりあ ナイジェリア	42	76	ぎにあ ギニア	5	119	するべにあ スロベニア	
34	にゆーじーらんど ニュージーランド	41	77	うがんだ ウガンダ	5	120	すーだん スーダン	
35	うくらいな ウクライナ	41	78	ぶーたん ブータン		121	とーご トーゴ	
36	めきしこ メキシコ	40	79	ほすにあへるつえごびな ボスニア・ヘルツェゴビナ	5	122	とりにだーと・とばご トリニダード・トバゴ	
37	ころんぴあ コロンビア	39	80	ぎりしや ギリシャ		123	うるぐあい ウルグアイ	
38	すうえーでん スウェーデン	34	81	ぐあてまら グアテマラ		124	ざんびあ ザンビア	
39	るーまにあ ルーマニア	32	82	りとあにあ リトアニア		125	じんばぶえ ジンバブエ	
40	ぼーらんど ポーランド	27	83	あぜるばいじやん アゼルバイジャン			むこくせき 無国籍	13
41	とるこ トルコ	22	84	かめるーん カメルーン			くうらん 空欄※	31
42	ぼらぐあい パラグアイ	21	85	くらあちあ クロアチア				
43	すいす スイス	21	86	えすとにあ エストニア				

しゅつしやう けいかたいざいしや
 ※出生による経過滞在者
 ごうけい にん
 合計 32,975人

くべつ おも こくせき ちい きべつ がいこくじんじゅうみんじんこう
区別・主な国籍・地域別 外国人住民人口

ねん がつまつじつげんざい
 2015年12月末日現在

		かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
1	ちゅうごく 中国	4,416	1,620	1,396	1,259	763	1,196	672	11,322
2	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	3,547	903	925	815	606	623	403	7,822
3	ふいりびん フィリピン	1,486	452	415	566	341	449	140	3,849
4	べとなむ ベトナム	694	146	203	241	156	171	122	1,733
5	たいわん 台湾	244	109	146	126	88	88	62	863
6	いんど インド	390	160	83	60	44	41	36	814
7	べいこく 米国	72	61	153	133	106	133	100	758
8	ぶらじる ブラジル	420	43	44	64	62	68	25	726
9	ねばーる ネパール	188	65	202	102	15	103	17	692
10	たい タイ	216	64	87	76	42	50	39	574
	た こくせき 他の国籍	811	393	585	584	543	517	389	3,822
	ごうけい にん 合計(人)	12,484	4,016	4,239	4,026	2,766	3,439	2,005	32,975



2 ていしゅつしりょういちらん 提出資料一覧

かいぎ はいふ しりょう おも ちょうさしんぎ かんれん あ ていしゅつび
会議で配布した資料のうち、主に調査審議に関連するものを挙げます。()は提出日
です。

【1】じょうほう とうけい 情報・統計

1 ふくしきょういふかいかんけい 福祉教育部会関係

- ① ぼご ぼぶんか ねん がつ にち
母語・母文化について (2015年4月26日)
- ② こうこうしんがく ねん がつ にち
高校進学について (2015年4月26日)
- ③ がいこく こ こうこうしんがく かんが ふ おーらむ ちらし
「外国につながりをもつ子どもの高校進学を考えるフォーラム」チラシ
(2015年5月24日)
- ④ がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん ねん がつ にち
外国籍県民かながわ会議 (第8期) 提言 (2015年6月21日)
- ⑤ これまでの しんぎてー まいちらん ねん がつ にち
審議テーマ一覧 (2015年9月13日)
- ⑥ かながわけん にほん こうこう がいこくじんざいせきしゃ さい がいこくじんじゅうみんじんこう
神奈川県における日本の高校の外国人在籍者と16-18歳の外国人住民人口
(2015年10月18日)
- ⑦ ざいけんわく げんじょう こうえきざいだんほうじん こくさいこうりゅうざいだん ねん がつ にち
在県枠の現状 (公益財団法人かながわ国際交流財団) (2015年10月18日)
- ⑧ こうこうしんがく かん か こ ていげん とりくみじょうきょう ねん がつ にち
高校進学に関する過去の提言と取組状況について (2015年10月18日)

2 しゃかいせいかつがいかんけい 社会生活部会関係

- ① がいこくじんしみんいしきじつたいちようさけつか ねん がつ にち
外国人市民意識実態調査結果 (2015年4月26日)
- ② おやかてい ねん がつ にち
「ひとり親家庭のみなさんへ」(こども本部こども福祉課) (2015年5月24日)
- ③ ぎょうせい しみん こみゆにけーしょんかんきょう ねん がつ にち
行政と市民のコミュニケーション環境づくりについて (2015年5月24日)
- ④ たんきたいざいしゃ しえん ねん がつ にち
短期滞在者の支援について (2015年5月24日)
- ⑤ かわさきしほーむぺーじ がいこくじんのかたへ ねん がつ にち
川崎市ホームページ：がいこくじんのかたへ (2015年6月21日)
- ⑥ かわさきしこくさいこうりゅうきょうかいほーむぺーじ せいかつじょうほう ねん がつ にち
川崎市国際交流協会ホームページ：生活情報 (2015年6月21日)
- ⑦ ないかくふほーむぺーじ ていじゅうがいこくじんしきくほーたるさいと ねん がつ にち
内閣府ホームページ：定住外国人施策ポータルサイト (2015年6月21日)
- ⑧ じちたいこくさいかきょうかい たげんごせいかつじょうほう ねん がつ にち
自治体国際化協会：多言語生活情報 (2015年6月21日)
- ⑨ くやくしよさーびす かん か こ ていげん とりくみじょうきょう ねん がつ にち
区役所サービスに関する過去の提言と取組状況について (2015年9月13日)
- ⑩ かわさきしきょじゅうしえんせいど あんない ねん がつ にち
川崎市居住支援制度のご案内 (2015年9月13日)
- ⑪ がいこくじん たいしよ しょくしよせん かいご ぶんや ねん がつ にち
外国人を対象とした就職支援(介護の分野)について (2015年9月13日)
- ⑫ あいちけん にほんご てび ねん がつむいか
愛知県「やさしい日本語」の手引き (2015年12月6日)

2 全体審議用資料

- ① 臨時会の企画案について (2015年5月24日)
- ② 提言の評価について (2015年5月24日)
- ③ 川崎市国際交流協会/川崎市国際交流センターについて (2015年10月18日)
- ④ 「外国人支援と多文化共生のための地域の拠点づくり」について (2015年12月6日)

【2】話し合いのまとめ等

- ① 前回会議のまとめ (随時)
- ② 各部会の審議のまとめ (随時)
- ③ オープン会議のまとめ (2015年12月6日)
- ④ 各種実行委員会報告 (随時)
- ⑤ 傍聴者の声 (随時)

【3】議事録

- ① 2015年度川崎市外国人市民代表者会議第1～4回議事録 (随時)

【4】年次報告・ニューズレター等

- ① 2014年度「年次報告」(2015年4月26日)
- ② ニューズレターNo. 54、55、56 (随時)

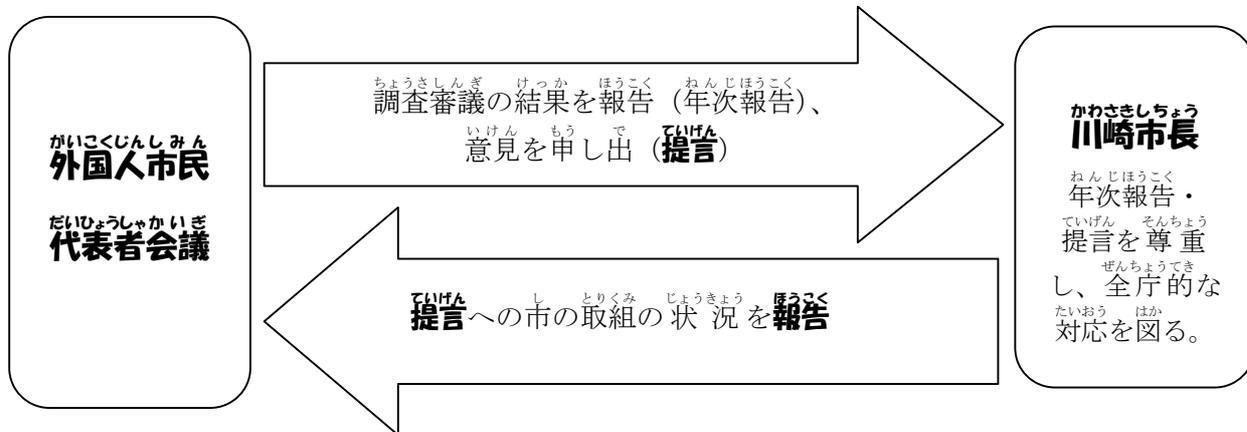
【5】その他

- ① 市の審議会等委員について (2015年4月26日)
- ② 実行委員会等について (2015年4月26日)
- ③ 行事への参加について (2015年4月26日)
- ④ 「提言」の構成 (2015年9月13日)
- ⑤ 川崎市国際交流協会への質問 (2015年10月18日)
- ⑥ 2015年度の年次報告書について (2016年1月17日)
- ⑦ 提言の取組状況について (2016年1月17日)

3

提言への市の取組状況

【1】提言への市の取組状況の調査および調査結果の報告について



代表者会議は1996年の第1期から、調査審議の結果を市長に報告するとともに、意見を申し出ています（提言）。市は条例により、代表者会議からの意見の申し出を尊重することとされており、各提言について担当局を決めて取組を行っています。

提言への市の取組がどのように進んだのか、毎年10月1日時点の状況を調査し、代表者会議に報告しています。

今年度、調査し、報告をするのは、2014年度調査で取組状況が「B（＝取組中・検討中）」だった提言についてです。

取組状況

A : 担当局が「一定の成果を得た」としたもの

→ その提言に対して現時点で可能な取組を実施し、提言された時点と比べて状況が改善されたなど、ある程度の成果が得られたと担当局が判断したものの。

※取組状況報告は、「A」となった年度で終了します。

B : 担当局が「取組中・検討中」としているもの

→ まだ十分に成果が得られていないので、取組が継続中のもの。また、どのように取り組むか検討中のもの。

※今年度の取組状況を報告するとともに、来年度も取組状況を調査し、報告します。

なお、2006年度までの報告の内容は、『提言集＜1996～2005年度＞』（2007年3月発行）に、

2007から2014年度までは、各年度の年次報告に掲載されています。

【2】これまでの^{ていげんいちらん}提言一覧

ねんど 年度	ばんごう 番号	ない 内	よう 容	たんとうきょく 担当局	とりくみじょうきょう 取組状況
1996	①～1	がいこくじん にほんじん こ	そうご りかい きょういく すいしん	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A
	①～2	がいこくじんきょういくけんきゅうきょうぎかいとう	せいび	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2004年度 A
	①～3	①～1のための	がいどら いんさくせいとう	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2004年度 A
	①～4	きょういん にほんじん がいこくじんほごしゃ	こんだん ぼとうせつち	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	じゅうたくじょうれい	せいてい	まちづくり局	ねんど 2002年度 A
	②～2	じゅうたくじょうれい こうか	ほうほう けんとう	まちづくり局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんしみん む	じょうほう こーなー せつち	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～2	がいこくご	しりょう りすとはいふ	しみんきょく 市民局	ねんど 2003年度 A
	③～3	がいこくご	しりょう たい しみんいけん き と	しみんきょく 市民局	ねんど 2007年度 A
1997	①～1	りゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど	じゅうじつ	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	①～2	りゅうがくせい	じゅうたく かくほ	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	①～3	りゅうがくせい	がくせいかいかん けんせつ けんとう	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	②	しゅうつにゆうこくかんりぎょうせい	かいぜん ほうむだいじん ようぼう	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんしみんとう	じゅうたくにゆうきょしえん	まちづくり局	ねんど 2002年度 A
	③～2	にゆうきょさべつ	けいほつ けんちじ ようぼう	まちづくり局	ねんど 2003年度 A
	③～3	にゆうきょ	こうてきほしょうにんき こう せつりつ	まちづくり局	ねんど 2002年度 A
	④～1	こくさいこうりゅうきょうかい	きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	こくさいこうりゅうきょうかい	とうろく ぼらんていあ じゅうじつ	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～3	がいこくじんしみん む	がいど はいふかつよう	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
1998	①～1	あすくる	こうほう	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	①～2	こども	ぶんかせんたーしょくいん こくさいりかいけんしゅう	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A

	①～3	がっこうしせつ かつよう じぎょう 学校施設を活用した事業	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんがっこう じゅけんしかく じょせい もんぶだいじん ようぼう 外国人学校の受験資格・助成を文部大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんこうれいしゃ ねんきんしきゅう くに ようぼう 外国人高齢者への年金支給を国へ要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	③～2	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	④～1	ぼらんていあねつとわーく こうちく ボランティアネットワークの構築	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	ぼらんていあだんたいとう じょうほうかんり ボランティア団体等の情報管理	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～3	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
1999	①～1	がいこくじんきょういくきほんほうしん すいしん 外国人教育基本方針の推進	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	だんたい たぶんかりかい すいしん PTA団体の多文化理解の推進	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2003年度 A
	①～3	ちいきじゅうみん こくさいりかいきょういく 地域住民の国際理解教育	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんそうだんまどぐち ぼすた ーさくせい 外国人相談窓口のポスター作成	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	ししよくいんにんよう こくせきじょうこう かんぜんてつぱい 市職員任用の国籍条項の完全撤廃	そうむきょく 総務局	B
	③～2	みんかんきぎょう しゅうろうさべつかいしょうとう けいほつ 民間企業の就労差別解消等の啓発	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	④	しゆつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2009年度 A
2000	①～1	ぼご じゅうようせい にんしき ふか 母語の重要性の認識を深める	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	ぼご おし ぼらんていあかつどう しえん 母語を教えるボランティア活動の支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～3	こうてきしせつ かつよう ぼらんていあかつどう しえんたいせいせいび 公的施設の活用などボランティア活動の支援体制整備	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	がいこくじんほ ーむ へる ばー ようせいとう 外国人ホームヘルパーの養成等	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～2	かいごほけんせいど こうほう じゅうじつ 介護保険制度の広報の充実	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～3	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
2001	①～1	ほごしゃ じょうきょう はいりよ しえん 保護者の状況に配慮した支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	①～2	じどう がくしゅうげんご にほんごのうりよく たか しえん 児童へ学習言語としての日本語能力を高める支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	てんにゆうご ひと じょうほうていきょう 転入後まもない人への情報提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	②～2	ちいきせいかつ ひつよう じょうほうしすてむ こうちく 地域生活に必要な情報システムの構築	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A

2003	①～1	しりつがっこう こくさいりかいきょういっく すいしん 市立学校における国際理解教育の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2008年度 A
	①～2	たぶんかりかいきょうしつ たぶんかりかいこーなー せっち 多文化理解教室・多文化理解コーナーなどの設置	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	がいこくじんほごしゃ ていきてき じょうほう そうだんきかい ていきょう 外国人保護者への定期的な情報と相談機会の提供	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～2	がいこくじんほごしゃ そうだんまどぐちたんどうしゃ せっちとう 外国人保護者の相談窓口担当者の設置等	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～1	じゅうみんとうひょうせいど がいこくじんしみん さんか 住民投票制度への外国人市民の参加	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	③～2	じぜんしんせい ひつよう どうひょうしかくせいど 事前申請を必要としない投票資格制度	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	④～1	しえいじゅうたく かん がいこくじんしみんむ こうほう じゅうじつ 市営住宅に関する外国人市民向け広報の充実	まちづくり局	ねんど 2008年度 A
	④～2	けんえいじゅうたく かん こうほう じゅうじつ けん ようぼう 県営住宅に関する広報の充実を県に要望	まちづくり局	ねんど 2005年度 A
	④～3	しえいじゅうたく おうぼそうだんまどぐち じゅうじつ 市営住宅の応募相談窓口の充実	まちづくり局	ねんど 2008年度 A
	⑤	こうてきねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 公的年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
2005	①～1	がくしゅうげんご まな たいせい 学習言語を学べる体制づくり	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	みじか ちいき おこな がくしゅうしえん 身近な地域で行う学習支援	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	いけんひょうめい かんきょうせいび 意見表明をしやすい環境整備	しみんきょく 市民局	B
	②～2	ちほうさんせいけん くに ほとら 地方参政権を国に働きかける	しみんきょく 市民局	B
	③～1	がいこくじんしみんじょうほうこーなー かいぜん 外国人市民情報コーナーの改善	しみんきょく 市民局	B
	③～2	がいこくじんしみんむ たげんごしりょう はいふ 外国人市民向け多言語資料の配布	しみんきょく 市民局	ねんど 2015年度 A
	③～3	みおか ぼしよ たげんごそうだんまどぐち かいせつ 身近な場所での多言語相談窓口の開設	そうむきょく 総務局	ねんど 2007年度 A
2007	①～1	こうこうしんがく ひつよう きそてきがくりょく さぼーと 高校進学に必要な基礎的学力のサポート	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	こうこうしんがくじょうほう しゅうち 高校進学情報の周知	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～3	こうこうにゅうがくご しえん 高校入学後の支援	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	がいこくじんしみんむ ぼうさいけいはつしりょう さくせい はいふ 外国人市民向け防災啓発資料の作成・配布	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	②～2	さいがいじ じょうほうでんたつたいせい せいび 災害時の情報伝達体制の整備	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	③～1	がいこくじんしみんむ くやくしよていきょうじょうほう どういつ 外国人市民向け区役所提供情報の統一	しみんきょく 市民局	ねんど 2015年度 A
	③～2	くやくしよちやうしやない あんないひょうじ 区役所庁舎内の案内表示	しみんきょく 市民局	ねんど 2008年度 A

	③～3	いらすと えもじ かつよう じょうほう さくせい ていきょう イラストや絵文字を活用した情報の作成・提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2008年度 A
2009	①～1	こうとうがっこうにゆうし てきおう がくしゅうしえん し く 高等学校入試に適應するための学習支援の仕組みの せいび 整備	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	とくべつ こうとうがっこうにゆうしせいど どうにゆう ぼしゅうていいん かくだい 特別な高等学校入試制度の導入と募集定員の拡大	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	みんぞくぶんか こうし じぎょう じっせんしゅう さくせい 民族文化講師ふれあい事業の実践集の作成	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2014年度 A
	②～2	がいこく つながる 子どもたちの文化等を多文化理解教育 と に取り入れる。	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2014年度 A
	③～1	いりょうそうだん つ そ しやほけん しえん 医療相談や付き添い者派遣などの支援	そうむきょく 総務局 しみん きょく 市民・こども局	B B
	③～2	し ほーむ ペーじ いりょうじょうほう りんくしゅう つく 市のホームページに医療情報のリンク集を作る	しみん きょく 市民・こども局	ねんど 2011年度 A
	③～3	がいこくじん じゅしん かんきょうせいび 外国人が受診しやすい環境整備	けんこうふくしきょく 健康福祉局 びょういんきょく 病院局	ねんど 2011年度 A 2012年度 A
	④～1	しよくいんどう せんもんてき けんしゅう じっし 職員等への専門的な研修の実施	そうむきょく 総務局 しみん きょく 市民・こども局	B B
	④～2	がいこくじんそうだんまどぐちとう せんもんてき じんざい かつよう 外国人相談窓口等での専門的な人材の活用	しみん きょく 市民・こども局	B
2011	①～1	がいこくじんしみん じったい はあく ちようさき じっし 外国人市民の実態を把握する調査の実施	しみん きょく 市民・こども局	B
	①～2	ちようさけっか こうひょう だいいひょうしゃ かいぎ ほうこく しさく 調査結果の公表、代表者会議への報告、施策での かつよう 活用	しみん きょく 市民・こども局	ねんど 2015年度 A
	②～1	しゃかいほししょうきょうてい かくじゅう くに ようぼう 社会保障協定の拡充を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	②～2	ねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	②～3	ねんきんせいど わ しりょうさくせい くに ようぼう 年金制度の分かりやすい資料作成を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	③～1	すべ じどうせいと ねん かいじょうたぶんかりかいきょういく すいしん 全ての児童生徒に年1回以上多文化理解教育を推進	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～2	たぶんかりかいきょういく たよう くに ぶんか と い 多文化理解教育に多様な国・文化を取り入れる。	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	④～1	もんだい てび さくせい いじめ問題の手引き作成	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	④～2	ぼ ご そうだん かんきょうせいび こうほう 母語で相談できる環境整備とその広報	きょういくいいんかい 教育委員会	B

2013	①～1 ～(1)	「ウェルカムセット(仮称)」作成、区役所窓口での提供	各區役所	2015年度 A
	①～1 ～(2)	「ウェルカムセット(仮称)」に英語版の情報を加える。 外国人市民情報コーナーの案内。	各區役所 市民・子ども 局	B
	①～1 ～(3)	重要な情報について中長期的に多言語化を推進する	市民・子ども 局	B
	①～2 ～(1)	区役所を訪れた外国人市民への窓口案内	各區役所	B
	①～2 ～(2)	市が英語で発行できる証明書の周知	市民・子ども 局	B
	②～1	日本の学校や教育の仕組み・制度についての多言語 資料の提供や説明	教育委員会	2015年度 A
	②～2	外国人保護者が地域の保護者等と交流できる場所や 機会の提供	教育委員会	2015年度 A
	③	出入国管理行政の改善を国に働きかける	市民・子ども 局	B

※担当局は提言当時の名称

【3】 提言への取組状況

これまでに出されたすべての提言及びそれに対する市の取組状況報告を掲載しました。

取組状況が「A(=一定の成果を得た)」の提言については、Aとなった年度の取組状況

報告、取組状況が「B(=取組中・検討中)」の提言については、2015年10月1日現在の取組状況報告を掲載しています。

* 提言への取組状況のうち、明朝体で白い枠の中に記載されているのは2015年度に調査した項目、グレーの枠の中に記載されているのは2014年度以前にAになった項目です。

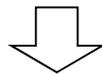


ねんど ていげん
1996年度・提言①

きょういくいんかい がいこくじん にほんじん こ そうご りかい ふか きょういく
教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育
を総合的に推進する体制を整備する。

- 1 市内公立学校に在籍する外国人の子どもたちへの偏見と差別をなくし、その異なる文化や習慣を理解し、アイデンティティの形成と人権を尊重することは、外国人の子どもだけではなく、日本人の子どもたちの成長を豊かにするものであることを認識し、教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育を総合的に推進する体制を整備する。
- 2 あわせて、大阪府や府下の各市にある外国人教育 研究 協議会(注)のような推進体制を整備する。
- 3 外国人教育の担当部署は、外国人保護者・子どもに対する、日本の学校教育制度についてのオリエンテーションや、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を推進するためのガイドラインの作成などを行う。そのときは、外国人保護者の意見が反映できるよう、その参加を保障する。
- 4 また、各学校においても、教員、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場等を開き、相互理解と交流が深まるように努める。

(注) 外国人教育研究協議会は、教育委員会の委託研究機関として、外国人教育の研究、推進を目的としている。会員は全市の教職員が対象で、各学校に1人の外国人教育担当者を置き、教材の作成・整備、教職員研修、研究・交流集会の開催等を行っている。



ねんど
2002年度 A

- 1 1997年度から教育委員会 内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調査研究会」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図ってきた。
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」(1998年4月28日改定)に基づき教育の推進に努めてきた。
外国籍児童・生徒の就学 状況を把握するため、基本調査、進路調査を実施しており、外国人教育を総合的に推進する窓口として、1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。
今後も「川崎市外国人教育 基本方針」のより一層の定着を図っていく。

ねんど
2004年度 A

- 2.3 各市立学校に国際理解教育 担当者を置き、海外帰国・外国人児童生徒教育について国際教育研究会等の研修や、日本語指導等 協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進を図ってきている。
また、全市の国際理解担当者を構成員とする「国際化推進地域連絡協議会」を設置した。
- 3 1986年に「川崎市外国人教育 基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育—」を制定し、1998年に「川崎市外国人教育 基本方針—多文化共生の社会をめざして—」と改訂した。
また、「外国人保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、学校教育制度について説明しているほか、外国人生徒・保護者への高等学校進学説明会を実施した。

4 中学校 国際教育 研究 部会の主催で国際教育 座談会を7月に多摩市民館で開催した。座談会には従 来より教職員、帰国生徒とその保護者が参加しているが、近年は外国人生徒・保護者にも参加の呼びかけをしており、参加するようになってきた。また、毎年開催している学生 インターナショナル フェスティバルでは、今年度はプログラムとして外国人児童の母語によるスピーチも取り入れるなど、外国人と日本人の児童生徒、保護者と教員との交流の場となっている。

このように教員、日本人保護者、外国人保護者等が交流を深める催しも定着してきているが、今後もあらゆる機会を利用し、理解を深める取組を続けてゆく。

1996年度・提言②

入居差別を禁止する条項を盛り込んだ
「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

- 1 民間賃貸住宅の入居に関して、外国人等誰に対しても入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。
- 2 この場合、差別をなくすための努力義務を市に負わせるだけでなく、賃貸人その他関係者に啓発指導を行う等、条例の効果をあげるための様々な方法を検討する。



1.2

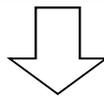
2002年度 A

- 1 2000（平成12）年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項において、「何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあってはならない」とした。
同条第2項において、「市長は第1項の規定の趣旨の普及に努め、高齢者等の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聞き、必要な協力又は改善を求める」よう定めた。
- 2 川崎市住宅基本条例第14条第3項において、「民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を定めた。
条例制定後は、宅地建物取引業団体に対し、条例の趣旨の周知・徹底を要請し、条例の趣旨に賛同する協力不動産店への登録を推進した。
また、入居に際して必要な情報を提供するため、高齢者、障害者、外国人等に対し相談業務を実施した。
今後も、宅地建物取引業団体の積極的な協力を得ながら、協力不動産店数の拡大を図っていく。

1997年度・提言①

留学生の生活実態に即し、留学生修学奨励金制度を見直す等、生活支援の方法を充実する。

- 川崎市留学生修学奨励金制度については、対象者の範囲を拡大し、他の奨学金の受給の有無や学業成績、ボランティア活動の有無等を審査基準に加味して選考し、生活実態に応じた金額を支給する。
- 留学生にとっては、住宅の確保と家賃負担が大きな問題となっているので、財団法人留学生支援企業協力推進協会と協力し、民間の企業等の空いている社宅や寮の提供を呼びかける。併せて公共施設の有効活用を検討する。
- 留学生の生活相談、情報提供の機能を持ち、あわせて、日本人の学生と「ともに学びあい、生活できる施設」として、既存の施設の有効活用を図る。将来的には、学生会館の建設を検討する。



- 1 2002年度 A
- 国際交流協会内に検討委員会を設置し、制度改正について検討を行った。その結果、支給対象者を市内にある大学に在籍する市内居住の留学生に加え、2001(平成13)年度から市内にある高等専門学校及び専修学校の専門課程に在籍する市内居住の留学生にまで拡大した。

- 2.3 2005年度 A
- 留学生の住宅に関わる支援策については、前年度、市内企業に留学生への住宅貸与についてアンケートを実施し、学校に情報を提供した。今年度、経過調査を行ったところ、学校から問合せを受けた企業1件、実際の入居は0件であった。
 - 川崎市国際交流協会において、留学生の生活相談・住宅相談業務を行っているが、今後もより一層の充実を図っていく。

1997年度・提言②

外国人市民が市民として地域社会に参加し、貢献できるためには安定した在留資格が必要であり、そのために出入国管理行政の改善を法務大臣に働きかける。

1 多言語による広報の充実

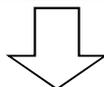
- (1) 在留資格の更新、在留資格の変更、外国人登録、再入国許可等の外国人に関係ある諸手続きについて、パンフレット等を多言語で作成し、地方入国管理局及び支局や自治体にも配布して、情報を積極的に提供する。

2 基準の緩和

- (1) 出入国管理に関する様々な手続きや申請について、家族による代理申請や居住地以外での申請を認め、あわせて審査期間の短縮を図る。
- (2) 就労を予定する在留資格については、「投資・経営」・「法律・会計業務」の在留資格が最長3年であり、他は1年となっているので、これを一律に最長3年とする。
- (3) 「家族滞在」の在留資格の人は、扶養を受ける人として原則的に就労することが予定されていないとされているが、家族が安定した生活を送るために、また、就労することによって日本社会を知り、経済活動を通して社会に貢献できることを考慮し、資格外就労の許可の基準を緩和する。
- (4) 国連の人権に関する諸条約、特に、子どもの権利条約の第10条（家族再会のための出入国）の趣旨を尊重し、日本での親及び子ども等の家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和する。
- (5) 再入国許可制度を廃止し、在留期間内においては、いつでも出国し、再入国できるようにする。

3 入管行政の透明化

- (1) 在留期間の更新や在留資格の変更、資格外就労許可等について、不許可の場合、その理由、不足の要件等を明示する
- (2) 適法に長期間滞する外国人には、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準を明確にし、基準をみたく人には、申請者全員に付与する。
- (3) また、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準に、「留学生」としての在留期間を加算する。



1.2.3

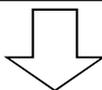
2002年度 A

1・2・3 毎年、外国人登録制度の改善に関する法務大臣への政令指定都市要望を行ってきた。今後も、外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に要望していく。

ねんど ていげん 1997年度・提言③

「仮称・川崎市住宅条例」の制定において、条例の効果を上げるための様々な方法を検討する。(1996年度提言の補足意見)

- 1 外国人や高齢者、障害者、母子・多子家庭等にも住居を賃貸する不動産業者や大家さんを奨励・支援する方法を検討し、外国人その他の入居希望者がすみやかに探せるように、住宅ストックを確保する。
- 2 不動産業者の新規登録及び更新の際に、入居差別をなくすための啓発を強化することを県知事に働きかける。
- 3 外国人をはじめ入居差別を受けている人が住宅探しの際に、一番のネックになっている保証人問題を解決するために、自治体、不動産業者、大学、専門学校、市民団体等で構成される公的な保証人機構の設立を検討する。



1	ねんど 2002年度 A
<p>1 2000年度に国際交流協会において、入居後の外国人居住継続支援のため、通訳ボランティアの登録制度を開始した。</p> <p>2001年度に設立された「かながわ外国人すまいサポートセンター」と協力・連携し、相談体制を強化している。</p> <p>また、(財)自治体国際化協会の「外国人のための住宅マニュアル」の作成協力及び(財)日本賃貸住宅管理協会の「外国人の居住安定のためのガイドライン」の作成協力を行っている。</p>	

2	ねんど 2003年度 A
<p>2 神奈川県に対し、1996年度、1997年度提言の内容について県の住宅政策に反映するよう、依頼した。</p> <p>また、外国籍を理由に入居を拒否する事例があり、市内の宅地建物取引業団体に、このようなことがないように、加盟不動産店に対する指導を依頼した。</p> <p>併せて、宅地建物取引業団体に対する指導監督権限のある神奈川県に対し、今後このようなことがないように団体への啓発を強化するよう働きかけた。</p>	

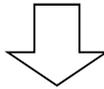
3	ねんど 2002年度 A
<p>3 2000年4月に「川崎市住宅基本条例」を施行し、第14条第3項において、「高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して、必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を掲げ、条例の施行と同時に、これらを実施するため「川崎市居住支援制度」を創設した。</p>	

1997年度・提言④

川崎市の国際交流事業を推進するために、外国人市民の参画をすすめる。

- 外国人市民が地域社会に参加し、国際交流をより推進するために、国際交流協会の企画・運営の仕組みに、外国人市民代表者会議とボランティア団体のメンバーを入れる。
- 国際交流協会の登録ボランティア制度と内容を広く知らせ、活動の範囲を広げる。また、ボランティアのネットワークを構築する。

なお、外国人市民向けガイドのダイジェスト版として、「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」（通称；チェックリスト）を作成、多言語に翻訳しました。外国人登録窓口で配付するなど、活用を希望します。
(→※提言④の3として扱う)



1,2,3

2002年度 A

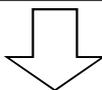
- 国際交流協会の企画・運営の仕組みに入るための方法としては、国際交流協会の理事及び評議員への就任と、国際交流協会登録の民間交流団体で構成する「民間交流団体連絡協議会」の運営委員になることがある。
理事については、これまでも外国人市民が就任しており、評議委員については、2001年6月から外国人市民が就任している。
「民間交流団体連絡協議会」については、希望すれば運営委員になれるが、2002年度は、希望者がいなかった。
- 国際交流協会のホームページ更新に伴い、ボランティア制度のPR強化を図り、国際交流協会のイベントの場においてもボランティアのPRを行っている。
個人登録ボランティアは、国際交流協会が核となり、ネットワーク化が図られており、民間交流団体は、民間交流団体連絡協議会により、ネットワーク化されている。
- 「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」（「相談窓口の御案内」）を11言語で作成し、言語ごとに色分けして印刷し、各区役所・支所等の窓口に配布した。
また、外国人市民代表者会議の代表者とともに、各区役所・支所を訪問し、担当者に「相談窓口の御案内」の必要性を説明し、積極的な配布を依頼した。

1998年度・提言①

外国人の子どもたちを含む、すべての子どもたちが、安心して豊かな放課後を過ごせる場を保障する。

- 1 「アスクル」を、特に外国人に広く知らせるために、多言語でパンフレットを作り広報を充実すること。
- 2 外国人の親を持つ子どもたちの文化や言語の違いを認めながら、多くの異年齢の子どもたちと共に、楽しく遊び、安全に過ごせるように、こども文化センター職員の、国際理解研修を充実すること。
- 3 子どもたちにとって、安全でより身近な場所の一つとして学校があります。最近の少子化に伴う余裕教室の現状も踏まえながら、今後の課題として、学校施設を活用した事業について検討していくこと。

そのため、私達外国人市民代表者会議のメンバーは、パンフレットの多言語翻訳やこども文化センターの地域ボランティアなど、できることは積極的に協力します。



1.2.3

2002年度 A

- 1 2000年度に多言語によるパンフレットを配布し、その後も、各こども文化センターで必要に応じて対応している。
- 2 2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修を実施した。2002年度は「子どもの権利に関する条例」について内容を掘り下げ、具体的な対応事例の研修を実施した。
今後職員意識の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成のための研修を充実させていく。
- 3 2000年10月から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校実施し、2003年4月から市内の全市立小学校で「わくわくプラザ」事業を開始する。
今後は、外国籍の児童にも利用しやすいよう、印刷物にルビをふるなど、環境整備に努めるとともに、外国籍の児童を含め、障害のある児童や私立小学校の児童などが利用できるよう、配慮し、関係機関との調整を図っていく。

1998年度・提言②

外国人学校卒業生の国立大学受験資格を認めることと、
外国人学校への助成について、文部大臣に働きかける。

- 外国人学校卒業生に対し、日本の国立大学の受験資格を認めること。
- 外国人学校に対し、日本の私立学校と同等程度の補助金を交付すること。

(経過報告)

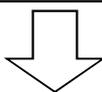
この提言項目については、すでに、市長から総理大臣と文部大臣に宛てて要望書が提出されています。

代表者会議では10月までに論議していた経過があり、緊急の要望として1998年12月、市長に提出することを、正副委員長部会長会議で決定し文案を確認しました。その後市長に提出しましたが、予算に関わることも含めて加筆修正したものです。

要望書の内容については、第5回会議の代表者会議で追認を得ました。(1999年1月)

[参考]

- 川崎民族教育推進協議会から、市議会に対し「朝鮮高級学校卒業生の国立大学受験(入学)資格と朝鮮学校への助成金に関する陳情」が提出され、川崎市にも同じ趣旨の要望書が提出されました。(1998年6月)
- 市議会で審議の結果、12月議会において全会一致で陳情が採択され、国に意見書が提出されました。
同時に、市長から、総理大臣と文部大臣に宛てて、要望書が提出されました。(1998年12月)



1.2

2002年度 A

- 1・2 1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出した。

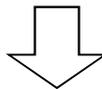
それと同時に市議会からも国に対し、意見書が出されている。

国は、大学入学 受験検定 及び中学校 卒業 程度認定試験の受験資格の弾力化について、規定を改正し施行した。(1999年9月3日)

1998年度・提言③

外国人高齢者への年金支給を国に働きかけ、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。

- 外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくることを国に働きかける。
- 川崎市は、国の法改正までの間、老齢福祉年金額を目標に、外国人高齢者福祉手当の支給額を増額すること。



1 2015年度 B

- 在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実現について、今年も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に要望書を提出した。今後、現在検討されている年金制度改正について、国の動向を注視し、市民サービスの向上を図っていくとともに、引き続き、制度改正について、厚生労働省に働きかけていく。

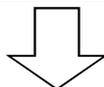
2 2002年度 A

- 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で、1994年10月に創設した。制度開始時の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行い、2002年度は月額21,500円となっている。
今後とも、他都市の実施状況などを勘案しながら、努力していく。

1998年度・提言④

外国人市民の支援と地域における国際交流を充実し、「内なる国際化」を推進する。(1997年度提言の補足意見)

- 1 協会は、地域社会における国際交流、外国人市民などに対する相談や支援のための活動の中心的な役割を果たすため、ボランティアや市民団体をつなぎ合わせた「ボランティアネットワーク」をいち早く構築する。
- 2 上記の目的を達成するため、ボランティアや市民団体のデータベース化をしたり、協会のスタッフと関係機関やボランティアの共同研修を実施するなど、情報や知識の共有化を図る。
- 3 協会の企画・運営に外国人市民や市民団体の意見を反映するため、「仮称：企画運営委員会」を発足させる、または、今ある「評議員会」に外国人市民を入れる仕組みをつくる。



1,2,3

2002年度 A

1 個人登録ボランティアは、国際交流協会を核としてネットワーク化が図られており、民間交流団体は、「民間交流団体連絡協議会」により、ネットワーク化されている。

2001年3月には、国際交流協会のホームページを更新し、民間交流団体の紹介を行うとともに、各団体のホームページへリンクできるようにした。

また、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議」が2000年2月に発足し、国際交流協会も構成員となり、市内のボランティア活動や市民活動団体の育成、支援、及び関係機関の情報交換を行っている。

2 国際交流協会では、ボランティアは個人登録、市民団体は民間交流団体として登録されており、データベース化が図られている。

また、ボランティアについては、各種の研修を実施し、情報や知識の共有及び資質の向上を図っている。

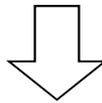
国際交流協会職員については、知識の向上を図り、複雑・専門化する相談業務に対応するため、定期的な研修を行っている。

3 国際交流協会の事業運営は、理事会で決議し、重要事項は評議員会で調査・審議することになっている。理事については、これまでも外国人市民が就任しているが、評議員についても、2001年6月から外国人市民が就任している。

ねんど ていげん 1999年度・提言①

がっこう ほごしゃ ちいきじゆうみん なら しみん たぶんかりかい すいしん
学校や保護者、地域住民、並びに市民の多文化理解を推進する。

- 1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」を学校内のみならず広く市全体で推進していくため、保護者や地域の日本人市民並びに外国人市民が共に協議する場を設けること。
- 2 各PTA団体が、多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れて活動することを期待する。
- 3 各学校が行う国際理解教育に、保護者や地域住民の参加を呼びかけていくとともに、地域の市民館等でも外国人市民と日本人市民の相互理解を図るような学習事業を、より一層充実していくこと。



ねんど 2005年度 A

- 1 「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。協議会では、学校教育、社会教育等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざして継続的な取組を行っており、就学事務手続きに関する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援についても協議を行っている。なお、「外国人教育基本方針」に関しては、教員研修や全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」などで周知に努めている。

ねんど 2003年度 A

- 2 教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解に関わる学習を実施している。2002年度は「異文化コミュニケーション・外国人を招いて食を通じた交流」などの学習会を行った。

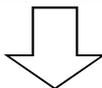
ねんど 2002年度 A

- 3 教育文化会館・市民館全館で「平和・人権尊重学級」を実施し、「多文化フェスタ」や様々な国々の親子の交流活動等も行われている。
「識字学級」では、外国人と日本人ボランティアによる交流と日本語及び生活に関する学習を実施した。
また、ふれあい館においても「人権尊重学級」「ふれあい成人学級」などを実施している。

1999^{ねんど}年度・^{ていげん}提言②

ちいき す がいこくじん ふく おお ひと がいこくじん かん そうだんまど
地域に住む外国人を含む多くの人に、外国人に関する相談窓
ぐち 口があることを広く^{ひろ}広報する。

- 1 ^{たげんご}多言語で、^{がいこくじん かん}外国人に関する、^{しみんせいかつ きょういく}市民生活と教育の相談窓口を紹介する^{しょうかい}ポスターを作成し^{ほす たー さくせい}広く^{ひろ}様々な^{さまざま}場所（^{がいこくじんしみんじょうほうこ}外国人市民情報コーナー^な設置箇所^なを始め、^{がっこう}学校や^{こうきょうしせつ}公共施設、^し市や^{ちやうない}町内の^{こうほうけいじばん}広報掲示板、^{とう}等）
に^{けいじ}掲示し、^{おお}多くの人に^{ひと}広報^{こうほう}すること。



1

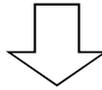
^{ねんど}2002年度 A

^{しみんせいかつかんけい}市民生活関係については^{こくさいこうりゅうきやうかい}国際交流協会に、^{きょういくかんけい}教育関係については^{きょういくいいんかい}教育委員会に^{がいこくじん かん}外国人に関する相談
^{まどぐち}窓口があることを^{こうほう}広報するために、^{げんご}6言語（^{にほんご}日本語、^{かんこく}韓国・^{ちやうせんご}朝鮮語、^{ちゆうごくご}中国語、^{えいご}英語、^{ぽるとがる}ポルトガル
^ご語、^{すぺいんご}スペイン語）で^{ひょうじ}表示した^{ほす たー さくせい}ポスターを作成し、^{こうきょうしせつ}公共施設や^{こうほうけいじばん}広報掲示板などに^{けいじ}掲示している。

ねんど ていげん 1999年度・提言③

こくせき しゅうしよくもんだい ちゅうしん さべつ かいしょう はか
国籍による就職問題を中心とした差別の解消を図る。

- 1 かわさきし しよくいんにんよう かか こくせきじょうこう かんぜんてつぱい む さぎょう ちやくしゆ
川崎市の職員任用に係わる国籍条項の完全撤廃に向けた作業に着手すること。
- 2 みんかんさぎょう しゅうろう さべつかいしょう ろうどうじょうけんとう てきせいか けいはつ すいしん
民間企業の就労における差別解消や労働条件等の適正化について、啓発を推進すること。



1 ねんど 2015年度 B

- 1 た とし こくせきようけん にんよう かん うんようじょうきょう かくにん がいこくせきしよくいん にんよう
他都市の国籍要件や任用に関する運用状況について確認した。また、「外国籍職員の任用に
関する運用規程」第2章別表（公権力を行使する職務一覧表）については、今後、必要に応じて
改正を行う予定であり、その際は庁内でその職務内容に係る調査を行うとともに、引き続き
他都市の国籍要件等を確認していく。

2 ねんど 2002年度 A

- 2 がいこくじん さいようせんこう にゆうかんほうとう ていしよく ほんい こくせき さべつ
外国人の採用選考にあたっては、入管法等に抵触しない範囲で、国籍などにより差別される
ことなく、本人の適性と能力に応じて採用選考が行われるよう、啓発に努めている。
また、賃金・労働時間等の労働条件の均等待遇が遵守されるよう、市内の事業所に情報誌や
パンフレットを配布するとともに、ホームページにより啓発に努めている。
啓発の一環として、街頭労働相談会等の機会をとらえ、外国人求職者や就労者への差別解消に
向けて、労働手帳やパンフレットを配布した。

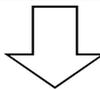
1999年度・提言④

外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に働きかける。(1997年度提言の補足意見)

1997年度提言を受けて、川崎市長は法務大臣に出入国管理行政の改善について要望書を提出しました。

1999年8月に出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の改定案が可決され、在留期間、在留資格、登録の代理申請並びに指紋押なつ全廃等の改善が見られました。しかし、なお不十分な点があることから、1997年度提言の補足意見として次のことを再度、法務大臣に働きかけるよう市長に提言します。

- 1 登録や在留等外国人に関係ある諸手続について、多言語の広報・情報提供を積極的に行うとともに、窓口において外国人市民に接する担当者等の国際理解教育・人権尊重意識の浸透に努めること。
- 2 国際人権規約並びに子どもの権利条約に基づき、家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和すること。
- 3 再入国許可制度を廃止し、在留期間内の出国及び再入国を保障すること。
- 4 外国人市民も日本人市民も人権において同等の立場から、外国人登録法の罰則を、住民基本台帳法並とすること。
- 5 外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。



1,2,3,4,5

2009年度 A

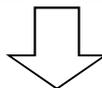
外国人登録窓口において、外国人市民向けのリーフレットを活用したり、手続案内にルビを付けるなどの配慮をしている。また、自動交付機の画面表示にも英語表示を取り入れている。

これまで、外国人登録制度の改善について法務大臣に政令指定都市連名で要望を行ってきたが、住民基本台帳法、入管法が大幅に改正された。外国人登録制度が廃止となり、外国人住民も住民基本台帳の登録対象となるなど、外国人住民に係わる届出等の簡素化、記録の統一化が図られ、利便性が増した。また、在留期間の上限が延長されたり、再入国許可制度が緩和されている。さらに特別永住者に関しては、外国人登録証明書に変わる発行され、常時携帯が不要となるなどの改善がされることとなった。今後は新制度のもとでの窓口体制等を整備し、引き続き外国人市民の人権尊重、負担の軽減及び住民サービスの充実をはかっていく。

2000年度・提言①

外国人の保護者を持つ子どもなどが母語を学ぶ機会を保障する。

- 1 母語の重要性の認識を深めることを、国際理解教育のなかで推進していくこと。
- 2 外国人の保護者を持つ子どもなどに母語を教えるボランティア活動を支援すること。
- 3 母語を学ぶ機会の保障のあり方については、ボランティア活動をする当事者の意向を尊重し、公的施設の活用など、支援体制の整備に努めること。



1,2,3

2005年度 A

1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」についての教職員の研修の中で、母語・母文化の重要性の認識を高めており、学級指導や総合的な学習の時間の取り組みを通して、外国人の児童・生徒の母語・母文化を紹介しながら、相互理解や交流を図った学校もある。

また、日本語指導等協力者連絡会の研修や、全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」でも母語の重要性についての周知を図った。

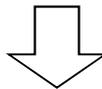
2・3 ポルトガル語学習グループについて、2001年度より高津市民館で、2004年度からは子ども夢パークで活動の場の提供等の支援を行っている。

また、ふれあい館への委託事業として2001年度から母語学習事業を実施しているほか、2004年度からは教育文化会館の市民自主企画事業で子どもを対象とした母語教室（中国語、韓国・朝鮮語）が実施されているが、今年度は約120名の参加があった。この事業を核に保護者同士のネットワークも広がってきている。

2000年度・提言②

介護保険制度と外国人高齢者福祉の充実を図る。

- 1 外国人のホームヘルパーを養成しやすい環境を整える。また、一般のヘルパー養成時にも、多文化理解の教育を実施する。
- 2 介護保険制度の広報及び通知を多言語で行うことをさらに充実する。
- 3 介護保険制度実施による外国人高齢者の生活に配慮し、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。



1,2,3

2002年度 A

- 1 1999年から川崎市在宅福祉公社を通じて、社会福祉法人青丘社に3級ホームヘルパー養成研修を委託し、外国人高齢者に対する介護サービスの担い手として、60人近い方を養成した。2001年には、2級ホームヘルパー研修を開催し、40人の方を養成した。
今後も、外国人の高齢化が進む中で、外国人への対応ができる介護人材を引き続き養成していく。
- 2 介護保険の制度を外国人市民に理解してもらえるよう、2001年3月に5カ国語（中国語、韓国・朝鮮語、英語、ポルトガル語、スペイン語）によるパンフレットを作成し、2002年3月に改訂版を作成した。
- 3 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で1994年10月に創設したものである。
制度開始の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行っており、2001年度に月額1,500円の引き上げを実施し、現在の支給額は月額21,500円となっている。

2001年度・提言①

がっこう がいこくじん ほごしや じどうせいと たい しえん じゅうじつ
学校における外国人保護者と児童生徒に対する支援を充実させる。

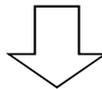
1 保護者への支援

IT等を活用した多言語による情報発信、入学・進路相談の充実等、外国人保護者の状況に配慮したきめ細かなコミュニケーションや交流が図れるよう支援する。

2 児童生徒への支援

日本語指導等協力者 派遣事業の拡充や集中的に日本語指導を実施する等、日本語能力が不十分な児童生徒に、学習言語としての日本語能力を高める支援をする。

言葉や文化等一人一人の背景に違いがあることを尊重した教育を推進するために外国人教職員等の積極的な活用や、直接児童生徒の指導に携わる教職員の研修の充実を図る。



1

ねんど
2006年度 A

従来より外国人の子どものいる家庭用に就学案内・就学時健康診断の案内・外国人保護者用就学ハンドブックを6ヶ国語で作成し、配布している。これまで中学校の就学案内は市立小学校に通っている外国籍児童へ配布していたが、対象年齢の外国籍児童のいる全家庭へ配布するようにした。また入学の際に、必要な場合は総合教育センターで教育相談を行っている。そのときは、就学に関するものだけでなく、各種の生活支援ガイドや識字学級の案内など、外国人保護者に必要な情報をできる限り配布している。

進路に関する情報としては、「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」を、10月に開催し、外国人保護者が進学について理解する機会をつくっている。このなかで外国人高校生の話を聞く機会を設定するなど、進学についての理解が深まるよう配慮している。また、海外で中学を卒業した人への進学説明会の情報も個別に配布した。

一方で学校に対しては、連絡対訳集の活用やお知らせへのルビふりを行うよう働きかけたり、保護者に対して、一定の情報提供は行われるようにはなっているが、保護者の状況に配慮したコミュニケーション・交流の機会の設定については、2003年度に改めてより具体的な提言が出ているので(提言②)、それに対する取組として、継続的にすすめていく。

2 日本語指導等協力者への研修を充実させ、また、巡回相談員を学校に派遣して、協力者によるきめ細やかな相談活動の実施と、効果的な指導のための支援を行った。

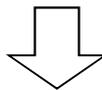
2002年度より、外国人児童生徒の学力保障のための巡回非常勤講師配置事業を実施しているが、今年度よりNPO法人教育活動総合サポートセンターに委託して、日本語指導を含む学習活動支援等を行う「教育活動サポーター配置事業」を開始した。今後も、学習言語の獲得支援に向け、教員と市民ボランティアの連携づくりを図っていく。

1997年から「民族文化講師ふれあい事業」を実施し、また、外国語指導助手（Assistant Language Teacher）を市立中学校・高等学校及び小学校に派遣しているほか、人権や国際理解教育に関する教職員向け研修をさらに充実させ、総合的な学習の時間を活用した国際理解教育の推進を図っている。

2001年度・提言②

外国人が必要な時に必要な情報を得られるような体制づくりの推進を図る。

- 1 川崎市に転入して間もない人等が、公的機関の場所や法的義務等、最低限必要な情報を得られるような環境をつくる。
- 2 外国人が地域で生活する時に、必要な情報が得られ、外国人の相談に多言語で対応できるような情報システムを構築する。



1.2

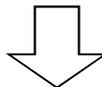
2005年度 A

- 1 外国人市民代表者会議が編集・翻訳した、窓口や問合せ先のリスト「川崎市に住む外国人の皆さんへ」について、多言語相談の窓口やホームページアドレス等の情報を追加した改訂版を作成し、各区役所・支所の外国人登録窓口で確実に配布することとした。
- 2 国際交流センターにおいて、多言語の情報収集・提供及び外国人の相談に多言語で対応できる体制をとっている。また、11月から業務を開始する総合コンタクトセンターでは、英語での問合せも受け付けるほか、ホームページの「よくある質問」でも英訳情報を提供する。
外国人市民施策担当のホームページに、「川崎市の多言語広報資料一覧」や「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を掲載するなど、外国人市民向けの多言語情報ページの改善を行った。

ねんど ていげん 2003年度・提言①

しりつしょうがっこう ちゅうがっこう こうこうとう こ きょうしよくいん こくさいりかい
市立小学校・中学校・高校等で、子どもと教職員の国際理解
 を深めるとともに異なる文化を認め合える環境整備を図る。

- 1 各校に国際理解教育の担当者をおき、多文化共生を目指す国際理解教育を継続的・定期的・全校的に推進する。
- 2 子どもたちや教職員が異なる文化とふれあい、学ぶ場として、多文化理解教室や多文化理解コーナーなどの設置に努める。



ねんど 2008年度 A

- 1 2004年度から市立学校全校に国際理解教育の担当者置いて、研修などを行っている。今後も、全校で取り組む国際理解教育の在り方を、各校の国際理解教育担当を通して、各学校に発信していく。
 2007年度、文部科学省「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の委嘱研究を受け、今井小学校、京町小学校、富士見中学校を研究モデル校にして、外国人児童生徒への教育支援と多文化共生を軸にした国際理解教育を推進している。
 また、稗原小学校が市の国際理解教育委嘱研究校として実践を進めている。さらに、10年研修、人権尊重教育研修に加え、夏の希望研修に多文化共生を目指した国際理解教育研修等を行った。

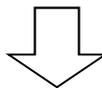
ねんど 2006年度 A

- 2 在籍している児童生徒の出身国等の文化紹介、姉妹都市交流コーナーの設置、職員室、保健室などの特別教室の多言語表示など、各学校の状況に応じた取組がひろがってきている。また、図書館に多文化コーナーを設置したり、世界の国々についての本を充実させる学校が多くなった。
 ひきつぎ、多文化理解のための環境整備を進めていく。

2003年度・提言②

外国人保護者が日本の教育について理解を深め、保護者として自立できるよう支援する。

- 外国人保護者が日本の教育制度や学校生活について理解できるよう、定期的に情報提供や相談を行う機会を設ける。
- 各学校に外国人保護者の相談窓口になる担当者を置き、外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、PTAなどと協力して支援する。



1.2

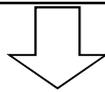
2015年度 B

- 総合教育センターの教育相談では、中学校へ編入するすべての生徒・保護者に対して多文化共生教育ネットワークかながわ編集の「公立高校入学のためのガイドブック（10言語）」に沿って、特別枠受験、費用などについて時間をかけ、説明の充実を図っている。
また、「日本語を母語としない中学生のための高校進学説明会」は個別相談に時間をかけられるように母語通訳を充実させる。編入時期や受験条件が多様化しているため、個別に相談できる機会を増やしたり、多様な方法で保護者に情報が伝わるように工夫する必要がある。したがって、今後は、多様化したニーズに応えるために、日本語指導等協力者派遣制度を充実させるほか、特に学習支援員の研修を充実させ、相談しやすい状況をつくっていく。
- 昨年度に引き続き、各小・中学校に1名ずつ帰国・外国人児童生徒教育担当者を設置した。
そのほか、担任がどのように外国人保護者と関係を作っていくべきか具体的な方法や実践例を紹介するため「帰国・外国人児童生徒指導の手引き」をウェブページよりダウンロードできるようにし、外国につながる児童生徒が編入するすべての学校で活用できるようにした。

2003年度・提言③

外国人市民が地域社会の構成員として市政参加できる
よう、川崎市が住民投票制度を創設する際に外国人市民
も参加できるようにする。

- 1 住民投票制度の投票資格者に、1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民を入れる。
- 2 投票資格は事前に申請しなくても投票できるようにする。



1.2

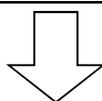
2008年度 A

- 1・2 制度素案に対するパブリックコメント手続結果を踏まえて条例案を作成し、2008(平成20)年6月、市議会(2008年第2回定例会)において住民投票条例が可決・成立した。同条例では、外国人の投票資格について、満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に在留資格をもって3年を超えて在留し、引き続き本市に3か月以上在留としている者としている。
また、外国人の投票資格者名簿の作成に当たっては、外国人登録原票の情報を利用して、自動的に投票資格者名簿へ登録する方法としている。
現在、施行規則の作成や投票資格者名簿に関するシステム開発等の作業を進めており、2009年4月1日に同条例を施行する。

ねんど ていげん 2003年度・提言④

がいこくじんしみん りょうしつ じゅうたく きょうきゅう きょじゅう あんてい
外国人市民にとって、良質な住宅の供給がなされ、居住の安定
が図られるよう、公共住宅に入居しやすい環境を整備する。

- 1 しえいじゅうたく にゅうきよ ぼしゅう じょうほう がいこくじんしみん せっきよくてき こうほう ぼしゅう あんない
市営住宅の入居や募集の情報を外国人市民に積極的に広報するとともに、募集の案内にル
ビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいようにする。
- 2 けんえいじゅうたく しえいじゅうたく どうよう たいおう はか けん はたら
県営住宅についても市営住宅と同様の対応を図るよう、県に働きかける。
- 3 しえいじゅうたく おうぼほうほう がいこくじんしみん きがる そうだん まどぐち じゅうじつ はか
市営住宅の応募方法について、外国人市民が気軽に相談できるよう、窓口の充実を図る。



1 ねんど 2008年度 A

1 2005年度から、市営住宅の募集案内ポスターにルビをつけ、外国人市民にも内容が理解し
やすいものに改めた。区役所・行政サービスコーナーだけでなく、国際交流センターにも募
集案内ポスターを掲示し、外国人市民への広報に努めた。また「募集のしおり」の理解でき
ない部分については窓口等で説明し、十分に理解できるよう対応した。これらの取組みの結
果、2006年度から2008年度までの3年間で、外国人市民の入居者数は20か国604人から23か
国635人に増加した。

2 ねんど 2005年度 A

2 全国公営住宅管理協議会 関東ブロック会議等、県が出席する会議で提言内容についての
説明を行った。

3 ねんど 2008年度 A

3 2006年度から、募集の窓口が住宅業務に精通した川崎市住宅供給公社に一元化された
ため、外国人市民に対して的確かつ迅速な対応が可能となり、特に適切な相談業務を実施し
たことが、外国人市民の入居者数の増加につながっている。これからも相談窓口の指導を継
続し、公社相談業務のより一層の向上を図っていく。

2003年度・提言⑤

ねんきん だつたいいちじきん せいど かいぜん くに はたら
年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。

- 1 だつたいいちじきん しきゅうがく のうふきかん み あ がく かいぜん
脱退一時金の支給額を納付期間に見合った額に改善する。
- 2 だつたいいちじきん しきゅうりつ
脱退一時金の支給率をあげる。



1.2

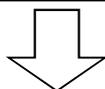
2015年度 B

- 1・2 こんねんど せいれいしていと しこくほ ねんきんしゅかんぶかちょうかいぎ つう こうせいろうどうしやう
今年度も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に
だつたいいちじきん きかんせつていおよ しきゅうりつ みなお ようぼうしよ ていしゆつ
脱退一時金の期間設定及び支給率の見直しをもとめる「要望書」を提出した。
こんご ひ つづ せいどかいせい こうせいろうどうしやう はたら おこな
今後も、引き続き、制度改正について、厚生労働省に働きかけを行っていく。

ねんど ていげん 2005年度・提言 ①

にほんごをぼごとしないうちこどもが、そのはいけいねんれいのうりよくおう
日本語を母語としない子どもが、その背景、年齢、能力に応
じがくしゅうしえんを受けることができるよう、システムをさらに
うじつ
充実させる。

- 1 せいかつげんご（にちじょうせいかつ ひつよう にほんご）だけでなく、がくしゅうげんご（がくしゅう ひつよう にほんご）が
まなたいせい きょうざいはつ おこな
学べる体制づくりや教材開発を行う。
- 2 がくしゅうしえんは、そのこどもががっこうやみぢかちいきおこな
学習支援は、その子どもが通う学校や身近な地域で行うことができるようにする。



1.2

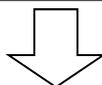
ねんど
2015年度 B

- 1 がくしゅうげんごしゅうとく（ねん なか ねんかん めいていど じどうせいと しよき）
学習言語習得には、5年かかるといわれる中で、年間200名程度の児童生徒が初期の
にほんごしどろ（ひつよう）
日本語指導を必要としており、また、ひとりひとり ひつよう がくしゅうしえん ないよう
がくねんねんれい たいざいこく きょういくれき たよう げんざい こう ちゅうがっこう
学年年齢、滞在国での教育歴によって多様である。現在、15校の中学校において、
ねんせい たいしやう こうとうがっこうしんがく む がくしゅうしえん じっし
3年生を対象に高等学校進学に向けた学習支援を実施している。
がくしゅうしえん きょうざい もんぶかがくしやう じやうほう きこく がいこくじんじどうせいとしどろ
学習支援の教材については、文部科学省の情報を「帰国・外国人児童生徒指導の
てびき とお かくがっこう じやうほうていきやう おこな にほんごしどろとうきやうりよくしや
手引き」を通して、各学校にHPで情報提供を行った。日本語指導等協力者の
けんしゅうかい もんぶかがくしやう かすたねっと かつやう しどろ じやうじつ はか
研修会では文部科学省HP「カスタネット」を活用しながら指導の充実を図るように
しょうかい
紹介した。
- 2 にほんごしどろとうきやうりよくしやじぎやう（こう ちゅうがっこう こうとうがっこうしんがく む がくしゅうしえんいん）
日本語指導等協力者事業において、15校の中学校へ高等学校進学に向けて学習支援員を
はげん ねんせい がくしゅうしえん ねんかん かい じっし かん がくしゅう
派遣して3年生の学習支援を年間48回、実施している。また、かわさきく
サポート教室（かわさき）と連携し、がくねんねんれい こ ぼこくごぎむきやういく しゅうりやう せいと
学年年齢を超えて、母国語義務教育を修了した生徒
へのがくしゅうしえん つな
学習支援に繋げている。
こんご にほんごちいきれんらくかいぎ かわさしがいこくじんきやういくれんらくかいぎ ごうどう かいさい がっこう きやういく
今後も、日本語地域連絡会議・川崎市外国人教育連絡会議を合同で開催し、学校、教育
いんかいにむきやく かわさき がくしゅうしえん もでる けいぞくてき けんとう
委員会事務局が関わる学習支援のモデルを継続的に検討する。

2005年度・提言②

外国人市民と日本人市民がともに住みやすい川崎市をつくって
くために、外国人市民の市政参加をより一層推進する。

- 1 外国人市民が幅広い分野で意見を表明・貢献することができるよう、市の各種審議会等に
参加しやすくするなど、環境整備に努める。
- 2 外国人市民の地方参政権実現に向けて、国に働きかけるよう努める。



1.2

2015年度 B

- 1 今年度中に開催する人権・男女共同参画推進連絡会議外国人市民施策専門部会において、
市の各種審議会等への外国人市民の参加を積極的に検討するよう呼びかける予定。
また、外国人市民代表者会議に対し市や国際交流協会の審議会等への委員推薦や参加の
依頼があった際は、積極的に推薦を行った。
そのほか、広報広聴主管会議で「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」等の
説明を行い、外国人市民に対する広報・広聴における配慮を呼びかけた。
- 2 外国人市民の地方参政権について、国会の動向や各自治体の取組等の情報収集に
努めた。

ねんど ていげん 2007年度・提言 ①

にほんご ぼご こ にほん しやかい じりつ せいかつ
日本語を母語としない子どもが日本の社会で自立して生活し
ていけるように、義務教育修了後に進学を希望する子どもへ
のしえんたいせい ととの
支援体制を整える。

- 1 ちゅうがっこうそつぎょう こうとうがっこうしんがく ひつよう きそてきがくりよく み きぼーと
中学校卒業までに高等学校進学に必要な基礎的学力が身につくようサポートする。
 - (1) にほんごしどうとうきょうりよくしやはけんせいで じゅうじつ こ にほんごしゅうとくじょうきょう おう はけんき
日本語指導等協力者派遣制度を充実させ、子どもの日本語習得状況に応じて、派遣期
間や派遣回数を工夫する。
 - (2) がくしゅうしえん ぼご かつよう けんとう
学習支援における母語の活用について検討する。
- 2 にほんご ぼご こ ぼごしや こうとうがっこうしんがくせつめいかい じゅうじつ ねんど
日本語を母語としない子どもと保護者のための高等学校進学説明会の充実や、ハンド
ブックの作成など、進学に関する情報の周知に努める。
- 3 こうとうがっこうにゅうがくご にほんごしえん やせいしんてき さぼーと など、あんてい がっこうせいかつ おく
高等学校入学後も、日本語支援や精神的なサポートなど、安定して学校生活を送ってい
くための様々な支援を行う。



1,2,3

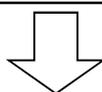
ねんど
2015年度 B

- 1 こんねんど にほんごしどうとうきょうりよくしやはけんせいで しょき にほんごしどう ひつよう
今年度も、日本語指導等協力者派遣制度により、初期の日本語指導が必要なすべての
児童生徒に1回2時間72回（9か月程度）の指導を行った。また、中学3年生の高等学校
進学に向けたがくしゅうしえん どうじぎょう なか じっし こう ちゅうがっこう がくしゅうしえんいん はけん
学習支援を同事業の中で実施し、15校の中学校へ学習支援員を派遣して
がくしゅうしえん ていきしけん ぼごつうやく ていきてき がくしゅうしえん しんろこじんめんだん ぼごつうやく
学習支援（定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など）を
実施した。
今後、にほんごしどうとうきょうりよくしや はけんせいで じゅうじつ とく がくしゅうしえんいん けんしゅう じゅうじつ
今後、日本語指導等協力者の派遣制度の充実させるほか、特に学習支援員の研修を充実
させ、各学校のニーズに合わせ指導方法を工夫していく。
- 2 ちゅうがっこう へんにゅう ぼごしや ほんにん たぶんかきせいネットワークかながわでせい
中学校へ編入する保護者・本人には、多文化共生ネットワークかながわで作成している
たげんご こうこうじゅけん しりょう そ とくべつわくじゅけん ひよう じかん せつめい
多言語の高校受験の資料に沿って、特別枠受験、費用などについて、時間をかけて説明
している。また、「にほんご ぼご ちゅうがくせい こうとうがっこうしんがくせつめいかい
日本語を母語としない中学生のための高等学校進学説明会」には、
ぼごつうやく はけん おこな こんご にほんごしどうとうきょうりよくしや たい にゅうがくせんぱつせいで
母語通訳の派遣を行う。今後は、日本語指導等協力者に対して入学選抜制度についての
けんしゅうかい じっし ぼごしや そうだん きょういくそうだんきかん れんけい ちょうせい ほか
研修会を実施し、保護者が相談ができるように教育相談機関との連携、調整を図って
いく。
- 3 こうとうがっこう にゅうがく がいこく せいと ねんねんぞうかけいこう にほんごしどうおよ がっこう
高等学校に入学する外国につながる生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導及び学校
てきおう たい しえん にーず たか げんざい かくがっこう どりじ じょうほう あつ しえん
適応などに対する支援ニーズは高まっている。現在は各学校が独自に情報を集め、支援を
かんけいきかん いらい あたら しえん けんとう
関係機関に依頼しているが、新しい支援のあり方について検討する。

ねんど ていげん 2007年度・提言②

にほんご にほん しゅうかんとく ふな がいこくじんしみん きんきゅうじ こま
日本語や日本の習慣等に不慣れな外国人市民が緊急時に困ら
ないような体制づくりをすすめる。

- 1 地震などの経験のない外国人市民も災害への心構えができるように、危険から身を守る方法、事前に準備しておくこと、避難の方法などが書いてある防災啓発資料を作成し、広く配布する。
- 2 災害がおこったとき、どの避難所でも災害用多言語ツールを使用できるようにしたり、「やさしい日本語」やイラスト・絵文字（ピクトグラム）を使った表示をするなど、外国人市民にも十分に情報を伝えられる体制を整える。



1,2

ねんど
2008年度 A

- 1 「地震に自信を（緊急時の対応ガイド）」（英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ラオス語、カンボジア語版）を各区役所やイベント時に配布。また、これまでも多言語版防災マップ作成を対象としたパワーアップモデル事業補助金による支援、「ぼうさい出前講座」の開催、職員による防災講話等を実施している。

さらに2008（平成20）年度作成の「備える。かわさき」の防災マップを英訳した。日本語版の裏面に英語版を印刷し、外国人転入者や日本語学級などで配布した。

今後は、多言語の防災マップを作成するにあたって、外国人市民がどのような情報を必要としているのかを調査し、可能なかぎり反映させていくことを検討している。

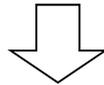
- 2 現在の情報提供体制として、避難所標識に英語併記を行っており、マークを緑十字からピクトグラムへ変更している。また、今年度は、災害時に避難所等で必要な案内、注意、呼びかけなどを多言語で表示できるよう、災害時多言語ツールを各区防災担当者に紹介し操作方法を説明することで、普及を図った。

今後は、避難所運営会議などで、より一層の周知を図るとともに、災害時、すみやかに各避難所で地域の特性にあった言語の表示ができるよう、掲示物を常備していくことの重要性を啓発していく。

ねんど ていげん 2007年度・提言 ③

市民にとって最も身近な行政窓口である区役所で、日本語が十分でない外国人市民に対する情報提供が適切に行われるようにする。

- 1 どの地域に住むことになっても、最低限必要な生活情報を手に入れることができるよう、各区役所で外国人市民向けに提供する情報についての統一的な基準（スタンダード）を設定する。
- 2 庁舎内の案内表示を多言語にしたりルビを振るなど、外国人市民にも利用しやすい区役所となるよう配慮する。
- 3 多言語以外にもイラストや絵文字（ピクトグラム）等を活用して、誰にでもわかりやすい情報を作成、提供する。



1

ねんど
2015年度 A

各区役所転入窓口において、「外国人の皆さんへ」をはじめ、ごみの分別や防災に関する多言語版の資料などを、外国人市民に必要な基本的な情報を統一し、「ウェルカムセット」として配布を開始した。

2・3

ねんど
2008年度 A

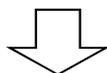
6言語による用語データ集及び案内文集、「外国人市民情報コーナー（6言語表記＋「i」）及び「総合案内・受付（6言語表記＋「？」）」の案内表示板（A3判）を作成し、各区役所・支所に配布した。引き続き、誰にでもわかりやすい表示の使用を働きかけていく。

2009年度・提言①

外国につながる子どもたち[※]に高等学校進学のための支援を充
実させる。

- 1 外国につながる子どもたちが学校の授業や高等学校入試に適応するため、学習支援を受けられる仕組みを整備する。
- 2 高等学校入試について、市立高等学校において外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度の導入を検討する。そして、神奈川県に対し、在県外国人等特別募集を川崎市内の県立高等学校において実施することと、募集定員を拡大することを働きかける。

[※]外国籍の子どもおよび国際結婚家庭の子どもや外国で成長した子ども等、外国に背景を持つ子どもたちのこと。



1.2

2015年度 B

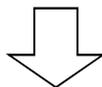
- 1 今年度も、児童生徒に初期の日本語指導を1回2時間、週2回計72回（9か月）行った。
また、中学3年生の学習支援（定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など）を日本語指導等協力者派遣事業の中で実施し、15校の中学校へ学習支援員を派遣した。
近年、中学2・3年生における編入が増加しており、日本語が全く話せない状況から1～2年で高校受験をしなければならず、保護者・本人、受入れ学校において厳しい状況がある。今後どのような支援方法が適切か検討を進める。
- 2 市内の県立高等学校における募集定員増について、市内中学校の状況を踏まえながら、県教育委員会と協議した。また、外国語による選抜制度の説明資料の配布を行うと共に、説明会を実施する。さらに、市立中学校の進路担当教諭に、受験方法の配慮に関する申請手続き等の説明を行う。
在県外国人特別募集については、欠員が生じている学校もあることから、全県的な配置状況と制度の周知方法等について、県教育委員会との協議が引き続き必要である。

2009年度・提言②

小・中学校における多文化理解教育の充実

- 1 小・中学校での多文化理解教育の中心である民族文化講師ふれあい事業[※]の今後の参考となる実践集を作成し、多文化理解教育を推進する。
- 2 多文化理解教育は、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の重要な機会になる。外国につながる子どもたちの文化や言葉を多文化理解教育に取り入れる。

[※] 外国人市民に、学校の授業等において自らの文化や国等のことについて講義や実演をしてもらうことで、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育てていくことをねらいとする。1997年度から講師派遣を行っている。



1.2

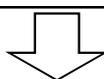
2014年度 A

- 1 今年度は、これまで「人権尊重教育実践集録」に掲載してきた民族文化講師ふれあい事業の取組や、2月に開催している交流会の内容などをまとめ、今後の民族文化講師ふれあい事業の参考となる「民族文化講師ふれあい事業実践集」を作成し、年度末に各学校に配付する予定である。
- 2 今年度も、民族文化講師ふれあい事業を継続して実施している。これまでの取組の中で、外国につながる子どもたちの文化や言葉、遊び等を取り入れて実践している学校も多くあり、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の向上及び多文化理解の推進につながっている。多文化共生に向けた取組がより充実した内容で行われた実践例が数多く報告されていることから、一定の成果を得たものと考えられる。
今後も講師派遣団体と連携を図り、民族文化講師ふれあい事業の継続と充実、多文化共生教育の理解、周知を進めていく。

ねんど ていげん 2009年度・提言 ③

がいこくじんしみん あんしん ちいき いりょう う たいせい つく
外国人市民が安心して地域で医療が受けられる体制を作る。

- 1 国際交流協会や市民活動団体など関係機関が連携を図り、医療についての相談や病院への付き添い者派遣などの支援ができるようにする。
- 2 外国語で対応できる病院や、多言語医療問診票などの医療情報をまとめたリンク集を市のホームページ上に作る。
- 3 市内の医療機関で多言語医療問診票の利用や院内表示の多言語化をすすめるとともに、医療通訳者や付き添い者の利用ができるようにするなど、医療機関において外国人が受診しやすい環境整備を働きかける。



1 ねんど
2015年度 B

【総務局において担当】

川崎市国際交流センターで実施している外国人相談窓口において医療に関する相談を受けており、医療通訳派遣システムを運営するNPO法人MICかながわを紹介することにより、医療に関する相談内容の解決への橋渡しをしている。

今年度も外国人市民、各区役所、医療機関等からの相談を受けながらMICかながわ等の関係機関との連携を深めるとともに、関係する職員や相談ボランティア等の対応力の向上を図っていく。

【市民・子ども局において担当】

「医療通訳派遣システム」の活用の促進に向け、「かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会」に健康福祉局とともに参加し、市内医療機関における通訳の利用件数、言語別・診療科目別の利用件数をはじめとしたシステムの運営状況等について情報収集を行った。

また、かわさきFMで、「医療通訳派遣システム」について、7言語による広報を行った。

2 ねんど
2011年度 A

医療情報をまとめたリンク集を市の外国人市民施策担当のページに作成している。今後も情報が古くならないよう注意し、新しい情報を随時収集し、更新していく。

【健康福祉局^{けんこうふくしきょく}において担当^{たんとう}】

神奈川県^{かながわけん}が主体^{しゅたい}となった医療通訳派遣システム事業^{いりょうつうやくはけんしすてむじぎょう}に協調^{きょうちょう}し、市町村負担金^{しちょうそんふたんきん}を支出^{ししゅつ}するとともに、^{いりょうつうやくはけんしすてむ}じちたいすいしんきょうぎかい ^{さんか} いりょうつうやくはけんしすてむ ^{はか} じゅうじつ きょうか ^{こんねんど} 今年度からは市立多摩病院^{しりつたまびょういん}、市立井田病院^{しりついでびょういん}、川崎協同病院^{かわさききょうどうびょういん}の3病院^{びょういん}を協定医療機関^{きょうていいりょうきかん}に追加^{ついか}することができた。

今後^{こんご}も神奈川県^{かながわけん}や県内他市町村^{けんないたしちょうそん}とも連携^{れんけい}しながら、医療関連団体等^{いりょうかんれんたいとう}への働きかけ^{はたら}を行って^{おこな}いくことにより、引続き外国人市民^{ひきつづがいこくじんしん}が受診^{じゅしん}しやすい環境^{かんきょう}の整備^{せいび}に努めて^{つと}いく。

2011年度 ^{ねんど}A

【病院局^{びょういんきょく}において担当^{たんとう}】

市立病院^{しりつびょういん}においては、受付窓口^{うけつけまどぐち}に神奈川県作成^{かながわけんさくせい}のガイドブック^{がいどぶっく}を設置^{せつち}する等^{とう}、病院ごと^{びょういん}にくふう^{くふう}し、外国人市民^{がいこくじんしん}への円滑^{えんかつ}な対応^{たいおう}に努めた^{つと}。また、神奈川県医療通訳派遣システム^{かながわけんいりょうつうやくはけんしすてむ}事業^{じぎょう}に、市立3病院^{しりつ}全て参加^{さんか}し、外国人市民^{がいこくじんしん}が受診^{じゅしん}しやすい環境^{かんきょう}を整備^{せいび}した。

さらに、市立井田病院^{しりついでびょういん}の再編整備^{さいへんせいび}に伴い^{ともな}、部分的^{ぶぶんてき}に院内表記^{いんないひょうき}に英語^{えいご}を併記^{へいき}した。

2012年度 ^{ねんど}A

2009年度・提言④

外国人市民の多様化する相談ニーズに対応できる専門的な知識
を持った人材を養成し、問題解決の支援ができるようにする。

- 1 国際交流協会や市民活動団体等の職員と区役所職員などを対象に専門的な研修を実施し、外国人市民の複雑で多様化した問題に連携して対応できるようにする。
- 2 専門的な知識を持った人材を区役所や外国人相談窓口などで活用できるようにする。



1.2

ねんど
2015年度 B

1 【総務局において担当】

階層別研修において、人権に係る講義を実施し、市職員の人権意識の向上を図った。

また、今後も関係部署と十分に協議し、引き続き各階層別研修等において人権に係る科目を実施し、職員の人権意識の向上を図る。

国際交流協会では、相談員が、最新の社会動向に対応するための研修の受講、相談員全体での情報交換会（週1回）等により、最新・最適の情報提供を行えるように努めた。

そのほか、引き続き法テラスなどの法律に関する機関との関係強化に努めていく。

【市民・子ども局において担当】

「かわさき市民活動センター」で実施している全市的な市民活動支援施策の一つとして、市民活動団体の職員を対象とした活動支援のための講座を実施し、人材養成の取組を進めた。また、市民活動支援・中間支援の連携強化のため、国際交流協会も構成員とする意見交換会を開催した。

そのほか、区役所や外国人市民相談窓口の職員等を対象に、川崎市居住支援制度及び住まいに関する問題をテーマにした研修を実施する予定。今後も、同様の研修を実施するとともに、他都市の取組状況等も参考に、効果的な人材の養成や、相談窓口と相談内容に応じた関係部署との連携について検討していく。

- 2 区役所や外国人市民相談窓口の職員等を対象に、わかりやすく情報を伝える手段である「やさしい日本語」の研修会を開催した。また、川崎市居住支援制度及び住まいに関する問題をテーマにした研修を実施する予定。そのほか、今後も、同様の研修を実施するとともに、他都市の取組状況等も参考に、効果的な人材の養成や把握に努め、人材の活用方法について検討していく。

2011年度・提言①

外国人市民に関する調査を、5年に1度実施する。

1 外国人市民が困っていることや生活に必要な情報が届いているか等の外国人市民の実態を把握するために、5年に1度調査を行う。

2 調査結果は、市民に公表するとともに、外国人市民代表者会議に報告する。また、市の施策で活用するものとする。



1

2015年度 B

1 1993年に実施して以来の外国人市民意識実態調査（アンケート調査）を2014年度に実施した。調査結果の集計・分析を行い、報告書を作成した。

2014年度実施の書面による外国人市民意識実態調査の内容をさらに掘り下げた外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）を実施した。調査結果は分析を行い、今年度中に報告書を作成する予定。

2

2015年度 A

2 外国人市民意識実態調査（アンケート調査）の調査結果を外国人市民代表者会議に報告し、調査審議の検討材料として活用した。また、作成した報告書については、庁内全局（区）及び関係団体等へ配布するとともに、市ホームページで公開し、様々な市の施策に活用した。

2011年度・提言②

誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかける。

- 1 社会保障協定の締結国を増やし、できるだけ早く締結するよう国に働きかける。
- 2 年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。(2003年度提言の再提言)
- 3 年金制度に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかける。



1,2,3

2015年度 B

- 1 政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、社会保障協定締結国の拡充について、厚生労働省に要望書を提出した。なお、2015年10月1日現在における社会保障協定締結国は15カ国となっている。(ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー)
- 2 今年度も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に脱退一時金の期間設定及び支給率の見直しをもとめる「要望書」を提出した。
今後、引き続き、制度改正について、厚生労働省に働きかけを行っていく。
- 3 今年度、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、多言語による情報提供の充実についての要望を盛り込んだ「要望書」を厚生労働省に提出した。現在、日本年金機構において、8か国語による国民年金制度の仕組みを案内するための簡易なパンフレットが発行されているが、パンフレットその他情報提供について、より一層の充実が必要と考えている。
今後、他都市と連携しながら、提言の実現に向け国及び日本年金機構に働きかけていく。

2011年度・提言③

多文化理解教育を受ける機会を拡充し、内容の充実を図る。

(2009年度提言の補足意見)

- 1 小・中学校において、すべての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上、多文化理解教育を行えるよう推進する。
- 2 多文化理解教育において、より多様な国や文化を取り入れることを推進する。



1,2

2015年度 B

- 1 学校では、各教科等の学習の中で、2011年度に小学校、2012年度に中学校で全面実施となった新学習指導要領のねらいに則して、多文化共生教育を含む国際理解に関する学習を行っている。また、1998年度より継続して実施している民族文化講師ふれあい事業の実施校数が、2014年度までで延べ941校になり、2015年度も53校で様々な国と文化を取り上げ実施する予定。
- 2 学校における多文化共生教育はあらゆる人々が相互の違いを認め合い、共に生きていく姿勢をはぐくむ人権尊重教育を基盤に据えた取組の推進を最大のねらいとしている。
本市では、多文化共生教育の具体的な実践のひとつとして、1998年度より民族文化講師ふれあい事業を実施している。この事業は、それぞれの学校の授業の中で、いくつかの国の文化に視点を置き、その国々の文化に背景があることや、外国につながりを持つ人々を理解し寄り添うことの大切さを子どもたちが学ぶことを主な目的としている。
これまでに、市全体として941校で実施し、取りあげられた国数は44カ国に及ぶ。今年度も53校において、様々な国と文化を取りあげて多文化共生教育を推進している。今後は、各学校の子どもたちの状況や発達段階に合わせて、多様な国や文化を取り入れることも視野に入れていきたい。

2011年度・提言④

学校におけるいじめ問題解決のための取組を推進し、保護者へのサポートを充実させる。

- 1 対応事例を含めたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等に配布して、いじめの未然防止や早期解決ができるようにする。
- 2 保護者・児童生徒が学校でのいじめや悩みを母語で相談できる環境を整備し、多言語相談の広報に努める。



1.2

2015年度 B

- 1 川崎市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の基本的な考え方やいじめ防止等に向けて実施する取組をまとめた「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざしてVII～いじめ問題の理解と対応」（総集編・改訂版）をいじめ問題に関する教職員向けの総合的な手引きとして、昨年度市立学校の全ての教職員に配布するとともに、今年度も新規採用の全教職員に配布した。各学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題への理解を深めるとともに、未然防止や早期解決へ向けて組織的に取り組んでいる。また、いじめ問題に関する研修や研究協議を実施し、いじめ問題への対応力向上に努めた。
今後も、教職員のいじめに関する感度を高める研修を継続するとともに、児童生徒が相談しやすい環境整備に努めていく。
- 2 日本語指導等協力者が何か変わった様子に気づいた場合には、本人と面談し、担任にその内容を報告するなど連携して指導にあたっている。保護者には、いじめを含め学校生活全般に不安を感じないように、日常的に担任や日本語指導等協力者が連絡をしている。
文化の違いなどから子ども同士のトラブルが見られるが、このようなトラブルが起これることを担任が事前に予測し、その対応にあたるなど、いじめ等の未然防止が図られるように、今後も日本語指導等協力者とのさらなる連携をめざすほか、日本語指導等協力者にいじめ・不登校の未然防止のための研修を実施することなどを検討する。

2013年度・提言①

区役所における外国人市民を対象としたサービスを充実させる。

1 情報提供について(2001年度、2005年度、2007年度提言の再提言)

(1) 転入者に対して住民登録窓口で渡す情報について市内で共通の内容を定めた「ウエルカムセット(仮称)」を作成し、各区の窓口で最低限必要な情報が得られるようにする。

(2) 外国人市民に対しては、外国人市民に必要な基本的な情報(特に、生活・防災・医療など)の英語版を「ウエルカムセット(仮称)」に加えるとともに、外国人市民情報コーナーがあることを多言語資料で案内する。

また、すでに多言語で作成されている資料を有効に活用するために各担当窓口だけではなく、外国人市民情報コーナーにもそれらの資料を揃えるなど情報の集約と充実を図る。

(3) 外国人市民にとって重要と思われる情報については、中長期的に多言語化を推進し情報提供の充実を図る。

2 窓口サービスについて

(1) 区役所を訪れた外国人市民が目的に即した窓口にとどりつくことができるよう、担当窓口へ案内を行える体制を整備し窓口を明示する。

また、各窓口においては、外国人市民への対応に必要な業務知識の共有や説明能力の向上等のための人材育成を行うとともに組織的に対応できるようにする。

(2) 市が英語(ローマ字)で発行することができる証明書が一部あることを広く周知し、利用を促進する。



1(1)

2015年度 A

1(1) 【各区役所において担当】

各区役所にて、区民課で転入者に対し、生活に必要な最低限の情報を「ウエルカムセット」として、市内共通の資料を窓口で配布している。

今後も配布を継続していくとともに、各区で情報交換しながら、内容の充実や更新等、継続的にサービスの向上に取り組んでいく。

1(2)

ねんど
2015年度 B

1(2) 【各区役所、市民・子ども局において担当】

外国人市民向けの多言語資料（「川崎市に住む外国人の皆さんへ」「川崎市資源物とごみの分け方・出し方」等）について、各区役所で転入者向け資料のセットと合わせて统一的に配布を開始した。また、外国人市民情報コーナー等への多言語資料の配架を行っている。

各区役所・支所ごとに外国人市民情報コーナーを案内する多言語資料を7言語（ルビ付き日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語）で作成し、転入等の手続きで訪れる外国人市民への配布を開始した。今後さらに、区役所等と連携し、配架する資料を充実するための取組を進めていく。

1(3)

ねんど
2015年度 B

1(3) 【市民・子ども局において担当】

「広報広聴主管会議」や「人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会」で「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の説明を行い、市ホームページ多言語サイトへのコンテンツ掲載を含めた多言語での広報の推進について、改めて依頼した。

2(1)

ねんど
2015年度 B

2(1) 【各区役所において担当】

全区役所で、総合案内等において、英語、中国語、韓国・朝鮮語を併記したフロア案内表示を行っており、また、各階やエレベーター内のフロア案内、窓口案内サイン、タッチパネル式大型情報端末における庁舎案内コンテンツ等の多言語表示や、対応マニュアルの作成など、各区独自の取組も行っている。

外国人市民への窓口対応については、現状は外国語を習得している職員に対応を依頼するケースが多く、英語がわからない外国人市民が来庁した場合などは、案内が困難な状況もある。外国人市民が来庁した際の円滑な対応に向けて、今後も人材育成や組織的な対応に努めていく。

2(2)

ねんど
2015年度 B

2(2) 【市民・子ども局において担当】

英語（ローマ字）で発行することができる証明書書を所管する部署に対し、市民が英語（ローマ字）での証明書発行サービスを利用しやすくなるような取組について検討するよう呼びかけた。

財政局税制課では、英文で行う市民税・県民税の証明の利用促進を各市税事務所に通知するとともに、窓口で使用する「指さしガイド（英語版）」の中で、英文で行う市民税・県民税の証明の取得について、項目を追加し周知した。今後も、英語で発行することができる証明書書の利用の促進に努めていく。

ねんど ていげん 2013年度・提言②

がいこくじんほごしや あんしん にほん こ かていきょういく おこな
外国人保護者が安心して日本で子どもの家庭教育を行えるよう、
にほん がっこう きょういく しゅく せいど にかい ふか
日本の学校や教育の仕組み・制度についての理解を深めるため
とりくみ せっきよくてき すいしん
の取組を積極的に推進する。

(1996年度、2001年度、2003年度、2011年度提言の補足意見)

1 にほん がっこう きょういく しゅく せいど し たげんごしりょう ていきょうせつめい きかい
日本の学校や教育の仕組み・制度について知るための多言語資料の提供や説明のための機会
を設ける。

2 こそだ ちゅう がいこくじんほごしや ちいき ほごしや こそだ けいけんしや こうりゅう ばしよ きかい ていきょう
子育て中の外国人保護者が地域の保護者や子育て経験者と交流できる場所や機会を提供す
る。



1

ねんど
2015年度 A

1 にほん がっこう きょういく しゅく きょういくせいどろ たげんご きさい もんぶかがくしやう
日本の学校や教育の仕組み・教育制度等について、多言語で記載されている文部科学省
作成の就学ガイドブックを帰国・外国人児童生徒の受け入れ懇談の際に手渡して説明して
いる。また、かくしやう ちゅうがっこう めい せいど せつち きこく がいこくじんせいとくきょういくたんとうしや
各小・中学校に1名ずつ設置している帰国・外国人児童生徒教育担当者を
あつ けんしゅう なか きつし しやうかい かくがっこう がいこくじんほごしや せつめい
集める研修の中でもこの冊子を紹介し、各学校においても外国人保護者に説明してもらえ
るよう担当者に周知した。

さらに、しりつしやうがっこう にゅうがく がいこくせき かくかてい しりつがっこう しみんかん くやくしよ くみんか
市立小学校へ入学する外国籍の各家庭、市立学校、市民館、区役所（区民課・
じどうかてい か こくさいこうりゅうせんたー かん しゅうがく かか てつづ せつめい
児童家庭課）、国際交流センター、ふれあい館に就学に関わる手続きや準備などの説明を
けいさい がいこくじんほごしやようしゅうがくほんどブック（7か国語）を交付しているが、こんねんど
掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」（7か国語）を交付しているが、今年度
きつし なかみ がいこくじんほごしや せいど きょういく しゅく きょういくせいどろ せつめい ぺーじ
から冊子の中身を改訂し、日本語学校や教育の仕組み・教育制度等を説明するページを
くわ さいふ
加えて配布した。

2

ねんど
2015年度 A

2 きやういぶんかいかん しみんかん じつし しやかいきやういくしんこうじぎやう こそだ
教育文化会館・市民館で実施する社会教育振興事業において、「子育てひろば」や
ふりーすぺーす とう めいしやう ちいき ほごしやどうし こそだ けいけんしや こうりゅう きかい
「フリースペース」等の名称で、地域の保護者同士や子育て経験者と交流できる機会の
ていきょう おこな たましみんかん がいこくじんほごしや たいしやう しぼ こそだ
提供を行っている。多摩市民館においては外国人保護者に対象を絞った子育てひろばも
かいせつ がつ がつ ぜん かいよてい
開設している。（4月～3月、全11回予定）

通常の機会提供に加え、よりさんか きかい がいこくじんこそだ ていやく
通常の機会提供に加え、より参加しやすい機会としての「外国人子育てひろば」も定着
いってい きんかしか こんご たげんごこうほう つうやくほじよ がいこくじんほごしや あんしん
し、一定の参加者があった。今後も、多言語広報、通訳補助など、外国人保護者が安心
さんか たいせい せいび つと
して参加できる体制の整備に努めます。

ねんど ていげん 2013年度・提言 ③

がいこくじんしみん あんてい かていせいかつ のうりよく ろうどうりよく はつき
外国人市民が安定した家庭生活のもと、その能力や労働力を発揮
し日本の社会・経済に貢献できるよう、出入国管理行政の改善を
ほうむだいじん はたら
法務大臣に働きかける。

ざいりゅうしかく かぞくたいざい かぞく はんい ざいりゅうがいこくじんおよ はいぐうしゃ おや ふく くに
1 在留資格「家族滞在」の「家族」の範囲に在留外国人及びその配偶者の親を含めることを国に
はたら
働きかける。

ざいりゅうしかく えいじゅうしゃ にほんじん はいぐうしゃ えいじゅうしゃ はいぐうしゃ ていじゅうしゃ も ざいりゅうがいこくじんとうがい
2 在留資格「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」を持つ在留外国人が当該
しかく ゆう きかん かぎ おや にほん たいざい
資格を有する期間に限り、その親が日本に滞在できるようにすることを国に働きかける。

ばあい おや ざいりゅうきかんこうしんてつづ ひつよう とき にほんこくない おこな
3 1、2の場合において、親の在留期間更新手続きが必要な時は、日本国内で行えるようにすること
くに はたら
を国に働きかける。



1,2,3

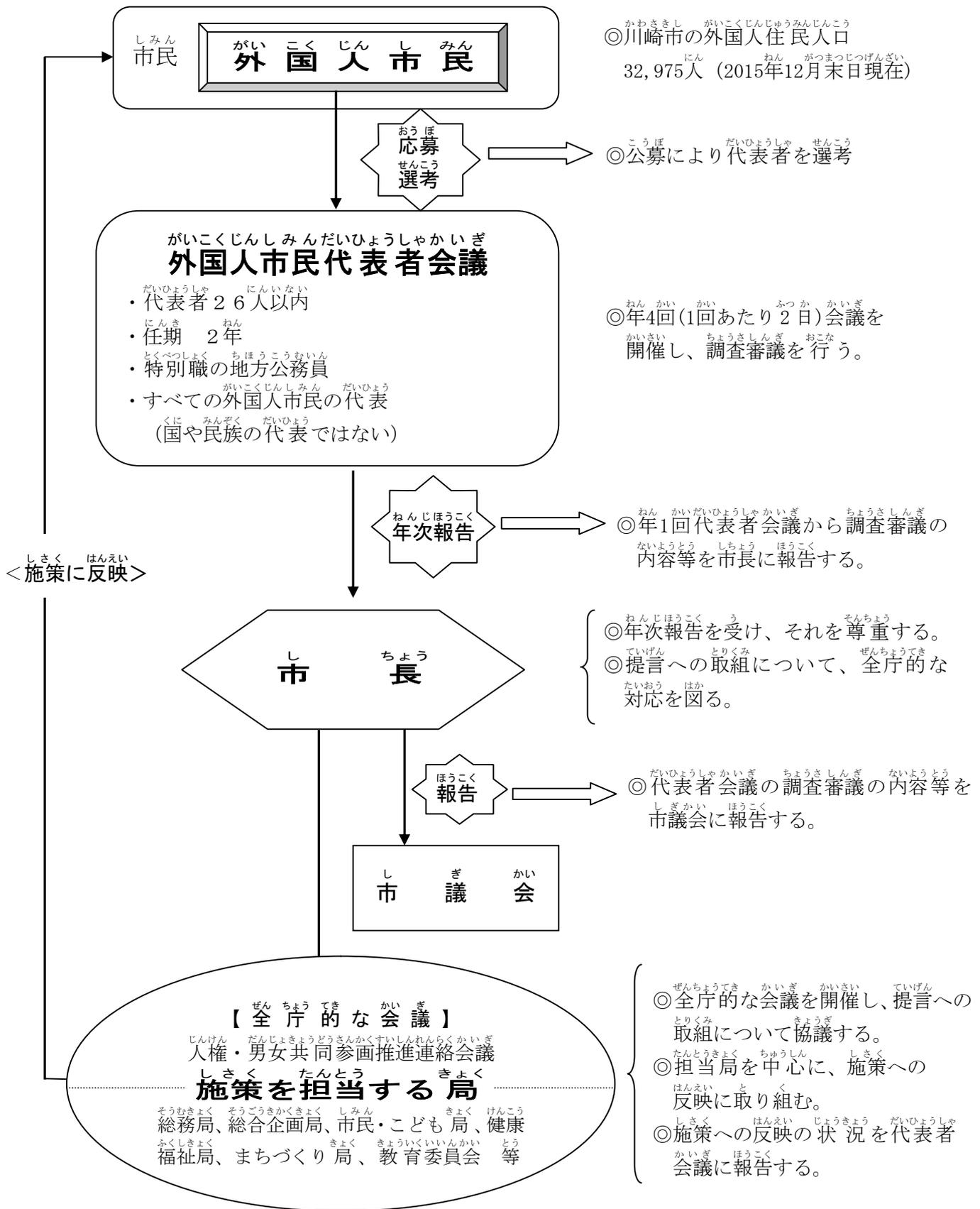
ねんど
2015年度 B

ざいりゅうしかく くに どうこう た じちたい とりくみどうじょうほうしゅうしゅうつと
在留資格について、国の動向や他の自治体の取組等情報収集に努めた。

また、今年度実施した外国人市民意識実態調査において、在留管理・滞在管理に関わる
しみんいしき はあく はか こんねんどうちゅう ちょうさけつか しゅうけい ぶんせき おこな ほうこくしょ さくせい
市民意識の把握を図った。今年度中に調査結果の集計・分析を行い、報告書を作成する
よてい
予定。

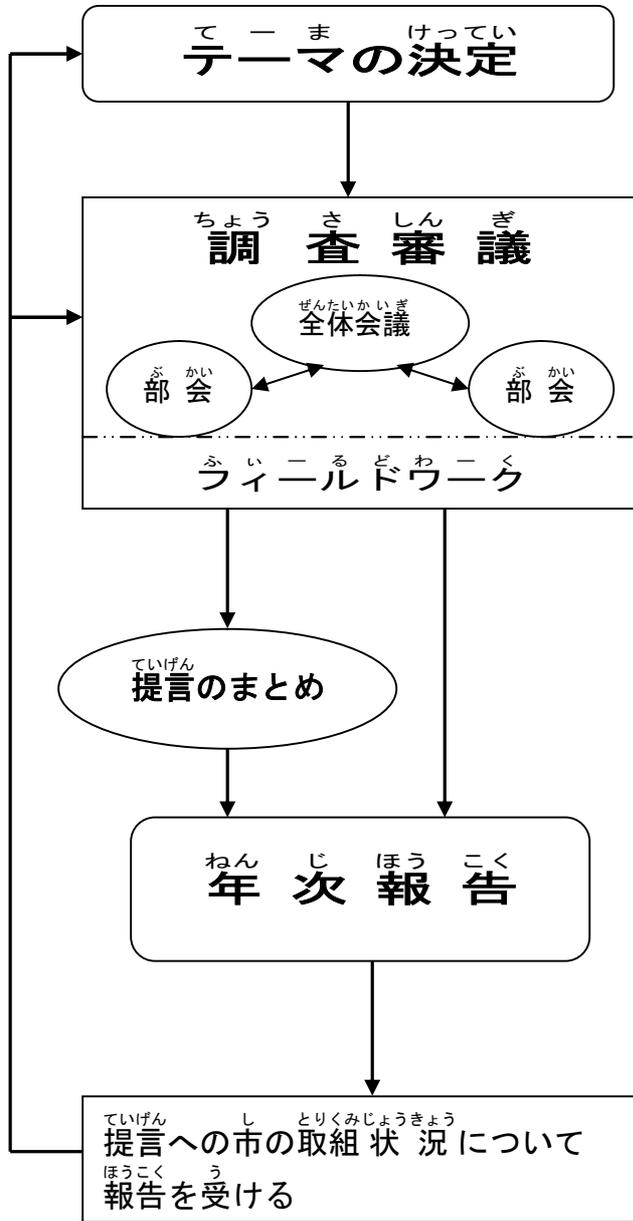
4 外国人市民代表者会議のしくみ

1 外国人市民代表者会議からの報告が施策に反映されるしくみ



2 外国人市民代表者会議の運営

会議の運営方法は、条例・運営要綱に基づき、代表者自身が決定する。



◎何を調査審議するかは会議で審議し、代表者が合意の上決定する。

◎テーマに基づき、部会を設置して調査審議することができる。

◎部会での審議結果を全体会議で報告し、代表者会議全体で確認する。

◎会議外でフィニルドワーク等を実施し、調査審議に活かす。

◎調査審議された内容のうち、提言として報告できるものをまとめる。

◎市長に調査審議の内容や活動状況等を報告するとともに、意見（提言）を申し出る。

◎市長は、提言への取組について、全庁的な対応を図る。

◎市は、提言への取組状況を代表者会議に報告する。

◎取組状況を踏まえて、調査審議を進める。

[事務局] 市民・子ども局 人権・男女共同参画室

- * 会議運営のサポート、調査審議資料及び議事録作成
- * 関係局等との調整及び連携
- * 他都市等の情報収集及び情報提供

5 条例・要綱・要領

川崎市外国人市民代表者会議条例

平成8年10月3日
条例第25号

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)

26人以内をもって組織する。

2 代表者は、日本の国籍を有しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期を2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回当たり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることができる。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民記録台帳に登録されている期間に通算する。

かわさしがいがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎょうんえいようこう
川崎市外国人市民代表者会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき設置される川崎市外国人市民代表者会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議の開閉）

第2条 会議の開会、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣言する。

（会議の公開）

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、出席代表者の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度定める。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を越えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（会議の使用言語）

第5条 会議は日本語を用いる。ただし、代表者が必要とするときは、通訳を同行することができる。

（正副議長会議）

第6条 会議の運営については、必要に応じて正副議長会議を開催し協議する。

（部会の設置）

第7条 条例第7条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

- 2 部会には部長を置く。部長は、当該部会に属する代表者の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。
- 3 部長は、必要に応じて正副議長会議に出席することができる。
- (臨時の会議)

第8条 条例第9条に規定する臨時の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、開催することができる。

- (1) 緊急に会議の招集が必要な場合
- (2) 代表者の4分の1以上の者から会議に付議する案件を示して会議の請求があるとき
- (会議の報告)

第9条 条例第8条第5項の規定により、市長に提出する会議の経過等は概要を記した摘録とする。

- 2 条例第11条の規定による市長への報告は、会議の概要、調査審議の結果及び意見等の内容とする書面により行う。

(解嘱の申出)

第10条 委員長は、代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にこれを申し出ることができる。

- (1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。
- (2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。
- (3) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第11条 代表者に欠員が生じた場合、委員長は会議に諮って、その補充を市長に申し出ることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議の委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃか いぎだいひょうしゃせんになんようこう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱

しゅし
(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、市長が委嘱する外国人市民代表者会議の代表者(以下「代表者」という。)の選任について必要な事項を定めるものとする。
(代表者選考委員会の設置)

第2条 市長は、代表者を選任するときは、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「代表者選考委員会」という。)を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものとする。
(代表者の配分)

第3条 条例第4条に基づく代表者26人以内の配分は、次の各号により行う。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者(ただし、日本の国籍を有しないものに限る。)が1,000人以上いる国に10人を、その記録されている者の数に比例して配分する。
- (2) 国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域に16人(無国籍者を含む。)を配分する。その配分の内訳はアジア地域に3人以上、その他の4地域に各1人以上とする。

2 前項に規定する配分数に対して、応募数が満たないとき、又は応募者が選考基準を満たさないときは、その都度協議するものとする。

(代表者の募集)

第4条 代表者の募集は、公募により行う。

2 募集は、外国人市民代表者会議代表者応募申請書(第1号様式)により行う。

(代表者の選考基準)

第5条 代表者選考委員会は、代表者の選考にあたっては、応募者の日本語会話能力の他市政への関心、地域や外国人相互の交流状況、共生のまちづくりについての積極性等を考慮して選考する。

2 前項に定めるもののほか、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切な配慮をするものとする。

(基準日)

第6条 第3条第1項第1号の住民基本台帳の記録は、代表者を選任する年の1月1日の記録を用いる。

2 満18歳及び市内在住1年以上の要件の基準日は、代表者の改選の年の4月1日とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表者選考委員会に諮って市民・こども局長が定める。

ふ そく
附 則
しこうきじつ
(施行期日)

1 この要綱は、平成8年10月7日から施行する。

きじゅん び とくれい
(基準日の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者の配分の基準となる外国人登録者数は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成8年4月1日の外国人登録者数を用い、満18歳及び市内在住1年の要件の基準日は、同条第2項の規定にかかわらず、平成8年11月1日とする。

だいひょうしゃ せんこう いいん かい にんき
(代表者選考委員会の任期)

3 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者選考委員会は、第3条第2項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとする。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成12年2月25日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

かわさきし がいこくじん しみん だいひょうしゃ かいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち ようりょう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会設置要領

もくてきおよ せっち
(目的及び設置)

だい じょう かわさきし がいこくじん しみん だいひょうしゃ かいぎ だいひょうしゃせんこう にんようこう い か ようこう だい じょう もと
第1条 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づ
かわさき し がいこくじん しみん だいひょうしゃ かいぎ い か だいひょうしゃ かいぎ だいひょうしゃ せんこう
き、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)の代表者を選考するため、
かわさきし がいこくじん しみん だいひょうしゃ かいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい い か せんこう いいん かい
川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

しよしょう じこう
(所掌事項)

だい じょう せんこう いいん かい ようこう もと だいひょうしゃ かいぎ だいひょうしゃ せんこう しよしょう
第2条 選考委員会は、要綱に基づく代表者会議の代表者の選考を所掌する。

そしき
(組織)

だい じょう せんこう いいん かい いいん つぎ かか もの あ
第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) しみん きよくちやう
市民・子ども局長
- (2) しみん きよくく せいすいしんぶちやう
市民・子ども局 区政推進部長
- (3) しみん きよくじんけん だんじよきやうどうさんかくしつちやう
市民・子ども局 人権・男女共同参画室長
- (4) しみん きよく ほんぶこそだ しさくぶちやう
市民・子ども局 子ども本部子育て施策部長
- (5) そうむきよくこくさいしさくちやうせいしつちやう
総務局国際施策調整室長
- (6) きやういくいいんかいじむきよくそうむぶちやう
教育委員会事務局総務部長

いいんちやう
(委員長)

だい じょう せんこう いいん かい いいんちやう お しみん きよくちやう あ
第4条 選考委員会に委員長を置き、市民・子ども局長をもって充てる。

- 2 いいんちやう せんこう いいん かい だいひょう かいむ そうり
委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 いいんちやう じこ いいんちやう しめい もの しょくむ だいいり
委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう せんこう いいん かい いいんちやう しょうしゆう かいぎ ぎちやう
第5条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 せんこう いいん かい いいん かはんすう しゆっせき かいぎ ひら
選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 せんこう いいん かい だいひょうしゃ せんこう がいこくじんしみん かん けんしき ゆう もの いけん
選考委員会は、代表者の選考にあたっては、外国人市民に関して見識を有する者の意見を
き
聴くものとする。

じむきよく
(事務局)

だい じょう せんこう いいん かい じむきよく しみん きよくじんけん だんじよきやうどうさんかくしつ お
第6条 選考委員会の事務局は、市民・子ども局 人権・男女共同参画室に置く。

いにん
(委任)

だい じょう ようりょう さだ ひつやう じこう しみん きよくちやう さだ
第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民・子ども局長が定める。

ふ そく
附 則

ようりょう へいせい ねん がつ は つ か しこう
この要領は、平成27年11月20日から施行する。

かわさきしがいこくじんしめんしさくせんもんちようさいんせつちようこう
川崎市外国人市民施策専門調査員設置要綱

しゅし
(趣旨)

だい じょう かわさきし がいこくじんしめんしさく えんかつ すいしん はか しめん きょくじんけん だんじょ
第1条 川崎市における外国人市民施策の円滑な推進を図るため、市民・子ども局人権・男女
きやうどうさんかくしつ きんむ ひじようきんしよくたくいん ひつよう じこう さだ
共同参画室に勤務する非常勤嘱託員について必要な事項を定めるものとする。

しよくめい
(職名)

だい じょう ひじようきんしよくたくいん めいしやう かわさきしがいこくじんしめんしさくせんもんちようさいん い か せんもんちようさいん
第2条 非常勤嘱託員の名称は、川崎市外国人市民施策専門調査員（以下「専門調査員」と
いう。）とする。

みぶん
(身分)

だい じょう せんもんちようさいん ちほうこうむいんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こうだい ごう
第3条 専門調査員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に
きてい とくべつしよく ひじようきんしよくたくいん
規定する特別職の非常勤嘱託員とする。

しよくむ
(職務)

だい じょう せんもんちようさいん しよくむ つぎ
第4条 専門調査員の職務は、次のとおりとする。

- (1) がいこくじんしめんだいひやうしやかいぎ ちょうさしんぎしりやう さくせい かん
外国人市民代表者会議の調査審議資料の作成に関すること。
- (2) がいこくじんしめんだいひやうしやかいぎ うんえいほじよ かん
外国人市民代表者会議の運営補助に関すること。
- (3) がいこくじんしめんしさく かん ちょうさおよ しりやうさくせい かん
外国人市民施策に関する調査及び資料作成に関すること。
- (4) ためい じこう
その他命じられた事項

ていすう
(定数)

だい じょう せんもんちようさいん ていすう ひとり
第5条 専門調査員の定数は、1人とする。

にんようおよ にんようきかん
(任用及び任用期間)

だい じょう せんもんちようさいん がいこくじんしめんしさく かか せんもんてき ちしきけいけん ゆう もの しちやう
第6条 専門調査員は、外国人市民施策に係る専門的な知識経験を有する者のうちから市長が
にんめい
任命する。

ちゆう りやく
(中 略)

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち しこう
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

へん しゅう かわさき し がいこくじん し みんだいひょうしゃかい ぎ
編 集 : 川崎市外国人市民代表者会議

2016 (平成28) 年 3月

はっ こう かわさき し し みん きょくじんけん だんじょきょうどうさんかくしつ
発 行 : 川崎市市民・子ども局人権・男女共同参画室
かわさきしかわさきくえきまえほんちよう ばんち
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2
かわさきふろんていあびる かい
川崎フロンティアビル9階

TEL 044-200-2359 FAX 044-200-3914

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-7-2-0-0-0-0-0-0-0.html>